

令和7年12月10日開会

令和7年12月18日閉会

(定例第8回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

## 第1号（12月10日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
1 1 番 内山 昌晃議員	6
2 番 西本 篤史議員	20
9 番 藤田枝里香議員	33
1 番 落合 祥二議員	49
7 番 瀬石 公夫議員	63
4 番 守田 達也議員	73
散 会	85
署 名	86

## 第2号（12月11日）

議事日程	87
本日の会議に付した事件	88
出席議員	90
欠席議員	90
事務局出席職員職氏名	90
説明のため出席した者の職氏名	90
開 会	91
会議録署名議員の指名	91
一般質問	91
5 番 高月 義夫議員	91
6 番 高見 英夫議員	108
10 番 松田規久夫議員	124
議案第67号	133
議案第68号	133
議案第69号	133
議案第70号	133
議案第71号	133
議案第72号	133
議案第73号	133
議案第74号	133
議案第75号	133
議案第76号	133

議案第77号	133
議案第78号	133
議案第79号	133
議案第80号	133
請願第1号	137
散会	137
署名	139

第3号(12月18日)

議事日程	140
本日の会議に付した事件	141
出席議員	143
欠席議員	143
事務局出席職員職氏名	143
説明のため出席した者の職氏名	144
開会	144
会議録署名議員の指名	144
議案第67号	144
議案第68号	144
議案第69号	144
議案第70号	144
議案第71号	144
議案第72号	144
議案第73号	144
議案第74号	144
議案第75号	145
議案第76号	145
議案第77号	145
議案第78号	145
議案第79号	145
議案第80号	145
請願案第1号	145
委員会提出議案第1号	154
議員派遣について	155
閉会	155
署名	156

田布施町告示第68号

令和7年第8回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和7年11月26日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和7年12月10日

2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

---

○12月11日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

---

○12月18日に応招した議員

落合 祥二議員

西本 篤史議員

谷村 善彦議員

守田 達也議員

高月 義夫議員

高見 英夫議員

瀬石 公夫議員

小中 進議員

藤田枝里香議員

松田規久夫議員

内山 昌晃議員

南 一成議員

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和7年 第8回(定例)田布施町議会会議録(第1日)

令和7年12月10日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和7年12月10日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

定期監査の報告

例月出納検査の報告

議員派遣

日程第4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

定期監査の報告

例月出納検査の報告

議員派遣

日程第4 一般質問

---

出席議員（12名）

1番	落合 祥二議員	2番	西本 篤史議員
3番	谷村 善彦議員	4番	守田 達也議員
5番	高月 義夫議員	6番	高見 英夫議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	小中 進議員
9番	藤田枝里香議員	10番	松田規久夫議員
11番	内山 昌晃議員	12番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	羽山 斉克君
書記	穂枝 美乃里君	書記	石本 綾子君
書記	稲木 陽君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
企画財政課長	山田 浩君	税 務 課 長	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	松葉 譲児君
教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君	社会教育課長	福田 幸治君
会 計 室 長	江良 和美君	代表監査委員	内田 勝己君

---

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） ただいまから、令和7年第8回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、瀬石公夫議員、守田達也議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は12月18日までの9日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、内田代表監査委員に出席を求めています。

定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田 勝己君） 監査報告をさせていただきます。

瀬石監査委員と私の2名で実施しました定期監査及び例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

定期監査は10月2日から5日にわたり行いました。その結果、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

次に、例月出納検査でございますが、令和7年9月、10月及び11月末における一般会計、特別会計、下水道事業会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であることを認めましたので御報告申し上げます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告します。

9月定例会以降の議員派遣は2件で、タブレットに記載した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職・氏名は、タブレットに記載の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。内山昌晃議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） おはようございます。今回で20回目の一般質問となるわけですが、初めてトップバッターということで、大変緊張しております。どうぞよろしくお願ひします。

今回は2問質問いたします。全て答弁者は町長で、一問一答ということでよろしくお願ひします。

それでは、第1問です。駅舎及び駅前開発、使いやすさと安全性を。

住民から熱望されている駅舎の建替えと、それに付随する駅前開発が始まろうとしています。町の玄関口として駅舎を新築し周辺を再開発することは、町の賑わいを促す上でも極めて重要なことであり、町の未来を見据えてしっかりと計画していかなければなりません。

さて、5年前、私が町議となって初めての一般質問において、駅ホームと電車間は、段差が大きく高齢者や障害者にとって乗車が非常に困難な状況になっています。また、ホーム間を往来する陸橋は急勾配の上、踏板の幅が狭く、昇降が困難な状況であります。と質問いたしました。町民が使いやすく安全性を考慮したホーム段差の解消やエレベーターの設置について、どのようにお考えか改めて質問します。よろしくお願ひします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

多くの町民の悲願でもありました、老朽化した田布施駅舎の整備につきましては、JR西日本様と

の協議を行っており、町といたしましては多目的に使用できる交流拠点施設として、誰もが快適にかつ安全に利用できるよう計画するとともに、駅周辺の整備も併せて予定したいというふうに考えております。

まず、御質問いただきました、駅のホームと電車との段差、そして跨線橋の急勾配、狭小な踏み板につきましては、今回の駅舎の整備とは別の課題となりますが、現在、JR西日本様と駅舎整備協議の際に、当然一体として考えられるものでもございますので、課題として当然話し合っております。

まず、ホームと電車との段差についてでございますが、既に報道発表もされておりますように、令和9年度以降、山陽本線山口エリアに新しい車両が、既存の車両と順次入れ替えて導入されるということになっております。これにより、現在のホームと電車との段差はある程度解消され、今ほど乗降に気を遣わなければならないものにならないとの見解をJR西日本様との協議の中で聞いております。実際に段差解消がどの程度になるかについては、詳しい車両の導入の公表を待ちたいというふうに考えております。

次に、跨線橋につきましては、JR西日本様からも、跨線橋の改修やエレベーターの改修について、今後、段階的に協議を行っていきたいとの回答を得ております。これに対しましては、町といたしましてもバリアフリー計画の策定等、これから対応すべきものがたくさんございますので、今回の駅舎及び周辺整備を進めていくと同時に、そうした点についても、今後、JR西日本様との具体的な協議を継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。このたびは、この後数名、同じような質問を、駅について質問されますが、私は、再開発とかそういう賑わいの部分というのは、他の議員の方にお任せをして、私はこの使いやすさ、安全性、陸橋とか駅の段差とか、その辺についてのみ質問させていただきたいというふうに思っております。

5年前に私、町議初当選しまして、3月の本会議が第1回目の一般質問でございました。その質問を初めてしたのが、この駅の段差と陸橋の問題ということで大変思い入れのある質問です。5年前を振り返るではありませんが、あの質問はどうなったのかということ、また改めてこの場で問いたいということがございます。今の町長の答弁の中に、新しい車両が導入をされて、ある程度は段差が解消されるのではないかとということなんです、これが本当に解消されるのかということもありますし、例えば今、柳井の駅ですと段差は解消されております。なので、おそらくそのホームの高さに合わせて新車両のほうも導入をされるということで、決定的にはその段差は解消されないのではないかなと

いうふうにも思いますし、例えば、車両が極端に低くなれば、逆に柳井のホームのほうが逆段差がついて危険になってしまうというようなこともあります。その辺の情報というか、まだ分からないと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。JR西日本との確認事項でございますが、公表されている車両につきましては、広島エリアに導入されている227系近郊型直流電車をベースとした新型車両で、愛称がK i z a s h i、2026年夏以降順次投入予定と聞いております。車両の高さにつきましては、全高は3,630ミリとまでで、床面の高さまではまだ公表はしていないという状況でございます。

議員御指摘のとおり、柳井駅のバリアフリー化はされておりますので、そこで逆段差がならない車両の高さが導入されるものだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） そうですね。段差は解消してくれ、解消してくれと言いながら、その辺が新車両導入の前に先んじて田布施が例えば段差を解消してしまうと新車両が、例えば今言ったように逆段差になってしまうということもありますので、その辺は慎重に見極める必要があるのかなということでもあります。

今回の一番の主題です。使いやすい駅ということで、どう使いにくいのかということ、ちょっとある町民の方にお話を聞いたんですが、その方は高齢の方でございます。何て言うんでしょう、歩みも遅くて、ちょっとこう階段を登っていくのもなかなか困難だという方なんですけど、例えば田布施から柳井に行くときには陸橋を渡っていかなきゃ、跨線橋を渡っていかなきゃいけないということです。ちょっとこれ渡れないので、一旦、下りに乗って下松駅まで行って、エレベーターを使って上り線に乗り換えて柳井まで行くと。そうしないといけないということも聞いております。逆に、今度徳山辺りから田布施に帰ってくるときは、田布施で降りると跨線橋渡れないので柳井まで行って、下り電車に乗り換えて田布施に帰ってくるというようなこともありますので、これが使いやすい、使いにくさだろうなということが、まだ元気な方は上っていけばいいわけですけど、例えばこういうことが使いにくさということでございます。これらをちょっと踏まえまして3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目が利用者数、乗降客数というんでしょうか。田布施駅の乗降客、2,000人切ってございましたけど、2,000人を越えたというふうに聞いております。2,000人を越えるとバリアフリ

一化を行う対象となるというふうな認識をしております。田布施農工高校も、田布施に残ったということもありますし、さらに加えて駅前の再開発をこれから行っていくということで、利用者も増えていくんだろうなというふうに思います。それで、国の資料なんですけど、鉄道のバリアフリー化の整備推進に係る検討会の取りまとめというのを見ると、令和8年度から5年間の目標として、1日あたりの平均利用者数が3,000人以上並びに2,000人から3,000人の駅で、基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅については、原則として全てについて段差の解消、転落防止設備の整備、障害者対応トイレの設置などの移動円滑化を実施するとあります。今申しました基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅とは、移動等円滑化促進方針、マスタープランと言うんですが、これを策定し方針を示さなくてはならないということになっております。本町はこのマスタープランを策定しているのか、策定していない場合は今後策定する用意はあるのか、ということをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 活用する事業によりましては、お見込みのとおり駅平均利用者数2,000人を超える場合には、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針またはバリアフリー基本構想を策定しなければならないこととなっております。本町におきましては、まだこちらのほうの策定は行っておりません。しかしながら、そちらのバリアフリーの整備の事業の実施主体は、あくまで鉄道事業者でございますので、事業規模等内部でしっかりと精査をしまして、J Rと協議のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。策定をする準備があるかないかというのは、まだ今お答えはいただいておりませんが、マスタープランを策定すると複数の関係者間で認識が共有化され、事業者、J R事業化に向けた準備期間を設けることができる。また、届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、段階的なバリアフリー整備が可能となるなど、これまで最も調整が困難であったJ Rとの調整が容易化するとメリットがあるということが、この国交省のガイドラインにこういうメリットというのが書いてございます。今までなかなかJ Rと膝をつき合わせて協議をするという、そういう機会がこれまでなかったということなんですけど、今、ようやくその扉が開いて、J Rといろいろ協議ができていくという状況の中で、ぜひ段階的に調整ができるというようなメリットもございますので、この機会にやはりこういうマスタープランを作成するというようなことを念頭において、J Rとも協議をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 本町またはJ Rが想定いたしますバリアフリー化の整備事業の実施の際には、鉄道事業者、地方自治体、地方運営局等からなる協議会で整備計画、実際にどういった整備を行うかということをもとに策定する必要があるかと思えます。当然、同時にバリアフリー基本構想等も策定に向けて進めていくことになろうかと思えます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ぜひ、協議会を作ってください、同時にまたそのバリアフリーの整備計画を作っていくというようなことで将来を見据えてというか、もう跨線橋のほうもかなり老朽化をしていると思えます。いつ落ちても、こういう言い方してはあれですけど、大きい地震が来れば落ちてしまうかもしれないし、やはり老朽化しているものですから、そういうときにも備えるという意味も、こちらの整備計画のほうも並行して進めていっていただけたらというふうに思えます。ぜひ、よろしくお願いします。

では、次、2点目が、今度、財源の問題です。今、町が行おうとしている、その駅前の計画ですけど、これについては地方創生交付金を使うということをおっしゃられておったと思えます。その地方創生交付金の使い道、使途についてはその駅の改修とか、そういうのは当てはまらないということで、そういう再開発を目的としてやるというようなことだというふうに思えます。ですから、跨線橋とか、そういう段差の解消というのは別の補助金、財源で考えるべきであろうというふうに私は思えます。マスタープラン、先ほど申しました、策定すれば社会資本整備総合交付金の重点配分の対象となるというふうに記載されております。この重点配分というのはどの程度のものなのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 鉄道駅のバリアフリー化に対する補助制度というのは複数ございまして、外国人旅行者のニーズに合わせた観光振興に資するバリアフリー整備または都市鉄道整備、こういったものから議員おっしゃられました社会整備総合交付金事業の中にもメニューはございます。そちらのほうの計画等を策定すれば重点配分措置もあろうかと思えますが、このたびの田布施駅にしましてはバリアフリー環境整備促進事業というのが社会資本整備交付金にあるんですが、人口5万人以上の市または3大都市圏の既成市街地等という条件もございまして、本町には該当しないのではないかとおられます。また、地域公共交通再構築事業というメニューもございまして、こちらは駅舎の新改築のみに適用されますので、こちらもお該当されないと思えます。今、本町並びにJ Rが想定している事業というのは、地域公共交通確保維持改善事業のメニューの1つ、地域公共交通バリア解消促進事業、もしくは次世代ステーション創造事業、こちらの2本ではないかなというふうに思っております。

す。

それで、配分措置というか、バリアフリー基本構想を策定すれば、次世代ステーション創造事業は国交補助3分の1から2分の1になるというふうに明記されております。まだこちらのほうは、どの事業を活用するかというのは、まだ整備計画に基づいて決定はされるものであろうかというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） そうですね、国庫補助が3分の1から2分の1になるという事であれば本町の負担も減るのではないかという事も思いますが、そもそも、やはり跨線橋とかその辺をやり替えるとなると莫大な金額がかかってしまうというふうに思います。1,000万円でできるなら500万円で済むでしょうけど、それが10億円かかれば5億円もかかるということで、なかなか「はいやります」というようなことにはならないと思いますが、やはり使いやすさと安全性というふうなところを考慮していただいて計画をしていただけたらというふうに思います。

そして3つ目、これ最後になりますけど、先ほど申しましたけどJRとの協議です。これまでいくつもの質問の中でJRと協議をしている最中だというような答弁ばかりでしたけど、今回の件についても整備計画15年前倒しをして、今回、ようやくテーブルに着いたということで、なかなかJRの扉というのは固く閉ざされております。今がまさにこの15年に一度の千載一遇のタイミングだということで、本当にJRと膝を突き合わせて話し合えるというのは、このタイミングしかないのかなというふうに思います。ですから、答弁にもありましたが、しっかりとJRと協議をしていくと、今回の再開発計画と別の枠というか、そちらのほうも並行して協議を続けていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 補助事業または今後の整備計画の内容、こちらのほうをJRのほうと確認をしながら、その実施内容を整理し協議を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 今回の件については、もうほとんどが経済課長が先頭に立ってやられていることだろうというふうに思います。なかなか難しい事業ですし、事務量、事業量も莫大な事業だというふうに認識しております。大変でしょうが、継続協議ということでぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけど、今回のこの駅舎の建替え、駅前再開発というのは私が知る限り田布施史上において最も最大な計画というか、町民も熱望されている計画だというふうに思います。賑わい、使い

やすさ、安全性を念頭において町民誰もが快適に使える場所となるようお願いいたしまして、私の1問目の質問を終わります。

それでは2問目です。

子ども子育て支援さらなる強化を。ということでございます。答弁者は町長でお願いいたします。

本町の子ども子育て支援策は、他市町に負けず劣らず充実しており、努力の成果がうかがえます。しかしながら、他市町と同じようなことをしていても、本町の独自色を出さない限り、子ども子育て支援の充実、人口減少対策につながっていかないというふうに思います。独自色を出すためには、本来ある制度を利用者が使いやすくすることや、制度の隙間を埋めるきめ細かなニーズにあったサービスの提供が必要と考えます。

そこで、産後ケア事業を例に質問をします。

1つ目、本町の産後ケア（事業宿泊型・通所型・居宅訪問型）の利用者数と受託施設はどこか。また、課題を把握していますか。

2つ目、デイサービス型産後ケア事業を少人数の集団型として、地域の施設を活用し、行政、助産院、地域の共同事業として実施してはいかがでしょうか。また、子ども子育て支援の施策の実施には、様々な団体や地域が連携して行う必要があると考えますが、行政（こども家庭センター）が中心となって協議会等の設立、さらにNPO法人や社団法人等の設立を促す考えはないか、併せてお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

子ども子育て支援、特に産後ケア事業に関する御質問でございます。子ども子育て支援事業につきましては、令和5年にこども家庭庁が発足して以降、施策の拡充等が諮られており、本町といたしましても国が推進する事業に基づき、各種施策を実施いたしております。

1点目の産後ケア事業の利用者数についてでございますが、それぞれ利用件数及び利用日数で申し上げますと、ショートステイ型が10件で30日、デイサービス型が6件で6日、アウトリーチ型が13件で23日でございます。委託先は、ショートステイ及びデイサービス型は4つの医療機関と、アウトリーチ型は県助産医師会と契約を締結いたしております。事業の課題といたしましては、本事業の利用希望者は年々増加いたしておりますが、ショートステイ及びデイサービス型につきましては、医療機関の空きベッドを活用して行われておりますことから、利用希望されても1カ月後ぐらいしか予約が取れないケースがあるなど、希望どおりニーズを満たしていない点があるのが課題と考えられます。アウトリーチ型については、ほぼ希望どおり御利用いただいております。

次に、2点目の、地域資源を活用した集団型産後ケアを、地域・多職種で協働して実施してはどうかという御提案でございます。こちらにつきましては、町内の助産師からも御相談があったところでございます。集団型の日帰り産後ケアは、県内でもほとんど実施されておりませんが、地域資源を活用するという点が特色として挙げられることから、来年度から県内に先駆けて本町で事業を開始できるよう、関係者間で詳細を詰めている状況でございます。

ちょっとした非日常を味わっていただくことで、乳児を抱えるお母さん方の癒やしや負担軽減になればというふうに考えております。

最後に、子ども子育て施策の推進に当たっての協議会や法人設立についてでございますが、妊娠期や子育て期にわたる切れ目のない支援を実現するためには、こども家庭センターが中核となり、母子保健と児童福祉の両面から包括的・継続的な支援を調整・推進することが重要でございます。その際、行政のみならず、地域団体や関係機関がそれぞれの専門性を活かし、役割分担をしながら連携することで、持続可能な支援体制が構築されると考えております。この協議会や法人設立につきましては、行政が一方的に主導するのではなく、地域団体の自主性や創意工夫を尊重することが望ましいと考えております。地域の団体が主体的にNPO法人や社団法人の設立に取り組まれる場合には、町としてもできる限りの協力を行っていきたいと考えております。今後も、地域の声を丁寧に受け止めながら、本町ならではの子育て支援の在り方を模索し、制度の隙間を埋めるきめ細かい支援の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。答弁でほとんど満点の回答をいただいたというか、来年度から県に先駆けて事業を開始できるよう詰めているというところですね、ありがとうございます。本来ならこの質問でいろいろ提案をして、これはどうか、あれはどうかというのをやっていただくという。ちょっと質問の構成が変わってくるというか、どう言ったらいいのかという、ちょっと今パニックになっておりますけど。一応準備してきた質問をさせていただこうと思いますが、御容赦をいただいたらというふうに思います。

初めということなのですが、最近の出生者数50人程度ということで、私の同級生は260人ぐらいいますので本当に5分の1ぐらいに減ったというのが、最近の私の思っていることでございますけど、ちょっと聞いた話ですが、ちょっとこれ調べてないのでうそだったら申し訳ございません。この先月、11月の新生児の数というか、生まれた方がゼロ人だと、11月生まれの新生児はいないというようなことを聞きまして、これは本当大変だなというふうに思っております。なんとか歯止めを

かけなければということです。産後ケア事業ということで出生者数が50人であれば、全員が利用されれば50組と、お母さんと子ども50組の方が利用されるということだろうと思います。1歳未満児が対象ということで、1カ月ずつずれていって、大体対象は50人前後と。50人というのが、こうずっと月が変わっても50人というのが続いていくような、そういう事業だなというふうに認識しております。答弁の中にもありましたけど、ショートステイ型は10件使われていると。デイサービスも6件、アウトリーチが13件ということで、やっぱりちょっと使われる方が少ないのかなと。あえて使わないのか、使いたいけど使えないのかということだろうと思いますが、私は使いたいけど使えないというような、後者のほうの意見だろうというふうに思っております。それで、国のガイドラインの辺から、ちょっとお話を伺っていきたいと思います。

まず、目的というところがございますけど、実施主体である市町村、分娩施設退院後から出産後1年以内、病院やその他自治体が設置する場所、こども家庭センターや保健センター等、または対象者の自宅で助産師等の看護職が中心となって母子に対して母親の身体的な回復と心理的な安定を促進、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに育児できるように支援することを目的としているということがございます。まさに、出産という大変なことを乗り越えて、その1年間の間、本当に心身ともになかなか不安定なところをケアしようというところの事業であろうというふうに思います。どういうことを、そういう課題というかに対応していくのかということで、産後うつ予防と早期発見・対応、育児不安の軽減と母親同士のネットワークの構築、核家族化・少子化による孤立育児の解消、近隣市町を含む地域全体での子育て支援体制の強化というようなことが挙げられております。

先ほどの答弁もありましたけど、ショートステイ10件等々、こういう理由が私は少ないのではないかとというようなことがあります。その親子、母子に対して本町からの利用の助成ということで、宿泊型・通所型にはそれぞれ7回、それから訪問型については5回の助成があるにもかかわらず、利用が少ないということで、利用しやすい制度ならもっと利用者が多いということが思われます。具体的に何が課題で利用が少ないのかということ、これもちょっといろいろ関係者の方からお話を聞いて、今からちょっといろいろ述べさせていただきますけど、まず宿泊型、通所型の受託施設、医療機関が4つというふうな答弁でございましたけど、主にはズバリ実名挙げますけど、梅田病院とみちがみ医院、この2つということがございます。本町からの利用のみならず周南地域それから柳井地域の全てが、この2つの病院に全て行くということがございます。ですから必然的に分母の多いものですから使えないと、利用しなくても使えない。答弁もありましたけど、予約しても1カ月先からしか取れないというのが主に、これが原因だというふうに思います。

それと、もう1つ重要なことがあって、この医療機関4カ月未満児までしか受け入れられないと。4カ月を過ぎると、もうそれが受け入れてくれないというようなことがございます。これは何でかというようなことをちょっとお聞きしましたら、4カ月すると寝返りを打ち始めるということで、もうずっと赤ちゃんを寝返り打ってうつ伏せになって呼吸ができないとかになったらいけないので、もう見なくてはいけないということで、1人分人件費がかかると。そういう保育士なり、そういう方をまた雇い入れなければならないということで、もう4カ月までしか見ないというようなことでございます。ということは、4カ月以上から1歳未満の方については、もうその産後ケア事業を受ける施設というか、そういう方法は最終的には訪問型の事業者というところにも限られてくるということでございます。田布施にはそういう助産院が1件あるんですが、その方が家庭を訪問されて、そういうケアに当たっているというような現状でございます。ですから本当に利用しなくてもできないというのがここに現れているということでございます。

そしてもう1つ利用しにくいポイントというのが、1歳未満の赤ちゃんがいて、その兄弟がいると。2歳とか1歳を過ぎている。兄弟がもしいる場合、通常、お母さんはその2人を連れて、誰も見る方がいらっしやらないので、お母さんはその2人を連れて、そういう医療機関とかに行くんですが、兄弟連れは受診ができないということもございます。なので例えばお兄ちゃんのほうは親元に預けて、下の子だけを連れて行くとかしない限りは、それは受けられないということがあります。親元が近くにあれば預けて行けばいいわけですけどなかなか遠くから、会社の都合でこちらに来て、そういう身寄りも何もないというような方は、受けることすら難しいというような、そういう課題もあります。

そして、次に先ほども言いましたけど、訪問型の事業です。この町内におられる助産院の方にお話を聞くと、その方の担当エリアは東部、岩国から周南まで幅広い担当エリアをお持ちでございます。予約もいっぱい、いっぱい緊急といいますか、至急のそういう要請にも応えられないというようなことで、実績についても、令和6年度は149件であったと。そして、今年度は半年分でもう107件ということで本当に増加傾向にあって、こちらのほうもいっぱい、いっぱいだということでございます。これらの課題、いろいろありますけど、今さら聞くのもあれですけど、この課題について町のほうとしてはどのように受け止められますか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） お答えいたします。

産後ケアの現状につきましては、議員おっしゃられるとおりでございます。なかなかデイサービス型ですとかショートステイ型については、なかなかちょっと、今現としては、なかなかこれを改善する方策というのが見当たらないというのが事実でございます。また、アウトリーチ型につきましては

も、県の助産師会と契約をいたしておりますけれども、なかなか助産師会さんのほうも人員に余力があまりないような状況ではございますので、なかなかこれを今すぐに改善するというのは、ちょっと難しいかなと思いますけれども、多職種連携等によりまして、できる限りの改善策を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） お答えのとおり、なかなかこれまでのとおりやっていたら、この課題は解決をしていかないというような問題でございます。そして、今度は山口県のほうが今年度から県内の宿泊施設を活用した日帰り型産後ケア事業というのを開始を予定をしているというか、おそらく12月ぐらいからされているのかなというふうには思います。近くでは県東部、岩国市、これは岩国観光ホテル。それから周防大島町、これは東和町のマリッサホテルというんですかね。周南市では、湯野温泉の旅館が施設ということでされるというふうに思いますが、本町からこの3施設どこに行っても1時間半とか、以上はかかってしまうのかなというふうに思います。私がもし当事者だったら1時間半かけて行きたくないというふうに思いますけど、どう思われますか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 県が行います、ほっとひといき産後ケア事業のことでございますけれども、御指摘のとおり田布施町からかなり遠い位置にしか利用施設がございません。県のほうでも利用可能な施設というのは順次増やしていく予定とは聞いておりますが、現状で乳幼児を抱えたまま長距離移動というのはかなり厳しいところがあるのかなと思っておりますので、田布施町民がこれを利用するにはかなりハードルが高いのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） なかなか課題が解決できないということはいろいろ分かってきたかと思っておりますけど、これらを踏まえまして、ガイドラインにも書いてありますが、本事業の実施主体者は町とされているが、この事業の趣旨を理解し適切な実施が期待できる団体等に産後ケア事業の全部または一部を委託することができるというふうに書いてございます。ということで、私が質問した集団型の通所型の事業を委託してやってはいかがかということに繋がってくるということでございます。まず、受入れ人数、これもなかなか全ての利用者にこのサービスが行き届かないということ。これは、今までが助産師1人に対して、その利用者が1組というようなことでございましたけど、そこをまず利用者を5組、6組とかに増やして、一度に受け入れる人数を増やすということが、まず1つのやり方なのかなというふうに思います。まず、そして、その5組、6組受け入れるということにな

れば、当然その対応するスタッフも、その5、6人以上という方が必要になってくるのかなというふうに思います。当然、助産師さんはもう必ず必要ですし、また、看護師とか、それからその託児機能をつけるのなら保育士、そしていろんなことをしていただく、その他のスタッフというようなことも合わせまして、5、6人いるんだなというふうに思っております。そして、次にその集団を受け入れるということでございますので、場所はどこにするのかというような問題もあります。ガイドラインでは保健センターとか、こども家庭センター内というようなことが推奨されておりますけど、やはりここは町の独自色を出すという意味も込めまして、近年すごい盛り上がっております麻里府の古民家の「doppo」というんですかね、そういうところを活用をしてはいかがかなというふうに思います。ガイドライン上は部屋がたくさんいると、和室または洋室で部屋がいるというのもありますし、個別相談ができるように区切られてなければいけないとか、部屋いっぱいありますのでこれもクリアできます。それから、母親の休憩用にプライバシーが確保されたベッド等の寝具があるということ。こちらも備え付けの寝具があると思いますので、それはもうレンタルをすればいいのかなというふうに思います。ということで、すごいここがいいのかなというふうなものもありまして、加えまして母親の心身のリフレッシュを図るという意味で、向かいにある古民家カフェのほうでランチを取るなり、すばらしい景観を見るなりしてリフレッシュを図っていただきたいというのが私の提案でございます。そして、何と言っても、やはり一番のメリットは、先ほど言いました4カ月以上のお子さんがここも利用できると。さらに兄弟がいても連れてくれば託児機能もありますので、そこでも見られるということで、本当にこれが一番、課題解決にはいいと思いますけど、ちょっとそのへんお聞きしたいと思っておりますけど、答弁書には今、関係者と8年度実施に向け協議中というところでございますけど、進捗も含めていかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） お答えいたします。

この件につきましては、助産師さんのほうからの御提案がありまして、集団型の産後ケアというのは山口県内でもほとんど実績がございません。今年度になって岩国市のほうの助産院さんのほうが自主的に始められたというふうには聞いてはおります。ただ、先ほどからありますように産後ケアの受け皿自体がかなり少ないという状況もありますし、また、コロナ禍以降、若いお母さん方のコミュニケーションの場がなかなかないというふうなお話も伺っております。それらの解消にもつながることになりますので、町としてもできる限り実現に向けて、努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。やはり重要なのは、先ほど申しましたそのスタッフの5、6人いるわけですから、それに伴う人件費部分とか、立ち上げに伴う初期費用とか、それから諸々の消耗品とかそういう運営費、こういうふうな金銭的なものでありますけど、その辺もこれは委託料ということ考えているということによろしいのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 現在の検討状況の中でのお話とさせていただきますけれども、単年度で終わってしまっただけでは全く意味がないものになりますので、継続できるように、御提案いただいた中でどれぐらいの費用がかかるのかというふうな、お話も伺っております。それらを含めまして、その事業が継続的にできるように検討を重ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ぜひ、よろしくお願ひします。今回、この事業を今まで使えなかった利用者というのを使うこともできるということの1つのメリット。そして地域も、その麻里府地区の古民家施設有効活用していただけるし、麻里府地区においても賑わいが生まれるということのメリット。そして、行政としても子ども子育てに対してこれだけ真剣にやっていますよという、その独自色を出せるという、これはもう三方よしの大変すばらしい事業だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたらというふうに思います。

加えて、県内でもほとんど実績がないということ、当然、柳井地域ではありませんので、やはり柳井地域においても田布施町が子ども子育てなら田布施町と、柳井地域においても田布施が先を走って引っ張っていくんだというふうなことを示していけるのではないかなというふうに思います。ぜひ、お願ひしたらというふうに思います。

そして、ちょっとまた話が一個戻ってあれなんですけど、先ほど利用者の回数制限、通所型と宿泊型が7回、訪問型5回というふうになっております。国が示した方針というのには、7回程度というようなことが記されております。おそらく、この事業を始めた当初は県内自治体足並みをそろえて7回、7回、5回というようなことにしたと思うんですが、ちょっと調べてみますと周防大島、光、下松、周南は訪問型を7回というふうに、全て7回にしておりますが、やはり田布施も子育てのまちをアピールするんだしたら、ここも7回に合わせたほうがいいのかなというふうに思います、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） お答えいたします。

アウトリーチ型につきまして当初5回といたしましたのは、県の助産師会との協議の中でそのように決まったというふうに聞いております。今後につきましては、助産師さんでありますとか、利用されるお母様方の御意見等も含めまして検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ぜひ、前向きに御検討いただいたらというふうに思います。

最後になります。協議会、それからNPO法人、社団法人、設立ないし設立を促してはということでございます。町内いろいろ子ども子育てに関しては、団体いろいろあります。保育園であったり、児童クラブであったり放課後デイとか、子ども食堂とか、プレイパークとかいろいろあります。それぞれ目的が違いますけど、やはり子どものためということで、ベクトルは同じ方向を向いているということでございます。やはり、子ども子育てを真剣に取り組もうと思えば、こういうそれぞれの団体を、やはり同じ方向を向いてまとめていくということがすごい大事なのではないかなというふうに私は思っています。そして、それぞれで抱える課題とかを補完しあったりとかしながら、ちょっとでもその制度の隙間を埋めていったりとか、こうしたらもっと良くなるというようなことが、話し合う場が必要と思いますが、やはり協議会というようなものをなかなか作るの難しいでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 子ども子育ての件に関しましては、今、健康保健課と町民福祉課とが共同して実施をしているところではございます。今、副町長をトップといたしまして、子どもの居場所づくりワーキングというのを立ち上げたところでございます。そのようなところを含め、町及び社会福祉協議会、そして民間の事業者の方も入っていただきまして今検討を進めております。そういうふうなところをまず主体といたしまして、ちょっといろいろと検討をしていきたいというふうに思います。子育てにつきまして田布施はすごいねと言われるような方向性を見出せたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 今のワーキング、しっかりと協議いただいて、もっともっとこれが広がっていくというようなことを望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、これ最後に申したいんですけど、やはりNPO法人や社団法人をすごい私が勧めるのは、やはりそういう法人に対して、例えば日本財団とかから補助金がござひます。居場所づくりのための

補助金、子どもの居場所のための補助金というようなことで、施設整備費や運営費と入れて6,000万円とか、そのぐらいの高額な補助金とかもいただけます。なので、やっぱりそれをいただくためには、その団体が実績もあり、目的をしっかりとった団体ということが必須条件になりますので、そういう補助金、補助金だけではないんですけど、やっぱり子どもたちのためにやっぱりそういう実績を持った団体を町が育てていくとか、協力し合っていくというのが、ひいては子どものためになるのではないかとということがございますので、ぜひこちらのほうも他人任せとか、そういう気持ちではなくて、一緒にやっていくんだというような気持ちでやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ありがとうございます。先ほどからいろいろ聞いていまして、参考になることもあります。現在もいろんな子育てのされているいろんな団体を含めて連携しながら、情報交換しながらやっていっておりますけれども、さらに方向性、いろんな方向があるので、どういった方向に進んだらいいかというのは貴重な御意見をいただきましたので、整理をしてまた進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 議会もやはり子どものためということで、全面協力をいたすということでございますので、どうかこれからもよろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、1番、内山昌晃議員の一般質問は終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで、暫時休憩します。再開を10時15分としたいと思います。よろしく願いします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時14分再開

○議長（南 一成議員） 少し早いですが、全員おそろいなので休憩を解き、休憩前に引き続き、一般質問を続けたいと思います。

次に、西本篤史議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） それでは、3問質問いたします。いずれも一問一答で、町長答弁をお願いいたします。

最初に、質問事項の1です。田布施駅整備計画についてです。

9月議会で田布施駅整備計画の質問をしましたが、その後進展があったようです。新聞報道にも出ましたが、今後の計画はどのようなものになるのでしょうか。先日、未来戦略会議で田布施駅周辺の話合いが行われました。また、他の団体でも話合いをするのでしょうか。今後の工事の工程はどのようなものなのでしょうか。また、財源はどこからどうなるのか。また、交流スペースやチャレンジショップなど、今後協議をするのでしょうか。駅周辺の再開発はどうするのでしょうか。また、先日、山口ファイナンシャルグループなどと包括連携協定を結んだが、どの分野に協力してもらえるのでしょうか。JR九州の「ekinico」というのがありますけれども、これは地域の事業者、自治体、学生、地域住民との協働・連携をして持続可能な駅、地域の賑わいづくりを進めております。田布施町の取組をお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、今回、田布施駅の整備計画については、現在JR西日本様や国と継続的な協議を行っているところであるため、具体的な詳細についてはお答えできないところもございますので、御了承いただきたいというふうに思います。

そして、本当に今回の話は急に進展いたしまして、議会にいろいろ折りを見て説明はしてまいりましたが、十分に御理解いただけていないところもあると思いますので、これまでの協議内容や確認をした事項については資料として取りまとめ、本定例会の全員協議会で御報告させていただくことにしております。そして、今回の件でございますが、新聞報道にもございましたように、現在の田布施駅舎を地方創生2.0等を活用し「交流拠点施設」として町が整備することで協議を進めさせていただいております。

私はかねてから田布施駅は通学・通勤のための「点」に留まり、町の中心の「面」としての機能が十分に発揮されていないというふうに感じておりました。この駅舎の整備を契機に、単なる交通結成点ではなく、人と人が出会い、多様な世代と触れ合う場、また、学び育ち合う場として新たな地域拠点へ進化させたいというふうに考えております。そのためには施設内にどのような機能を持たすのか、また、交流スペースをどう利用活用していただくのか、併せて取得する方針でございますが、田布施駅西側の駐車場のスペースをどういうふうに活用していくのか、現在様々な検討を行っているところでございます。そうした検討の資料として、現在、田布施農工高校様や田布施総合支援学校の生徒さんからアイデアを募集することにしており、また、議員からお話もございましたが田布施未来戦略の会議や町商工会、そうした各種団体の皆様に対しても時間が非常に限られているということもありま

すので、現時点で田布施駅整備計画の説明を適時行っているところでございます。その際、議員の皆様方にも多数の画期的なアイデアも御提案いただいております。この場を借りてお礼を申し上げます。今後は駅舎内の交流スペースや田布施駅西側駐車場の用地の利活用を検討、評価検証する会議体を組織していきたいというふうに考えております。今後のスケジュールにつきましては、JR西日本様と合意したものはまだございませんが、令和8年度に基本設計、令和9年度上期にかけて実施設計を行います。建築工事はJR西日本様の仮駅舎の建設や現駅舎の解体スケジュールにもよりますが、令和10年1月頃から合築駅舎の建築に取りかかりたいというふうに思っております。財源については、先ほども申し上げましたが、第二世代地方交付金と交付税措置のある起債にて整備する予定にいたしております。駅周辺の活性化につきましては、一般的には短期的な課題への対応と長期的なまちづくりの目標設定から進められるものと理解いたしておりますが、先日、株式会社山口銀行様、株式会社YMF G Z O N E プラニング様とで地方創生に係る包括連携協定を締結させていただきました。これは短期的な課題への対応として、官民連携事業で駅周辺におけるポテンシャルの調査や当地の有効活用の御提案をいただきたいというふうに現在では考えております。また、長期的な駅周辺のまちづくりの目標としては、現在のところ具体的なグラウンドデザインは持ち合わせておりませんのでお答えは控えさせていただきますが、町の再開発事業は地権者、利権者との合意形成がまず前提となりますので、大変な時間と労力がかかる大きな課題と考えております。重要なのは、短期的な課題への対応と長期的な目標をバランスよく組み合わせ、地域の特性を活かした柔軟なまちづくりを進めていくこととございますので、引き続き議員の皆様方の御理解と御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 具体的なお話しありがとうございました。

先日から未来戦略、このほうでいろいろお話がありまして、グループ協議とか、いろいろいたしました。その中で、未来戦略の中で田布施駅、新しい駅舎の中、また外回りでチャレンジショップというのをちょっと提案と言いますかね、ちょっとこんながありますよというのがありました。駅舎の中であれば利用料がいるんですかね。駅郊外にチャレンジショップ、例えばコンテナハウスとかそういうお店を作れば、JRに払うお金がいらぬとか、そういうのをなんか聞いたんですが、その辺ちょっと具体的にどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 先日、町長のほうから未来戦略会議の中で御説明させていただいて、今、議員言われるようにチャレンジショップとかいうところも案があったことは承知しています。駅舎の中

で常設として何かやるとなると、そのスペースにかかる賃借料とか使用料等がかかってくるということは、今おっしゃられたとおりでございます。駅舎の中ということは難しいかも分からないですけど、先ほど町長答弁ございましたけど駅横の西駐車場とか、また、向かい側J Aの用地等も今検討中でございます。そういった中でチャレンジショップとかできないかというところを検討していきたいと思いますが、まずはそういうことを、どういう機能をもたすのかとか、どういうふうに利活用していくのかという、そういう協議体というか会議体というのは少し考えて、そういう会議体の中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） これからということなんですけれども、田布施農工さん、支援学校さん、そのへんの意見とかそういった学生さんとか、そのへんの意見も含めて協議会とか、そういったものをちょっとやったらいいと思いますけども、すればいつぐらいにやるような感じですかね。また、今、議員の方も来年1月とか2月とかまでにいろいろ案を下さいという話も聞いていますが、スケジュール的に今の田布施農工高校さんとか、そのへんの協議会、いつまでにやるのかそのへんはわかりますか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 田布施農工高校さん、田布施総合支援学校さん等には町長と出向いて、まずはそういうアイデア・提案を来年3月までにはいただきたいとお話はさせていただいています。そういった中で、どういう協議会、会議体がいいのかというところは今検討しているんですけど、町長からの指示では広く意見聞きたいということなんで、各種団体が民間機関だけではなくて、個人で活動されている方とか、できれば学生さんも入れた組織考えてみたいと思っています。また、協議会、今、いつ立ち上げるかという御質問でございますけど、これちょっと本当に時間が限られていますんで、できるだけ早い段階で協議会立ち上げていきたいというふうには思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 田布施農工高校さんとか3年生であれば卒業していなくなるんでね、できる限り早くして年度内にはちょっと協議会やったらいいなと、私個人的には思っています。今の交流スペース、これの使い方も、駅前の自治会の方の集会場所が今なかなかないとかいう話も聞いていますが、その交流スペースを利用して地元自治会の集会場所というふうな利用方法も可能でしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 自治会等で使われるということも可能だと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今回のチャレンジショップにしても要は雇用、働き場所、また、地元でちょっと店を開いてちょっとやってみたいな、チャレンジしてみたいなという方がいらっしゃったら、そのコンテナを町のほうで提供して、ちょっと試しに店を開いてやってみると、そういった方法もあるんですけども、そのへんのコンテナのお店を出す場合、町の予算でできるのか、それともほかの支援が必要なのか。キッチンカー今、田布施町で買うようになってはいますが、そのへんのキッチンカーも駅前に置いて利用するとか、そういった方法もあると思いますがどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） チャレンジショップについては雇用、また起業という観点からのお話だと思います。先ほどちょっと町長答弁ございましたけど、官民連携で、今、山口銀行フィナンシャルグループと包括連携協定で行っています。まずは駅もそうなんですけど駅周辺のポテンシャル、どういうふうなものがあるのかという、まずはそういう調査をさせていただいて、そういう御提案をいただきたいと思っています。また、キッチンカーについては、その案も私たち持ち合わせてはいますが、まずはそのキッチンカーをどういうふうに活用されている事業者がいるのかということも含めて、そういう中で協議させていただきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 先ほどの内山議員が言われましたけども、周辺の整備、エレベーターがあれば一番いいんですけども、先日、光市議さんのお話を聞いたところ、光駅の整備で当初予算というか計画では40億かかるころ、エレベーターをつけたりいろいろ計画変更したら、ちょっと60億に膨れ上がったという話を聞きました。田布施町も最初の計画でガッチリ決めていけば、割とスムーズにいくと思うんですね。光駅の場合、ちょっと途中で計画変更になったために大幅に遅れてしまったということを知りましたので、そのへん計画をガッチリやっていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まずは、この予算というところ言えば、まだちょっと基本計画、実施計画取りかかっていないので、具体的な事業費というのはちょっとなかなか今申し上げづらいんですけど、そういう中でも地方創生交付金をもらうためには、例年だとですね2月にそういう実施計画申請しないといけません。そういう中で、事業費というのは概算でも出さないといけないので、2月までには概算経費というところでは出していきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 分かりました。日にちもないもんですからね、順次進めていただきたいと思っております。

それでは、第2問に行きます。

所有者不明農地について質問いたします。

町内を見回すと、荒れた農地や耕作放棄地が目につきます。所有者不明農地は全農地の2割を占めていると言われ、多数に及ぶ相続人の探索に多大な時間と費用がかかります。地域において担い手の集積・集約化が進まないなど問題になっております。所有者不明農地であっても全ての相続人を調べなくても借りることが可能になったと言いますがどのような方法なのでしょう。新規農業を始めたい方は借りることはできるのでしょうか。相続人が1人も判明していないとき、また1人でも判明しているときはどのような方法なのでしょう。また、固定資産税はどうなるのでしょうか。窓口は経済課の農業委員会でのよいのでしょうか。また、何年借りられるのでしょうか。途中で戻せるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

所有者不明農地とは、相続登記がなされていないことなどにより、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、また、所有者が判明してもその所在が不明で連絡が取れない農地となっている状態でございます。農地の所有者が死亡された際に、その農地は相続人全員の共有となり、共有地について利用権を設定するには土地の共有者の2分の1を超える同意を取らなければならない、議員御指摘のとおりその探索に大きな時間が必要となり、担い手への農地集積が円滑に進まない場合もございます。こうしたことから、農業委員会の探索工事等を経て所有者から申出がなかった場合、都道府県知事の裁定または認可により、農地中間管理機構への利用権の認定・設定が可能となる所有者不明農地制度がございます。新たに農業を始めたい方であっても、受け手の要件を満たせば機構を介して賃借権の設定を受けることが可能となります。

先ほど申しあげました所有者・共有者の1人でも管理されている場合や、相続人が1人でも判明している場合の手続につきましては、共有者もしくは相続人の1人が機構に申出を行うことによって、所有者から申出がなかった場合と同様に機構への利用集積設定が可能となります。固定資産税などについては、共有者間同士の問題となりますが、民法上、固定資産税などの管理費用は賃借料から支払うことが望ましいとされております。機構が支払先を設定できない場合には法務局へ供託することも可能となっております。この所有者不明農地制度は、実際の賃貸借契約に至るまでに数カ月程度の期

間を要し、通常の手続と比べ非常に煩雑でございます。このため、事前に農業委員会事務局に御相談いただければというふうに考えます。なお、賃貸借の期間は通常の機構を介した利用権設定と同様、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展のため、原則10年以上とされております。やむを得ない理由により、機構との契約を解除したい場合も通常の機構を介した利用権設定と同様ですが、共有持分を持つ者が現れて異論が出ただけでは利用権は解除されず、共有者間の合意が必要となるものでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ありがとうございます。この質問をしたというのが、これもこの間、未来戦略でいろいろグループ協議したときに田布施町で何の産業がいいかなという話がありました。そのとき私のグループは、私農業をやっています。ほかに漁業の方、大工さん、アナウンサーというグループでして、やっぱり「田布施の田の字は田んぼの田」というか昔ありましたよね。やっぱり農業が一番田布施に向いているのではないかなという話がありまして、そうした場合、若い方が農業を始めるに当たって、今、町内見渡しても耕作放棄地、荒れた農地、これを利用してできるのではないかというお話がありまして、今こういった質問をしたわけです。私のところの圃場整備した農地も所有者がいなくなってどこに言うたらいいんじゃないかと、そういった農地も出ております。そういったことを含めて、これからどうしたらいいのかなという御質問がございました。これから若い方、「ここあいてるよ」とか、そういった情報を提供できる、そういったシステムは可能でしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 担い手さんに貸付けたいというふうな農地がございましたら、町長の答弁がございましたとおり農地バンク法、または農地法に基づきまして適正に処理のほうができるというふうになっております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） また、この交流館の管理者の方もいらっしゃいましてお話聞くと、とにかく農作物の出品が少ないんだということで、昼までには交流館の品物が無いになってしまうということで、もっともっと出してほしいということも聞いております。そういったことを含めて、物が無いということは言い換えたら、物を作って野菜やら農作物を作って出せば売れるということですからね、そのシステム、これも田布施町としてちょっと手助けできるのではないかと思いますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 交流館の出荷者の減少、そういったものについては御承知をしております。そちらの農産品の出荷のみならず、本町の農業の振興のために、今、地域計画をもとにゾーニングを図って担い手さんの貼り付け、または農産品の生産について今後検討をしていくというふうに進めております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 前回、今農地の地域計画、このへん質問したんですけども、この農地計画に参加できる方というのが認定農業者、大規模農業者に限られるんですよね。小規模農業者、ちょっとしか作ってない農家の方はその地域計画に入らないんですよね。そこがちょっと、少ないけども一生懸命農業やっておられるという方もいらっしゃるんですけど、その方もそういった計画に携わったら、もっともったいい計画できると思うんですが、そのへんは可能なんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 地域計画に位置づけされる担い手さんは、やはり地域農業を持続可能で農業を行っていただく方、認定農業者またはそれに類する農業者ということになりまして、その方がどのぐらい農業に携われることができるのか、または後継者の部分が解消されているのか、そういった部分を勘案して、将来にわたって長く農業を続けていただけるというような位置づけにしておりますので、別に短期的でやられていることがだめだというわけではございませんが、そのへんは認定農業者の改善計画のほうを提出していただくと、その内容を審査して担い手に位置づけることも可能というふうになっておると思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ちょっとよく分からなかったですけども、何て言うんですかね。今度若い方が農業を始めたいという方が相談場所、ちょっとこういった協議会みたいなのがあって、そこで今度こんな農業をやりたい、土地が欲しい、そういった情報をもらえるようなね、そういったものがあつたらいいなと思いますがどうでしょうね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 新規就農に関わる御相談は経済課のほうで受けておりますので、そういった様々な御相談を受けております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） そのへん、よろしくお願ひしたいと思います。

今の所有者不明農地で所有者が亡くなっちゃって、どこにも言うていくところがない。これがいわゆる相続人が1人も判明していないときですよ。そのときは農地法というのは、農地法が適用され

て、そこで手続すると。相続人が1人でも判明している、そういったときは農地バンク法という法律になっておるんですけども、そのへんが今、農地法の場合農業委員会がかかるんですけども、1人でも判明しとったら農地バンクから農業委員会ということですけど、この農地バンクですよ。これはどういった組織なんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 農地バンク法というのは、正式には農地中間管理事業の推進に関する法律になっておりますので、バンクというのは農地中間管理機構のことでございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 農地管理中間管理機構は私もよく知ってますけども、これも10年ですかね、契約がね。途中5年で契約解除したりとか、極端な話1年で解約したりとか、そういうのは可能なんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 原則10年以上、最長でも40年となっておりますが、理由によりまして、その解除ができるかどうかということですので、一概に1年でできる、5年で解除できるというのはちょっと申し上げられません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 私の近くもこんな相談がありましてね、所有者が亡くなっちゃって相続人がいないと。そこはずっと荒れ地で使い道がない、毎年草刈りに業者が来てからしておったんですが、もったいないからここ田んぼに使いたいとか、そういった話がありましたけども、このいわゆる所有者不明農地なんですけども、相続人が1人も判明していないということでこの農地法、この場合、農業委員会に諮ってそれから農地バンク、それから都道府県、または農地バンクで担い手に話が来るとそういう流れでよろしいでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 共有者、または相続人が1人も判明していない場合につきましては、農地法により農業委員会が所有者関連の情報探索後に機構に通知するというふうになっております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 流れ的には短期間でできそうなんですけども、実際には所有者不明農地の公示が2カ月かかるわけですね。それから農地バンク行って利用権の設定裁定を申請して、原則4カ月以内ということになっています。それから都道府県に行って利用権設定が最大40年ということになっているんですけども、さっきの農地管理機構10年以上ということで、借手側の途中で亡

くなつたとか、そういった場合、そのへんまたどういう手続するようになるんですかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 農地中間管理機構は中間に保有する機構になっていますので、仮受者が不在になつた場合でも、そこで利用権設定は続くということになっていまして、新たな受け手を探すというふうな手続になっております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 分かりました。あと、固定資産税、先ほど答弁がありましたけども、所有者亡くなっちゃって支払いできない、借りてもどこに払っているのか分からない、これどういう、誰がどこで払うようになるんですかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 賃料につきましては、機構のほうに支払うことを継続するかどうかにつきましては、当然それに関わる固定資産税や修理費等、管理費用はかかってくるわけですので、答弁でもございましたように法務局に供託して、それを債務の弁済に充てるという目的にも使われることもありますし、賃料につきましては機構のほうでまずは一旦預かるということができるというふうになっております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 借り手は農地管理機構、中間管理機構に地代を払うんですかいね。地代払ったら農地管理機構が固定資産税を町に払うと、そういうことですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 地代、賃料は機構に払います。その後、所有者が不在の場合は、そこは法務局に供託することもできますし、町のほうでそれを預かるということとはございません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ということは、町としては固定資産税が入ってこないということですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） そこはちょっと今承知しておりませんが、そういったことがあれば預かった賃料どうするかという話合いは機構のほうと通じて、適切に処理されるものではないかというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） なんとなく分かりました。どっちにしても新しく農業をされたい方

に対してこういった遊休地、所有者不明地、こんな農地ありますという提供をできるシステム、これを構築していただきたいと思っております。

では、質問2終わります。

それでは、質問3の緊急銃猟制度についてお尋ねします。

最近、クマ被害の報道よく見ます。東北・北海道の他人事のように見ておりましたが、山口県でも目撃情報が出るようになりました。田布施町でもミツバチの巣箱が荒らされたり、田布施町周辺の箱穴でクマが獲れた話を聞いております。いざクマに出くわしたとき、被害にあったときはどこに通報すればよいのでしょうか。クマは有害鳥獣に指定されているのでしょうか。猟友会熊南地区ではクマレンジャーが結成され、緊急銃猟に備えていますが、誰が銃猟指令を出すのか、また、公務員ガバメントハンターというのが注目されております。メリットは捕獲までの流れがスムーズに行われ対応が迅速に行われます。こういった町で計画があるのかどうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

今年、これまでになく全国的に多くのクマが出没し、特に東日本では死者数、人身被害数ともに過去最多となっています。山口県でも島根県、広島県からなる西中国山地の山間部を中心に目撃情報、被害等の報告があり、人の生活圏への侵入も進んでいる状況でございます。そのため、県や県警においては、クマの目撃情報等をとりまとめ、ホームページ上のオープンデータマップで情報提供がなされております。

御質問のクマの目撃や被害に関する通報についてでございますが、最寄りの警察署もしくは町の経済課まで御連絡いただくよう御案内をいたしております。

次に、クマは有害鳥獣に指定されているのか。との御質問でございますが、ツキノワグマは鳥獣保護管理法に規定されている狩猟鳥獣の種類には含まれますが、山口県に生息しておりますツキノワグマは、他地域から孤立して分布しており、過去に絶滅危惧の恐れがあったことから、山口県及び広島県、島根県では国により狩猟が禁止されております。したがって、有害鳥獣には指定されてはおりませんが、現在は県の許可による緊急的な捕獲活動に限り捕獲ができるようになっております。しかしながら、昨今の全国的な被害を背景に、昨年4月に環境大臣がクマを指定管理鳥獣に指定しましたので、山口県においても計画に基づき捕獲等を実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に向けた検討がなされております。また、クマレンジャーにつきましては、山口県と広島県で導入されている制度でございますが、県内全域の猟友会員の中からベテランハンターが選出され、県において編成され

る部隊となっております。現在、目撃情報が少ない本町を含む平生・上関地域での活動はあまりありませんが、県の要請によりクマ出没多発地域でのパトロールや追い払い活動、錯誤捕獲されたクマの駆除対応等で出動されていると聞いており、銃器を使用した駆除隊という位置づけではないものと思われま

す。御質問の緊急銃猟につきましては、本年9月に鳥獣保護管理法の改正により、新たに創設された制度となっております。この制度はクマが人の日常生活圏に侵入し、人命または身体への危害の恐れが発生し得る緊急的な措置として、通行規制や周辺住民への避難指示等により、住民や第三者に銃猟による被害が及ぶ恐れがなく、安全が確保できる場合に限り、市町村長の判断により現場で銃器を使用した駆除が可能になる制度でございます。この制度につきましては、本年10月に岩国市で改正された緊急銃猟の机上訓練に本町の職員も参加し、今後、県において作成されます市町緊急銃猟対応マニュアルをもとに各市町でマニュアルを整備し、運用について関係機関と協議を進めることとなっております。

そして、ガバメントハンターにつきましては、猟友免許を持ち実際に捕獲等の鳥獣被害対策を専門に行う自治体職員のことを指しており、職員自ら免許を取得するほか、全国的には長年の知識と経験を持ったハンターを臨時職員として雇用するなど、その運用方法は多岐にわたっております。町でこのような計画があるかとの御質問でございますが、市町の職員数など組織要員による実情に応じた体制構築を検討する必要があると、先ほどの市町緊急銃猟対応マニュアルにも記載されておると聞いており、現在、町では予定はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

今のクマですけども、小行司地区の北のほう、光市、岩国市、あの辺の境で檻に捕まったと聞いております。このとき、当時は山口県に問合せをして、それから殺傷処分をしていいかどうかという指令が出てから殺傷処分をしたという話を聞いておりますけども、今、法律変わって町長が「撃つといいよ」と言ったら撃てるシステムだったと思いますが、その辺はそのとおりでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 緊急銃猟の要件だと思います。4つの要件がございまして、場所、緊急性、方法、安全性の確保、こちらのほうが担保されればそういったことが可能だというふうにはこの法で明記されております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） さっき言いました、ガバメントハンターいわゆる公務員の方、こういう方がいらっしゃったら、現場にクマが出たということで現場に出向いて、そこですぐ判断をして町長に許可をもらえて撃てると、そういった方式で緊急性があるときには、すごい有効的な方法と聞いております。今、ガバメントハンター、公務員の方おそらく田布施町の公務員の方で狩猟免許持っておられる方はいらっしゃらないと思いますけども、持っておられる方を公務員にするという方法もありますが、そのへんの計画はないということですが、今後どうでしょうかね、見込みは。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 職員採用に関することになりますので、猟銃の免許を持っている方を優先して採用するというのは1つの方法かも知りませんが、現在のところはそういう考え方は、今のところはまだ町としては考えていませんし、今後検討することがあるかも知りませんが、現時点では考えておりません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） クマの被害というのは、本当、すごい突然後ろからかぶさってきて、顔をひっぱたいて、めちゃくちゃになるというふうに聞いております。本当恐ろしいクマなんですけども、山口県はツキノワグマが主にいると思いますけども、北海道とか東北はヒグマでかなり凶暴性があって、そのへんの被害が多いと思うんですけども。先日の小学校でマラソンといますか、あるのにちょっと平生でクマが出たという情報があって、このマラソン大会をやっているのか悪いのか、そういった判断も問われたみたいですけども、この辺は被害はないんですけども、いろんなイベントがあったとき今のクマ対策、どこまで町として、ここまでは行事してもいいよ、ここからちょっと危ないですよというような、そのへんのガイドライン、そのへんは策定されているんでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） そちらのほうのマニュアルというものは、今のところは持ち合わせておりません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） これから、どんどんこういった目撃情報とか増えてくるんですね。そのときのために、ちょっとある程度ガイドライン、これを町として、今、教育委員会としてもね、ガイドライン作っておいたほうが行事するほうもどっちだろうかと迷いますのでね、その辺ちょっと作られたほうがいいと思いますが、どうでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃいますように、クマの被害というのは急に現れたり、昨今の話

を聞くと玄関の前におったとか、ちょっと昔と違うんですが、先ほどガバメントハンターの件なんです、私聞いた限りは、クマというのは1人で退治できるものではないんで、チームがないとガバメントハンターが1人で鉄砲を持って山の中に入っていったら、それもう丸腰で山の中に入ると一緒ですから、やっぱり安全性から見ると、やっぱりその1人のハンターだけでというわけにはいかないと、いうふうに私は聞いております。だから、猟友会なりいろんな組織があると思うんですが、先ほどの緊急銃猟の緊急対応マニュアルですか、その辺のやっぱり周知練成がまだ始まったばかりですから、どんどん撃っておりますけども、やっぱりその現場でどうであったかというのは、やっぱりもっと精査して、警察官のライフル使用なり、やっておりますから、今後、多分クマが増えてくるんでしょうから、言われるような対応というのは、やっぱり限界が山の茂みの中におりますから、イノシシも一緒なんですよね、どこにおるか分からんのもというのは難しいから、ドローンでチェックするとかいうところもあるのかも分らんんですが、なかなか、例えば町の町内一周駆伝とかいうところも山間部とか、人がいないところも通過しますから、その辺の安全対策をどうするのかというのは避けては通れませんので、ある程度のその考え方というのは今後持たにゃいけないというふうに思いますが、まだ全国的に今年急にこうなった状況でございますので、全国の取組も含めて教育委員会も含めて考えていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 昨今、降ってわいたようなことでございます。それにしてもガイドラインと言いまして、これでいざというときのためにそういった対応マニュアル、これは当然作成していただいたほうが今後いいと思いますので、そのへんの作成のほう、よろしく願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、藤田枝里香議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。質問方式は一問一答で、質問事項が、ひきこもり・不登校支援について。答弁者が町長と教育長にお願いいたします。

令和4年度に内閣府が実施した調査で、15歳から64歳の50人に1人が、ひきこもり状態にあると公表されました。我が町でも悩みを抱えておられる方がいるのではないのでしょうか。山口県の資料より、人口換算での推定値を見ると、田布施町は145人というふうになっているのを見つけました。この町の実態を把握されていますか。ひきこもり支援について、どのようにされていますか。窓

口や電話でどのような対応をされていますか。ひきこもり支援について、ホームページに載っているのかなと思って見たところ、どの窓口か分からないので明記が必要ではありませんか。勇気を出して相談する身が落胆しないように丁寧で親身な対応をされていますか。質問させていただきます。

すみません。もう1つ。不登校支援について、中学校のステップアップルームに通えない子は、どのようなサポートがありますか。フリースクールなどの受入れ施設が近くになく、町外にはありますが、連れて行くには交通費や利用費など費用面がかさみます。費用の補助ができませんか。不登校では学力の低下やコミュニケーション能力の低下が心配されます。公民館や図書館などに見守りボランティアなどを配置し、子どもだけで行けて勉強ができる居場所が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、1点目のひきこもりの方への支援について、私のほうから答弁させていただきます。

本町でも、ひきこもりに関する御相談は寄せられており、町保健センター及び町民福祉課福祉係が窓口として対応いたしております。また、月1回、第4水曜日に保健センターでこころの相談も行っております。

このほか、山口県柳井健康福祉センター、やない地域生活支援センター、山口県精神保健福祉センターでも相談を受け付けております。本年度、ひきこもりに関する相談を受け、対応している人数は現在3名でございます。御相談を受けたときは、関係部署で互いに情報共有・協力しながら、対応を行っているところでございます。

ひきこもりの方への対応に当たっては、対象者に寄り添いながら、丁寧に状況確認等を行っております。ひきこもりに至った経緯はその人ごとに異なり、また複雑な事情もございますので、必要に応じて複数回の面談や家族の相談に応じるなど、その人に寄り添った支援を行っていることを旨といたしております。また、適切な支援につなげるため、医療機関や地域生活支援センターたんぼぼ等、ケースに適した相談窓口の紹介、健康福祉センターで行われている、ひきこもりの家庭教室などの紹介も行っております。

ひきこもりは、一朝一夕で解決できる問題でないため、長期にわたる継続的な支援を行っているところでございます。

相談窓口の周知につきましては、こころの相談の開催について町ホームページ、一斉メール及び町の広報で周知を行っております。また、本年度、柳井圏域1市4町で、ひきこもり支援ガイドを作成し、保健センター窓口に備えております。今後は、公民館等にも配布するとともに、町ホームページ

も掲載することといたしております。

相談窓口の周知につきましては、分かりやすくなるように、さらに工夫を重ねてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 2点目の不登校支援についてお答えいたします。

不登校の要因・背景は様々であり、一層多様化・複雑化していることが指摘されておりました、個々の不登校児童生徒に応じた教育機会を確保していくことが極めて重要であると考えております。

学校や学級になじめない不登校の児童生徒に対しましては、希望に応じましてタブレット端末を活用した授業配信による学習支援や、スクールカウンセラー等による相談、カウンセリングをオンラインで行うなど、ICTを活用した取組もできるようになっております。なお、学校以外の場での学習等に対する支援には限界があり、現時点では、フリースクールなどの民間の団体等の利用に関わる経費を補助することは難しいと考えております。また、図書館や公民館などに常時、見守りボランティアや学習支援ボランティア等を配置しておくことは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） まず、ひきこもりの方の支援について再質問させていただきます。

先日、電話で本町の総合窓口にお電話させていただいたのですけれども、私の聞き方が悪かったんだと思うんですが、まず教育委員会につないでいただいたのですけれども、その後、町民福祉課につないでいただきました。そこで、非常にデリケートな問題であるという前提のもと、何かしら診断や手帳がないと具体的な支援メニューを当てはめるのが難しいですが、1つ1つのケースに沿ってしっかり対応していただけるというお話をいただきました。私、そのとき思ったのが、ファーストコンタクトが一番重要で、相談に至るまでにすごくいろいろな葛藤があります。ひきこもりに限らず、ほかの相談ごとともそうだと思うのですけれども、せっかく電話するという行動ができた方がはっきりされないように電話対応はすごく重要だと思っています。いつも皆様、丁寧にされていると思うのですけれども、まずはこの問合せはどこの窓口かというのが、代表番号を取られる方にしっかり周知されてつないでいただけたらと思いますし、取次ぎ先の方も電話に出られるとき部署名をちょうど言われなかったもので、ちょっと混乱してしまったんですけど、心の相談のことについてと言ったら教育相談をやっていますということだったので、ちょっとちぐはぐになってしまったので、部署名は言っていたくというような、その対応マニュアルというのが役場の中で、どのようなのがあるのかちょっと気

になったんですけれども、何か決まったようなものがありますか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 私のほうからは、ひきこもりに関しましての応対マニュアルということではちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、ひきこもりについてということなんです。ひきこもりに特化しての御相談というのではなくて、何かしらの例えば精神疾患でありますとか、家庭環境の状況であるというふうなことでお話を伺ってくるが多々ございます。そのため、ひきこもりである経緯、病歴、その他について、その人その人で異なってまいりますので、対応というのも当然変わってまいります。それに伴うということもあわせて、特段、ひきこもり等に関してのマニュアルというのは策定しておりません。ただ、保健センターに御相談いただいたときには保健師がまず真摯にお話をお伺いいたしまして、そして、場合によっては複数回お話を伺うなどして、その後例えば関係機関であるとかというところに繋げてチームとして対応していくということになっておられるかと思っておりますので、そういうふうな対応を現在行っておるところでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。すみません。今、私がお尋ねしたのが、役場全体での応対マニュアルというのがあるかどうかということで、電話がかかってきたときにどのような感じで対応するというようなのがあるのかなと思って軽く調べたところ、田布施町職員のコンプライアンス行動指針というのは見つけたんですけれども、そこに接遇の向上という項目がありまして、マナーマニュアルの定期的な回覧談などにより、その内容を継続的に確認し、親切で丁寧な接遇を実践するというふうにあったので、親切で丁寧な接遇を実践するというふうにされているのかなとは思ったのですが、具体的には触れられておらず、さらっと読み飛ばされるなとも思ったのです。以前、住民から別件で町に相談しにくいということが聞いたことがあるのですが、それがどういう理由なのかまでは深掘りして聞いていないのですが、第3次田布施町地域福祉計画の中でもアンケートの中で、介護・福祉や子育て等に関する相談の満足度というのが、満足しているというのが30.5%ありますけど、満足していないという方も22.9%おられまして、満足していない22.9%多いと見るか、少ないと見るかなんですけれども、同じアンケートの中で町や、町社会福祉協議会の取り組むべき施策で第2位になっているのが、身近な相談窓口・相談支援体制の充実。これが35.3%というふうになっているんですね。それで、私はやっぱり相談しにくいのかなと思ってしまったんですけれども、電話のしゃべり口も、私は議員なので、相手の方も強いとか柔らかい口調ではなかったんですけれども、例えば防府市とかだったら職員の応対の心得として、常に相手の立場になって

話を聞き、その目的を的確に理解するとともに必要に応じて相手にもこちらの目的や趣旨を理解してもらい、信頼関係を築きながら円滑に仕事を進めることが重要です。優しい笑顔で対応しましょう。などであるのですけれども、そこでもう少し職員がイメージしやすいように優しい笑顔でとか、柔らかい対応でなど具体的な対応マニュアルがあるのかどうかと、公式LINEやもう1つの相談窓口をハードルを下げる意味として、公式LINEやメールフォームなどでの相談窓口を追加したらいかがですかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、今、議員が言われるように令和3年でしたか、田布施町のコンプライアンス行動指針というところで法令遵守等、また、サービスの向上等が記載されたものを作成しております。そういった中で町も内規ですが、町の接遇マニュアルというのもございます。そういう中で電話の対応とか、今、議員がおっしゃったように明るく対応するとか、そういうことも明記されていたかなと思っています。いずれにしても、最初のファーストコンタクトは大事というお話でございます。本当に丁寧な対応というのは心がけていきたいと思いますので、そういったところはマニュアルをしっかり遵守するよう努めていきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） この町にも接遇マニュアルがあるということで安心いたしました。

もう1つ、その相談窓口の追加で、公式LINEやメールフォームなどで相談窓口を追加してはいかがですかというのはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） メールフォームにつきましては、ちょっと町のホームページの体裁という形になりますので、ちょっと研究させていただけたらと思います。また、心の相談等の開催等につきましては、町の公式LINEでも御案内というのは、現在でも町の一斉メールで行っているものにつきましては、LINEとかでも同じように御案内はしておるかと思っています。ただ、分かりにくいという点があるのでしたら改善を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 私も公式LINEをフォローしているので、よくお知らせは来るとは思いますが、メールやLINEで相談ができれば、電話をするというのはかなりハードルが高いので、何と申すか、まずはファーストステップとしての間口を広げるという意味で情報を公式LINEで受け取るだけではなくて、オンラインチャットのような形か、メールを受信してゆっくり返信

があるというような形で相談ができれば身近になるのではないかと思うんですけども、そういう意味ではどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ひきこもりとか不登校もそうなんです、なかなか電話でという、カウンセリングをするというのは、やっぱりお顔を見させていただいて、語尾の強さとか元気なのかどうかということを面談して、直接、人と人が、まずコンタクトしないと、やっぱり電話なりメールでファーストコンタクトというのは難しいのではないかと思います。いいと思うのは、どこに電話していいかわからないというときに、ここだと教育委員会のここでしょう、ここだと福祉とか社会福祉協議会とか仕分けをするのであれば、精神的な負担がないと思われまので、そういうどこの入り口に行けばいいのかなというのを御負担なく、まずスタートに立っていただくというのをするには議員おっしゃいますように、非常にいいと思いますので、ちょっと研究はさせていただきたいと思いますが、やっぱり本当の相談というのは実際に来ていただくか、こちらからお伺いして丁寧に対応したほうがいいかなという気がいたします。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 私も以前、就職でつまづいてしまって、ひきこもりになってしまった方の相談を受けたことがあるんですけども、やっぱりいきなり会ってというのは、なかなかハードルが高いように思いましたけれども、間違いなく対面でお話ししたほうが、その方も相手のことがよく分かりますし、支援される側もしっかり分かっていいのかなと思うんですけども、本当に本当の最初のヘルプというか、スモールステップの1つとして、とても身近なものになってきているので、ぜひ取り組めていただけたらと思います。

もう1つ再質問させていただくんですけども、先ほどひきこもりの対応マニュアルが特にはないというふうに言われていたと思うんですけども、今年1月に新しく、ひきこもり支援ハンドブックというのが厚生労働省が改めて作られておまして、それを読んでおりますと今までは診断があるかどうかというのと、引きこもっている期間が半年以上かどうかというのが、ひきこもりであるかないかというラインだったみたいなんですけれども、この1月に策定されたものを見てみると、日常生活が困難かどうか、孤立、困窮、生きづらさが抱えているかどうかというものになっていて、その状態にある期間は問わずに、家族に対しての支援も対象というふうになっていたんですけども、このたび対応される窓口では、そのひきこもり支援ハンドブックというものを活用されますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 本年1月に、ひきこもり支援ガイドブックが改定されて公表されて

おりますけれども、そちらのものについては承知しておりますし、保健センターの保健師のほうも内容はきちんと確認をしておるところでございます。

当然、ガイドラインに基づきまして対応は進めていくようにはなります。ただ、先ほど申し上げましたように、ひきこもりになった方については、ひきこもりの原因だけではなくて例えば疾患であるとか、その原因であるとかというのが多岐にわたりますので、そこにはきちんと寄り添って、家族についても家族の御相談等にも応じてはおりますので、それらによって適切に対応はしておるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。そちらのガイドブックをしっかりと活用されるということで安心しました。私、ひきこもりの方のお話を別の形で聞いてみようと思ひまして、厚生労働省が行っている「ひきこもりVOICESTATION全国キャラバンin山口」というイベントがあったみたいなんですが、アーカイブで視聴ができるようだったので視聴しました。そのとき御登壇されていたのが、御自身がひきこもり経験者で、現在は支援者になっておられる方のお話だったんですけれども、その方は大学のおきにサボり癖がついてしまっていて留年してしまいます。うつっぽくなり退学、実家に戻りひきこもりになってしまいます。その最初のひきこもりからの回復は早かったんですけれども、そのうつから回復し、再度別の大学を受験し大学生活を送ることになるんですけれども、やりたくて選んだ大学ではなくて、楽そうだから選んだということがあるみたいなんですが、またサボってしまって留年してしまい、自分が嫌になって、うつになっていってしまい、アルバイトもできず、社会復帰に3年かかったというお話をされておりました。本人は「自分は軽いほうです」とも言われていたんですけれども、そんな彼が社会復帰できたのはフラットコミュニティという通所できる居場所があるおかげだったということだったんですけれども、私、実家にもひきこもりがいて、通所支援があって、そのためにやっと外出ができておる状況なんですけれども、田布施の該当者が通所できる場所がありますかね。また、その計画はあるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 近隣においてそのような通所ができる場所があるかどうかについては、ちょっと承知をしておりません。それについては将来的に研究をさせてもらえたらというふうに思ひます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ぜひ、研究をお願いしたいと思います。その全国キャラバン山口の

登壇者に保護者側の方もおられたんですけれども、その方が後悔しておられたのが、親の先回り教育や過保護が子どもの失敗を遠ざけて、失敗をしたことがない子がひきこもりになりやすいというお話があって、その方は保護者でもあり今は支援をされている立場なんですけれども、その具体的なお話として言われていたのが、子どもが作った作品を批判したり書き換えたり、作り変えてしまっていたと言われていたんですけれども、それで私ちょっと思い出したことがありまして、町内でも子どもが一生懸命作った作品に大人が手を加えすぎてしまって別の作品ができてしまっているというのを、家庭ではなくて団体で聞いたことがありまして、それはすごく子どもは悲しかったのではないかなと思って聞いていたんですが、今回、このひきこもりキャラバンの方のお話を聞いていたら、結構危険なというか、子どもの自信の喪失につながったり、やる気を奪ったりする、結構重大なことだったのではないかなと思いはじめました。昔、麻里府小学校があったときに、放課後子ども教室に手作り教室というのでコマを持たせてもらったことがあるんですけれども、地域の皆さんも、お子さんたちがかわいから「何か一緒に作りましょう」と言うんですけど、必要以上に手を出しすぎてしまうこともあって、子どもの創造性が「あら」っていうことはよくあったんですけれども、それを思ったときに、自信喪失してしまった子どもは失敗という経験を奪われてしまっていて、大人の顔色をうかがったり、言われたことを続けていくと引かれたレールの上しか歩けない子もできてくるのかなと思って。最初にお話しした青年も、自分が何と言うか、成功体験がないのでなかなか勇気が出なかったというようなことも言われていたんですけれども、なので、将来のひきこもり対策として保護者や教育者、地域の方に向けた大人向けの勉強会が必要ではないのかなと思いました。ひきこもり対策と言ってやるのではなくて、幸せな子育てのコツとか、子どもが伸びる見守る子育てのような、この町は子育てに力を入れているということが分かるように、年1回そのような講演があれば町の子育て力が全体に上がると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 将来の子ども子育て全般にも関わってくることになってこようかと思えます。こども家庭センター等で、ちょっとそういうふうなお話もさせていただきまして、将来の宿題とさせていただけたらというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。あとはもう1点、移住者の方でひきこもりになっていたかなっていないか、線が引きにくいところだったと思うんですけれども、外から移住して来られたり、結婚で田布施に引っ越して来られた方などで繋がりが無い、友達を作れなくて帰って

行ってしまった方もおられます。田布施町の地域福祉計画の中に、地域福祉を推進するための取組と  
いうのがありまして、地域団体が実施する交流場作りへの支援を町の主な取組というふうに書かれて  
いたんですけれども、それは今、具体的にどのようなものがありますか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） すみません。今、パッとでは思い浮かばないんですけれども、もう一回ちょつ  
と整理させていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 私もこの計画を見ていて、具体的に全然思い浮かばなかったんです  
ね。子ども食堂やいきいきサロンは社協がやっているというふうに書かれていたので、もし町がその  
ようなのがあまり取り組まれていないのだったら、計画に書かれている取組なので、しっかり進めて  
いただきたいなと思います。

それでは、不登校についての再質問させていただきます。

まず、不登校になる方、いろんな条件があると思うんですけれども、起立性調節障害というのを、  
私、この調べている中である保護者さんとお話しして聞いたんですけれども、起立性調節障害という  
病気を私は初めて知ったんですけれども、思春期の子どもに多く見られる体調不良で、朝起きにくく  
立ちくらみがして、怠けているのではと誤解されやすい病気だそうです。適切な理解とサポートが回  
復への鍵ということなんですけれども、実際に町内にも何人かおられるみたいなんです、周囲の子  
どもや大人も誤った認識だと、ずっと怠けていると思われて「何で行かないの」というふうになっ  
ちゃうので、子どものほうも保護者のほうも知っておけば対処ができると思うんですけれども、ずっと  
その原因が分からないままだとお互いに辛い時期が続きますよね。なので、周知が必要なのではない  
かなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 今の病名については私も何か聞いたことがございます。  
本当、原因不明。いろんな病名がつけば人間って安心するものです。「ああ、こうだったんか」という  
ことが分かるというふうに思います。今、分からなかった悩みが多いと思いますので、そういうこと  
は、また診断を受けるように促すということも大切ですし、そういう病気があるというのも学校にも  
保護者の方にも周知をしていきたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。言われたとおり診断名がつけば安心される  
方もおられますけれども、本当になぜ自分が起きれないのか分からないというふうになっていく前に、

もしかしたらこれかもしれないというのが頭の片隅にあるだけでも違うと思うので、ぜひ周知をいただければと思います。

再質問、もう1つなんですけれども、長期休み明けに体調不良や欠席の方はすごく多くいらっしゃいますでしょうか。もし、多かったら青森市で今年初めて実施された取組があるんですけれども、夏休み明け5日間を午前中授業としたゆるやかスタート・ウィーク、ゆるスタというものなんですけれども、終わった後のアンケートで児童生徒の93%、教職員の95%、保護者の79%が夏休みからの気持ちの切り替えに効果があった。どちらかといえば効果があったと、かなりの高い人数の方が答えておられます。それを受けて、青森市の教育委員会はこの冬休み明けにも3日間のゆるやかスタート・ウィークを導入することに決めたそうなんですけれども、田布施ではどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 御提案ありがとうございます。本町においては、今のところ特に9月が2学期が始まる時は、いろいろと世間で言われていることが起きるといふふうになっておりますけれども、本町におきましては今のところそういう実態はございません。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。それはちょっと安心いたしました。

ではもう1つ。小学生の不登校の方についてですけれども、ステップアップルームのような場所がステップアップルームは小中学生が行ってもいい場所なんですかね。小学生が行ける場所はありますか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） ステップアップルームにつきましては、中学生を対象にしております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ということは、小学生の不登校の方はどのようにと言いますか、同じようなお部屋というのはないということでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 小学生の児童につきましては、多くの学校が保健室を利用されたり、その間、見守るといいますか一緒に活動する部屋にいたりする、特定のそういった不登校用といったらおかしゅうございますが、そういう場所というのは特にありません。ただ、中学校の場合は、やっぱり専用のと言いますか、計画的に集団への適応を目指すという、そういう施設とカリキュラムが必要だと思っていますので、実際には中学校だけに設置をしています。ただ、児童のほうも相談とか見学に

専属の教員がおりますので、そこに小学校の児童が、あるいは保護者が相談に来ることはできますので、そういう意味での利用は可能になっています。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。小学生の保健室までも利用しにくい方にとっては、ちょっと居場所がないのかなというのを今の答弁を聞いて思ったんですけども、実際にどうされているか分からないですけども、小学生となると学年にもよりますが、親もずっとほったらかしにするわけにはいかないと思うのですよね。だからお仕事を休んだり休職したりしているのかなという想像ではあるんですけども、私が手届く範囲におられる方では、やっぱり行く場所が町外にしかないから費用面でも困っていて、そういうサポートがあったらうれしいですというようなことだったんですけども、町内にそういう居場所があれば費用をかけずに通うことができるのではないかなと思うんですけども、その保健室登校されていない方で、お家にいることが多い方はどのくらいおられますか。学校に全然姿を見せられない方。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 正確な人数はちょっと把握をできていませんが、町内の小学校では、本来3、4年ぐらい前まではほとんど不登校という状況はございませんでした。ほとんどが中学校へ進学したあたりで、いわゆる中一ギャップとあって、人間関係と生活環境が大きくガラッと変わる中で、それへの適応がなかなか難しいということで、中学校の段階になって急激に増えていくような状況がありまして、でも中学校の状況も、1年生、2年生ぐらいまでは増え続けますけど、3年生になるとまた進路という新たな目標とかがありまして変わっていくような状況にあります。ただ、今、御質問のありました小学校の状況につきましては、令和6年度の実績では9名ほど在籍しておりまして、出現率が16%と、県の平均よりはだいぶ低いのですが、いろんな家庭の事情があって、やっぱり議員さんおっしゃるように学校の保健室とか、対応できる教員の数にも限りがありますので、空いている教員といたらおかしゅうございますが、それへ対応できる教員がなかなか配置ができていけませんので、実際にはそういう保健室とか空いている時間帯に見守っていくと、あるいは学習仕様にしていくというのが現状でございます。これから小学生、児童が増えていけば、やっぱりステップアップルームの中学校だけの配置ではなくて、全県的にも多分、小学校への波及というのが課題が大きいので、検討していく時期が来るのではないかなと思っていますけれども、この辺りも先取りして、どういうふうな施策ができるかは町教委で検討していきたいと思っています。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 細かな情報をありがとうございます。三、四年前までは小学生の不

登校の方がいなかったということで、本当にそれはある意味すばらしいことだなと思っているんですけども、今、大体9名の方が出現率16%ということで、それくらいの方がお家にいる時間が長くて、行き場所も特になくて困っているのかなと思ったときに、たったの9名なのか、9人もいるから対処したほうがいいというか、その少ない人数だからこそ対応策が考えられるのではないかと思ったんですけども、例えば今日最初の質問の中で見守りボランティアや学習支援ボランティアを公民館や図書館にというふうにも言ったんですけども、例えばずっといらっしゃらなくてもいいというか、行ってもいい居場所があるだけで全然違うと思うんですよね。例えば図書館に、もちろん誰でも行っていいと思うんですけども、なんというか、今パッと浮かんだのが「こども110当番の家」ののぼりみたいな形で、ちょっとひと休み所というか、堂々と昼間に小学生が私服でうろうろしていたら、やっぱり罪悪感とかもあると思うんですけども、図書館で本を読んだり勉強したりするのは、私はしてもいいことなんだって分かっているというか、周知されているような状態だったら周りも温かい目で見守れるのではないかと思うんですけども、そういう視点だとどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 福田社会教育課長。

○社会教育課長（福田 幸治君） 言われますように、図書館のほうには行かれてもいいと思います。周知が足りないようであれば、またそのあたりを考えていきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。そのように対象者だけに伝えるというよりは「こども110番の家」みたいなイメージで、例えばステッカーなのか分からないですけど安心して行けるようになればいいなと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

次が、2問目、こちらも一問一答で質問事項が学用品等にかかる保護者等の負担軽減について。答弁者は町長と教育長にお願いいたします。

令和7年6月の文部科学省の通知で、学用品等の保護者負担軽減について記載がありました。例として、従来、保護者負担で購入されがちだった教材、算数セット、彫刻刀、裁縫セットなどを学校備品として整備することで、保護者の負担を減らすよう促す点が挙げられています。本町でも実現に向けていち早く取り組まれてはいかがでしょうか。多額の予算をかけずにこの町が子育てに力を入れていることがよく分かると思います。保育園や幼稚園の卒園後、短い春休みの中、入学準備の負担減にもつながり、環境負荷も軽減できます。算数セットのパーツ数を御存じですか。私、改めて数えたら496個ありました。現状、一つ一つ全てに記名、またはシールを付けていかなければなりません。学校所有にすれば出席番号またはアルファベット等で管理できて、兄弟姉妹が年子でも困りません。

金銭的にも時間的にも負担軽減され大助かりだと思うのですが、いかがでしょうか。個人所有を希望される場合は尊重してはいかがでしょうか。

次に、体操服の校章廃止について。現在、4つの小学校それぞれの校章が入っていますが、校章がなければ安価になりますし、それぞれの学校の子どもたちがシェアしやすくなります。各小学校との協議を始められないでしょうか。

その次、これら施策の広報について。実現されれば子育て支援の具体例として、積極的に町外にPRできることだと思います。全体として本町の子育て施策をもっとPRすべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、私のほうから1番目と2番目の御質問にお答えをいたします。

1点目の学用品等にかかる保護者等の負担軽減につきましては、今、議員お示しのとおり、本年6月に文科省のほうから現下の物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることを踏まえて、補助教材及び学用品等にかかる保護者の経済的な負担の軽減を図るための積極的な取組を検討するよう通知がされているところであります。

教育委員会といたしましては、御提案のありました、これまで保護者等の負担で毎年、購入している教材、お示しのあった算数セットとか彫刻刀とか裁縫セット等について今後、学校の備品として整備することの可否につきましては、学校へのヒアリングを実施して負担軽減に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

2点目の体操服の校章等に関しましては、これも各小学校へのヒアリングを行いまして、その結果を踏まえて協議してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 3点目の、子育て施策の積極的なPRにつきまして、お答えをさせていただきます。

今、具体的に2点のお話でしたが、それはちょっと抜きにして一般論として答弁させていただきます。

本町の子育て支援につきましては、現在、町広報やホームページ、母子アプリ、公式LINEなどを通じて周知を図っておりますが、住民のライフスタイルや情報取得手段の多様化に対応するため、今後はより多層的な広報を進める必要があると認識しております。町民の皆様や町外の方でも本町の子育て支援の内容が分かりやすいように改善し、子育て支援の取組を積極的に発信してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。学用品に関しては、今後、ヒアリングを実施して取組を進めていただけるかもしれないということでうれしく思います。今回、複数の保護者と話すうちに、裁縫セットについては大人になっても使うので個人負担でもいいという声が多かったですし、身の回りの御年配の方も、「これ小学校のときの使っている」という方も結構おられるので、裁縫セットは個人負担でもいいのかなというふうにも思っています。ただ、算数セットと彫刻刀は学校所有だとありがたいという声が、賛同がたくさんあるんですけれども、そのほかに加えて鍵盤ハーモニカも吹き口だけ別で売っておりまして、1,000円以内で手に入るもので、そちらも検討の中に入れていただけたらいいのかなと思います。というのも、私の子どもが入学するときいろいろ買いそろえる中で、買う負担はもちろんなんですけれども、全国にいるたくさんの子どもの1人1台鍵盤ハーモニカ持っているってこととか、算数セット1人1台あるっていうことって思ったら、すごく膨大な数の資源が使われているということに驚愕したんですけれども、せめてピアノは大人になっても遊ぼうと思えば遊べるんですけれども、算数セットは本当に短い期間しか使われないので本当にもったいないなと思っていたので、このたび自分の意見だけではなくて、文部科学省から通知があったということで、胸を張ってお尋ねできるのがすごく良かったなと思うんですけれども、新品が欲しい方はいらっしゃると思うので、その方は個別にお買い求めいただいたりしたいと思うんですが、学校にヒアリングをされるということだったんですけれども、一番負担に感じられるのは、やっぱり記名の部分だったり、保管なのかなと思ったんですけれども、実際、娘に算数セット496パーツあるのをどういうふうに授業で使っていたか、どういうふうにしまっていたのかって聞いたんですけれども、例えば数え棒というのがありまして100ですね、鉛筆よりすごい細い、マッチぐらいですかね、とても細くて本当にシールを貼るのも大変なパーツがあるんですけれども、それらはどうやって直していたのと聞いたら、特に数えていないっていうふうに言っていて、100個ないと困るのではないのかって聞いたら、100まで数えないって、100数えるときは100って書いてあるカードがあるから大丈夫っていうふうに言われたんですよ。だから、一、二本なくても大丈夫なのかなと思ったんですけれども、休み時間にはそれをパスタみたいにして遊んでいたと言っていたので、もちろん他の子どもと一緒に遊んでいたということなので、もしかしたら混じっているのかもしれないと思いながら、しっかりは見えていなかったんですけれども、なので記名するということはもしかしたら必要ないのかなとも思いましたし、最近はすごいお片づけしやすいように箱の中に、のけたら箱と同じものが書いてあって、何個、何個というふうにとってもお片づけしやすいようにできているんですね。だから、1、2年生もしっかり片づけられるのかなと思いました。だから、毎回先生が20個そろっているかとか

はやっていないというのを聞いて、そんなにお片づけの負担はないのかなと思ったんですけども、もし記名をする負担があるということだったら広く募っていただいたら、それに賛同する保護者の方は来ていただけるのではないかと思いますし、私も何パックもやりたいと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

体操服の校章なんですけれども、校章に関しては校章の下に名札を付けるようになっているんですが、名札自体に校章がプリントされておりまして、二重校章になっているんですね。なので、すみませんが勝手に私は無地のものを買って校章を作りつけているんですけども、もし、そういうほかの小学校がどういう名札になっているかちょっと調べきれていないんですけども、ほかの小学校も校章が入っているんだったらそれで本当に済むのではないかなと思いますし、成長期の子どもすごく勢いで成長していきますから安く買えたほうが運動会のおきもピカピカで挑めるのかなと思います。合わせてちょっとお尋ねするんですけども、中学校の上履と体育館シューズが指定というふうに聞いているんですけども、小学生はよくある上履を体育館でも運動するのに使っていますけれども、中学校になったら運動量も違うので、もちろんしっかりとした靴になるんだろうなとは思いますが、例えば色を白という指定だけにして指定のものではなくてもいいというふうにはできないでしょうか。上履と体育館シューズ、自由化できないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、お問合せがありました上履と体育館シューズですけど、小学校は既成の赤とか青とかが縁どりをしたものを使っていると思います。中学校になりますとスリッパの様式で使っておりまして、これはかなり安価でございます。ただ、体育館シューズにつきましては、中学校の体育館シューズは結構がっしりしておりまして、成長期にはありますが3年間ぐらいは一足で済ませるようなかなりがっちりした、かなり値段もそんなに安いとは思えないような普通のスポーツシューズを利用しております。小学校においては、体育館シューズは一般的な屋内用のシューズということで、それほど高価ではないというふうな受け止めをしております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 中学校の上履がスリッパだったと思うんですけども最近は変わっていませんか、ゴムでフィットしたタイプのものに。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） すみません。自分のちょっと認識が間違っていたのではないかと思います。今、縁どりはあったかな。ちょ

っと小学校の屋内シューズとはタイプが違うんですが、中学校のタイプは。それなりのやっぱり屋内シューズ履きになっていると思います。これは、多分、防災とか安全訓練のために多くの学校でスリッパを使うということがなかなかどうなんかないという関係部署からの指摘もあって、徐々に変わってきたのではないかなと思っております。すみません、認識不足でした。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。今、改めて防災の面でもスリッパではなくて包み込まれている靴のほうがということで、そういう面もあったなと思ったんですけども、割としっかりとした靴を履かれていたように思うんですが、動きやすい運動靴、例えば白で体育館シューズと上履きも兼用できれば足の大きさが大きくなりやすい中学生時代に2足も買いそろえなくていいので、その点もぜひ話し進めていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 当然、検討の課題の1つだというふうに思いますが、ただ、やはり体育館は、またフロアが違いますので、やはり教室の靴で中に入ると、やはり体育館の床を傷めたりとかそういうことも考えられますので、それをやっぱり考慮しなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 小学生は上履きで体育館に行っていますけど、運動量が違うということで床を傷つけないために2つ必要ということなんですけれども、せめて指定のものではなくて通学靴のように色だけ決めていただくなど、できたらそれも合わせて保護者負担になるのかなと思います。

最後に、時間もあまりないのですが、最後の広報についてなんですけれども、この4月から新しいホームページに変わったと思うんですけども、以前のほうがイラストがたくさんあって優しい感じがしていたと思うんですけども、今のホームページに変わった経緯と言いますか、なぜあのようなシンプルでいいと思うんですが、情報がただの文字しかないというのは何だかすごくもったいないと思っているんですけども、どうしてあのようなホームページになったのかお聞かせいただけませんか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） ホームページが今のホームページになった経緯と言いますのは、今まで使っていたホームページのベンダー、企業ですけれども、これがホームページの事業から撤退したということで、それで新しいベンダーを探して構築したということでございます。まだ導入したば

かりでございますので、他の自治体も改修等を重ねながら改善してきていると思いますので、今後、事業を見定めながらできることは、変えていけることは変えていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 子育て支援ページについても情報を網羅していただいて、変更していただいてありがとうございます。なんですけれども、やっぱり人の情報を得るのは目からというか、文字より画像のほうが約15倍も早く理解できるそうなんです。プレゼンテーションを見るときを思い浮かべていただきたいんですけれども、文字ばかりのものより、やっぱり適切に図や絵があるほうが入ってきやすいと思うんですけれども、ホームページとか子育て支援策というのは一般町民が見るものなので、すごい優しいものでないといけないと思うんです。せっかく独自でされていることもたくさんあるので、もっと分かりやすく書き出してもらって、いっていただけるといいのかなと思います。ホームページをいろうのがなかなかお金がかかるのでできないということであれば、やはりSNSとかLINEもお持ちなので、しっかり、田布施町こんなにやっていますということで伝えていただきたいと思います。

では、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、藤田枝里香議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで、暫時休憩します。再開を1時半再開したいと思います。よろしくお祈りします。

午後0時03分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（南 一成議員） 休憩をほどこし、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に落合祥二議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） それでは通告に従い、2件の質問をいたします。質問方式は一問一答で、答弁は2件とも町長にお願いします。

まず、1問目の田布施駅の建て替え及びバリアフリー化、並びに駅周辺の整備のことです。このことについては、令和3年12月議会、令和4年3月議会及び令和5年3月議会で質問してきました。その後、JR西日本との協議が整い、マスコミ報道によりますと、令和9年度にはJR西日本が駅舎を解体し、一方で、町のほうは駅機能を備えた交流拠点施設を建設し、令和11年度には利用開始を目指すという計画となっています。

2人の議員さんが既に質問していらっしゃるので、ある程度のイメージは持てたんですけども、重複する部分もありますが、次についてお尋ねいたします。

1点目、田布施駅の解体・建て替えはどのような経緯で決まったのでしょうか。また、国の地方創生交付金を活用するということですが、どんなタイプを利用されるのか、そして今後のスケジュールはどのようなのでしょうか。

2点目、田布施駅のバリアフリー化は、国土交通省鉄道局の令和8年度予算の概要要求にある鉄道駅におけるバリアフリー化等の推進事業を活用するのでしょうか。その場合、2,000人以上の乗客数が条件となっているように思います。令和7年度刊山口県統計年鑑の運輸・通信に載っている田布施駅の乗車数から計算すると2,004人になります。辛うじて飛び越しておりますが、今後は対策が必要ではないでしょうか。

3点目、光駅近くに安価な1日200円の駐車場があります。田布施駅近くにも安価な駐車場があれば関係人口が増えてよいと思いますがどうでしょうか。

4点目、駅の北側に改札口を設ければ、北側の住民の利便性の向上が図られ、駅の北側にある土地に魅力が出るとと思いますがどうでしょうか。

以上、以前にも質問していることではございますが回答をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

1点目は、駅の解体と建て替えまでの経緯と財源、そして今後のスケジュールについての御質問でございます。

田布施駅舎は、旧国鉄が昭和34年に建築したもので、築後66年を迎え、耐震強度不足や老朽化に加え、バリアフリー対策不足といった様々な課題を抱えております。

特に、駅舎内のトイレの老朽化は著しく、駅の利用者や住民の皆様、また町議会の皆様からも何とかして欲しいといった改善要望を度々いただいております。私としても可能な限り早期に対応しなければならない最優先課題と考えておりました。

今回の整備計画が推進できましたのは、本年6月、内閣官房内にあります、新しい地方経済・生活環境創生本部事務局に問い合わせる中で、地方創生に資する目的であれば第2世代地方創生交付金制度が駅舎整備にも活用できるとのお話をお聞きしてからでございます。

その後、国への問合せや協議内容を踏まえ、JR西日本様に今回の件を要望したところ、未定であった田布施駅舎の更新計画の前倒し等についても、町が合築駅舎を整備する条件であればJR西日本として出来ることは協力したいという申出があったところでございます。

こうした大変前向きな御回答を頂きましたことから、急遽職員の中から検討メンバーを組織し、早急に取り組むように指示をいたしております。

しかしながら、着工まで時間も限られている中でございますので、国やＪＲ西日本様、関係団体等と連携を図りつつ、急ぎながらも慎重に協議を進めているところでございます。

次に、２点目の田布施駅のバリアフリー化について、令和８年度の国土交通省予算を活用するののかについてですが、この鉄道駅におけるバリアフリー化等の推進に係る補助事業は鉄道事業者が補助対象となっております。

さらにこの補助事業の活用については、関係する自治体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づくことが前提であり、こうした整備計画を策定しておりませんので、現時点で活用すること自体できません。

しかしながら、今後ＪＲ西日本様が跨線橋の改修やエレベーター設置を実施していく際、この事業を活用していくようであれば、整備計画の策定及び自治体負担について協議を行っていきたいと考えております。

次に、３点目の田布施駅に近接する駐車場についてでございますが、今後、町として駅西側にあるＪＲ西日本様所有の駐車場を用地取得する方針であり、駐車場利用も含め、その利活用方法を検討しているところでございます。

最後、４点目の駅北側への改札口設置についてでございますが、長合地区等の住民の皆様からの御要望があったことは承知しておりますが、こちらも跨線橋の改修やエレベーター設置等の是非、一体的な駅構内整備と非常に関係いたしますので、ＪＲ西日本様との協議は継続してまいります。道路状況や交通安全対策の問題も抱えており、現在、北口の改札の具体的計画は持っておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） 大分前から聞いたときから着々と進んでいるとは思っておりますが、１点目の建て替えの経緯をお聞きしまして、具体的に進んでいて大変よいことだというふうに思っております。

あとは、しっかり第２世代地方創生交付金制度、これにうまく乗って活用できるように、今から速いスピードでやられるかと思うんですけども、ぜひ獲得できるようにしていただきたいというふうに思います。

２点目のバリアフリー化については、ある程度私が乗車人数ということで伝えておりますけれども、ちょっと私が県の統計年刊、運輸・通信というところにＪＲ旅客及び貨物輸送実績というのが毎年載

るんですけども、調べたところによると、田布施は令和1年、2019年ですけども1,134人なんです。それが、あとコロナ禍で1,000人を切って行って、令和5年が1,029人、そして今回が1,002人ということで、これは乗車人数ですからこれを2倍して利用者人数ということになるわけですけど、そういった形になっています。

ちなみに言えば柳井は1,500人から1,800人の間ぐらい、岩国が5,000人から5,600人ぐらい、光が1,900人から大体多いときに2,300人ぐらい、下松はそれよりもちょっと多いんですけども、1,900人から2,300人、徳山は新幹線も含まれますから、5,000人ぐらいから7,500人ぐらいというような幅で乗車客、利用者になったら2倍になるんですけども、そういった状況で、田布施も今言った5つの駅から言えば決して少ない利用者数ではないというふうに思っております。

ただ、バリアフリーを今後利用したときに、国の支援とか言ったときにやっぱり利用者数の人数というのはある程度影響してくると思うんですけど、その辺はいろいろ、全く関係ないことはないと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 改めて、駅の平均利用者数と事業の関係性について御説明いたしますが、ちょっとなかなか複雑で私の説明ではちょっと分かりづらいかもしれませんが御容赦いただきたいんですが、まず、想定しております事業、バリアフリーに関する整備事業につきましては、鉄道駅総合改善事業、次世代ステーション創造事業というものを見込んでおります。町長の答弁でもございましたとおり、実施主体は鉄道事業者、JR西日本ということになります。

そこで、この事業の要件としましては対象駅の利用者数は要件としておりません。ただし、この事業活用の場合の国庫補助金は総事業費の3分の1、地元負担、地方自治体になりますが、こちらが3分の1、残りが実施主体ということで、この部分が2,000人以上の平均利用者数がございますとバリアフリー基本構想に位置づけるものということになりまして、補助率のかさ上げが行われると、2分の1まで引き上げられる。ただし、その補助裏の部分につきましては地元ということになっておりますので、逆に2分の1ほど自治体というのはJRのほうに確認をしております。

ただ、そうしますと鉄道事業者はどうなるのかといいますと、事業申請等の手続及び事業で新たに整備された財産の保守管理費、こちらを見ますと当然のことなんですけれども。ですので2,000人という要件をクリアしないと、JRはこちらが幾ら実施を要請してもやろうとしないというか、当然自己負担がない事業で進めたいという部分がここに現れておりますので、補助事業の要件というわけではなく、JRが実施していただける要件というふうに捉えていただければというふうに思っております。

ます。

事業の町の負担につきましては、このバリアフリー基本構想のメリットとしまして、各種、先ほどのかさ上げの部分もあるんですけれども、公共施設等適正管理推進事業債、こちらのほうが充当率90%、交付税措置率30%、こういったものもまだ調査研究しなければいけないので、必ず適用できるかどうかというのはちょっと調べてみないと分からないのですが、こういった部分が今後、整備計画、何を整備していくのか、また基本構想、また方針を協議会、こちら地域公共交通協議会の分科会でもいいというふうに、宇部市なんかそういうふうにされていらっしゃるようなんですが、そちらで計画、また方針・構想を策定するという運びになろうかと思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 今回の補助要件の対象になってないというのは、この鉄道駅のバリアフリー化の推進で、例えば基本構想、それを立てている場合はかさ上げで最大2分の1、国が鉄道事業者のJR西日本に払うよと、その対象にはないという意味なんでしょうか。それとも、先ほど1点目で言いました、国の地方創生交付金を活用するという対象外ということなのか。ちょっとその辺、もう一遍説明していただいたらと思います。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 地方創生交付金はこちら、全然関係はございません。要するに3分の1の補助率になるのか、2分の1になるのか。3分の1でしたら、3分の1が国庫補助、残りの3分の1が地元負担、残りが実施主体負担となるので、2分の1のほうがはっきり言いますとJRのほうの負担がないという部分になりますので、2,000人という部分を一応基準として事業を実施するかしないかというのをJRのほう判断しているというところになろうかと思えます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） よく分かりました。だから、あとの国が出すのが2分の1になるか3分の1になるかによって、あとの残りを町とJRで等分するということですが、JRの部分を西日本が出さないといった場合は、町が出すようになるんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） そちらは今後の協議次第だと思っております。JRのほうからは保守管理費だけという認識でありまして、ほかの事例を見ましてもそういった部分で対応されているというふうに聞いております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） そうしたらその辺で、駅のバリアフリー化についてはJ R西日本さんの考え方によると。もしそれが、補助金を使えなかったら、できない可能性もあるんじゃないでしょうか。それともそれは町がやるのか、全く別の方法でやるのか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） こちらは現時点、想定し得る補助事業を述べているわけでございまして、こちらで活用しないパターンも内山議員の御質問の中でもございましたけれども、その中で活用するという方策もございます。

ただ、負担については幾らかは当然必要になってくると思いますので、そこは先ほど申しましたとおり、J R西日本と町との協議になると思われれます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 先ほどいろいろ、たしか内山議員も言われたけど、私も田布施駅に、徳山へ行くときはそのままそこから乗るけども、帰りは柳井まで回って、それからエレベーターに乗って、それから田布施まで戻ってくるという話も聞いております。

ぜひ、今回の駅舎の建て替えとは全く違う事業でしょうが、J R西日本に食いついていただいて、ぜひこれを進めていただきたいというふうに思っております。その辺の決意といいますか、その辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、課長が申しあげましたようになかなか難しいのは事実でございます。J Rさんは今、非常に前向きに田布施町と一緒にということをしきりに言ってくださいますので、何とかJ R西日本のほうからの提案もいろいろないわけではありませんが、双方の負担というのが現実的にどうなのかということがあって答えは出しておりませんが、やはりバリアフリーというものはどうしても実現しなければなりませんので、できるだけ早くできますように研究してまた調整いたします。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） バリアフリーについては以上、よろしくお願ひしたいと思います。

それから3点目の駐車場の件ですけれども、今、駐車場といったら駅の西側、今、J Rが管理しておられる駐車場がその辺の感じになるのだらうと思うんですが、その辺をちょっと、もう少し具体的に説明していただけたらと思うんですが。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今、何かこう、J Rとの話の協議の中で決まっているものがないのかなかなかお答えしづらいんですけど、これまでも議員さんから駐車場の不足とか、送迎用の置場の不足

ということをずっと言われてきているところなんです、駅西のJRの駐車場に関しては、町長答弁がございましたように、まずは用地取得をするという方針はあります。

その上で、この地方創生交付金を活用しようと思うならば、やっぱり地方創生に資するものの施設にしないといけないというのがありまして、単なる駐車場だと交付金の制度の対象には当てはまりません。

今、ちょっと私たちが考えているのは、駅を地域交流施設とします、その駐車場として一部活用する。あわせてイベント広場的に、その駅西850平米を使っていくというところを考えています。それに併せて、また送迎用の車両をどういうふうに確保するかということも今検討しているところで、今、この場で、構想は持っていますけど何か決まっているというものがなくて、また今後、JRとの協議の中で、また利活用する協議会の中で話し合っていきたい、協議していきたくと思っています。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 近隣でも駅がない町から言えば、大変田布施町は羨ましいというふうに言われているわけですが、駐車場も、今の駅のところもあるけどもう一つ、あそこの前の農協の隣っていいですか、隣の隣になるかもしれないが、そこも町有地があるように私は認識しているんですが、そこは例えば、極端に言えば今の創生事業を使うのではなくて、できるという考えも一方ではあるのではないかと。それはどうですか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） その場所も約1,600平米ぐらいの大きな場所です。JRとの協議の中も、今の駅西駐車場と今の田布施の町有地、等価交換も含めての協議もしてきました。なかなかJRも財産等を持ちたくないとか、飛び地は解消したいということなので取得のことについては前向きでございました。

今のそこの町有地1,600平米については、令和8年度、田布施農工高校の実習棟が建築されるということで、そこの工事ヤードとして今、県と協議して、工事ヤードとしてお貸しする。8年、9年、そういうふうな形で思っています。

そこを駐車場にするということは、今のところちょっと協議をしていなくて、先ほど来、駅周辺再開発というところの話もありましたが、そういうちょっと長期的なビジョンに立った上で、その町有地をどうしていくのかも含めて考えていきたくと思っています。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 今、ちょっと再開発という話が出たので、ちょっと後で質問しよう

かと思ったんですけど、再開発というのはどの程度の、もう全く民間に任せるような形の再開発か。それとも町が区画整理のような形で考えているのか。その辺はどうなんですか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 西本議員の一般質問、町長の答弁がありましたけど、まず短期的な課題と長期的な目標というのを今持っています。

短期的な課題で言えば、駅西もあたり、向かい側のJAのいきいきプラザがあります。そういうところは官民連携で、民主導で町が支援する。それで民間が自走して経営していける、そういうポテンシャルの調査もまずはしていきたい。再開発となると、これも町長の答弁でございまして、まだランドデザインというのがはっきりしていなくて大きな基本構想というのはまだできていません。

そういう中で今、ちょっとこの場でどういう再開発をするのか、都市計画を考えていくのかというのは、ちょっとその部分についてはお答えを控えさせていただきたいと思っています。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 具体的なことはいいんですけど、広い意味で言えば区画整理まで含むような考え方なんですか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） そういうのも含めてこれ、利権者との合意形成というのは本当に大きなこともございます。区画整理みたいなものなのが、都市計画事業としてやっていくのか、いろんな方法、手法があると思いますので、そういうところは今から調査、研究しながらそういう組織的なものも立ち上げて研究していきたいというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 具体的にはまだ今からですから言えないというのは当たり前のことだと思うんですが、ちょっとイメージとして私の頭の中にも入れておきたいのでちょっとお聞きしたんですが、それからもう1つ、4点目の駅北側の改札口の設置ですけども、今のところ考えておりませんということですけども、要は通告書にあったように、北側が今は死んでるというのはあれだけ、なかなか難しいんです。

それで結局、田布施駅のほうから北側に行こうと思ったときに、駅の跨線橋じゃなくて外にある跨線橋ですよね。あれを通っていくか、田布施農工高校に行く信号があるところを通っていくか、米津本店があるところから、熊毛インターに向かっていく道を通っていくかなんです。

それで、前のときも言いましたけど、あそこの線路に架かっている橋の歩道はものすごく狭いんです。ですから、極端に言えばお年寄りがあそこを通るのは恐ろしいんです。車が通れば橋が揺れるん

です。それで私も田布施駅のところの外のほうにある町がつくっている跨線橋、そこを渡っていらっしやるんですが、もう上に上がるまでは息が切れていらっしやるような感じです。

そういうふうな意味で、北と南がうまい具合に行けたらもっと町自体も魅力ができるんじゃないかなということも、もう一つ一方で、駅の中の跨線橋もちゃんとエレベーターをつくってやっていただきたいというのもあるんですけども、この北口に改札口をつくるのは、J R西日本はそういうようなことは言いませんか。どんなですか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） まちづくりの話は今、されているんだろうと思います。その中で北口の活用。

まちづくりは、先ほどからも答弁してますけれども、地権者とかそれから関係者が時間をかけてどういう町にしてどういう形にしていくという協議会があつて、駅にしてもそうなんですけど、本来ならそれが本線で、関係者、利権者を集めた形で進めていかないと必ず頓挫するというようなことがあります。

ただ今回、駅については早急な対応が必要なんで、交流施設については、できるだけスケジュールに沿った形で進めていかなきゃいけませんけど、今、北口も含めたまちづくりは、やはり関係者とかどのあたりまでの開発が必要であるとか、それぞれ皆さん、皆意見が違うんで、それをまとめる組織があつて、初めて町として構想を練っていったという手順がありますので、今こういった場でなかなかお答えはしにくい部分があります。

北口のほうについては、J Rとの協議の中でも、完全にJ Rさんのほうが駄目というスタンスではないような感じもいたしましたので、協議の進め方によっては活用も含めた形で、今後の展開ですけどあるような思いもしますけれども、今、この場で具体的というか、方向とかがなかなかお示しすることができないのが現状なんで、その辺は御考慮いただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 考慮いたします。要はイメージとして今、持っておきたいと思うし、そういうのでお聞きしたんですけども、多分J Rもそのことがある。一方で、駅構内の跨線橋が今のままでいいよっていうことになったら、また何でもないことになるので、その辺は将来的なことも踏まえて考えていただいたらと思います。

それともう一つ、山銀のグループとの協定をもらったということですが、その辺は山口銀行フィナンシャルグループですか、どこまでをやってどうなるか。山銀も株式会社ですから、会社そのものが営利が目的なんですよね。その辺との兼ね合いでどういうふう考えていらっしやるのか。

ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 先ほど来のちょっと私の繰返しになるんですけども、山口フィナンシャルと官民連携による、まず駅のポテンシャルの調査とか、その土地の有効活用を御提案いただきたいというのがまず1点です。

そのほかに、今回の包括連携協定では町の遊休資産の利活用についてということのお願いと、またあと、広く地方創生の推進に関することということで御協力を頂けないかということの包括連携協定を結ばせていただいているところでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 山口銀行としては多分、自分の銀行としての融資とかいろんなことが先にあるんじゃないかなということで協力していらっしゃるんじゃないか。協定を結ばれたんじゃないかと思うんですが、その辺はどうです。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 山口銀行さんとしては、やっぱりいろんな先ほど言った手法、PPPとかPFIとか、いろんな官民連携でやる中でそういう利益があるかと思いますが、私は山口銀行の立場じゃないんで、そのあたりお答えはしかねますのでちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 分かりました。民間と連携してやるというのはある意味で民間活力といういい面もありますが、一方でさっき言ったように、株式会社で目的は営利なんですよ。だから損をするわけにはいかないんで、その辺はよく山口銀行さんと話しながら、ちゃんとした山口銀行さんも儲かるかもしれない、町もものすごい助かったという形で事が行くようにならなきゃいけないんじゃないかなというふうには思っております。

それでは続いて、2番目の下水道事業計画の変更についての質問です。

総務省の自治財政局準公営企業室が令和7年10月に作成した下水道事業の現状と課題には、公営企業の現状及びこれからの課題として、急激な人口減少等に伴い、サービスの需要が大幅に減少するおそれ、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、役場の職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要、特に中小の公営企業では、田布施町がそうですけれども、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念とあります。

そこで次についてお尋ねします。

本町の現状と課題は何でしょうか。

事業計画区域の変更は、どのような理由でいつ行うのでしょうか。

3点目、事業経営戦略はいつ改定するのでしょうか。

4点目、これは以前から言われていることではありますが、用途区域で都市計画税を払っているけれども、そこから下水はこない、どうなんかということですが、そういう町民の方に対する対応はどうするのか。

それと、これは極めて重要なことですので、住民説明会が必要と思いますがどうでしょうか。いつまた行うのでしょうかということですが。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

1点目の下水道事業について、本町の現状と課題はという御質問でございます。

本町の下水道事業は平成3年度に事業着手し、平成8年度の供用開始を経て、順次管渠整備を行ってまいりましたが、本町特有の分散した人口分布や地理的条件により、下水道整備率は事業開始から33年経過した令和6年度末でも49.3%、また下水道に合併浄化槽処理を加えた汚水処理人口普及率についても81.3%にとどまっている状況でございます。

これに関して、国の汚水処理方針、いわゆる10年概成において、令和8年度末までに汚水処理人口普及率を95%以上とするように求められており、特に下水道の未整備区域については、将来的にも真に下水道施設が必要な地域を選定し、人口減少等を踏まえた徹底的な見直しを行い、整備に長期間を要する地域は浄化槽等の弾力的な対応を検討すること等の方針が示されております。

これを受けて、山口県においても同様な計画が立てられ、下水道による整備では実現困難な市町に対しては下水道全体計画区域の縮小指導し、下水道の整備を待っていただいた方に対して、合併浄化槽の設置を促進させることにより、汚水処理人口普及率の向上を目指すという状況でございます。

課題といたしましては、現在の計画区域に対して、令和8年度末までに下水道整備進捗率95%を達成することですが、これまでの整備ペースや必要となる巨額な整備費用を勘案すると達成は困難な状況であり、今後、県の指導に基づいて、ほかの地域と同じく下水道全体の計画区域の縮小を行うことが現実的な手段となります。

また、別の問題として、持続的な下水道経営環境の実現がございまして、例えば、今後新規に汚水管の面的整備を行わないとしても、既設の設備の老朽化は避けられず、将来的にも多額の維持管理費用も必要となります。また、これまでに要した費用に充てた起債の償還、年々上昇する汚水処理に要する費用の対応が必要ですが、人口減少により使用料収入の減少が見込まれ、経営的には非常に大変困難な状況でございます。

次に、2点目の事業計画区域の変更はいつから行うのかということでございますが、一般的には事業の進捗や施設の状況などを考慮し、5年から7年程度のサイクルで見直しが行われています。本町においては、前回の見直しは令和4年度であり、国の10年概成の方針と最新の情勢を踏まえて令和8年度末に実施する予定といたしております。

次に、3点目の事業経営戦略はいつ改定するのかについてでございますが、下水道事業経営戦略とは、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくために、中長期的な経営の基本方針を定めた計画のことでございます。本町におきましては、平成28年度に策定されましたが、その計画期間が今年度末までであることから、現在、次期計画の策定をいたしております。

次に、4点目の都市計画用途区域に課している都市計画税を払っておられる町民等への対応についてでございますが、先ほど申し上げましたように、国の10年概成の方針を踏まえた事業計画の変更を行いますと、結果として下水道全体区域を縮小する計画とせざるを得ない状況となっております。町といたしましては、全体計画区域を縮小する区域のうち、計画変更時点で用途区域内にお住まいの方を対象として、新たな合併浄化槽の設置補助制度の設定を検討しております。詳細につきましては、本定例会の最終日の全員協議会にて詳しく御説明をさせていただく予定でございます。

最後に、5点目の住民説明会についてでございますが、都市計画決定の事務手続上でも公聴会の開催は必須となっておりますので、令和8年4月頃をめどに公聴会を開催する予定としたといたしております。またその他に、広報及び町のホームページでも周知を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） これも、さっきの駅の関係同様に大変大きな問題だと、問題というのは課題といいますか、そういう一つの事業だろうと思うんですけども、うまく着地をしていただきたいということも含めて思うんです。

かつてから、用途区域にそういうような不満があったのも事実だろうと思うんです。都市計画税は、ちょっと私の認識が間違ってたらあれなんですけど、田布施の場合は課税標準額に対して、固定資産税はたしか1.4%ですよ。それが都市計画税は、それプラス用途区域は0.3%ということだと思うんですが、それで正しいでしょうか。

○議長（南 一成議員） 友森税務課長。

○税務課長（友森 康之君） 都市計画税の税率ですが、今、落合議員さんが言われたとおり0.3%になっております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） ですから都市計画区域の用途区域に住んでいらっしゃる方は、そうでない区域と比べて、今の課税標準では0.3%も多く払ってるということですよね。それに対して、私らは払っているのに、なぜ下水はいつそうから来ないのか。下水道事業と都市計画とは直接関係がないと思うんですけども、やっぱりそういうのが前の議員さんの中にもずっとそういったことを言われる方が多かったと思うんです。

その辺で、今回は下水道の合併浄化槽のことについては、そこだけの特別な補助制度を考えているということだろうと思うんですけども、しかしながら、説明会があればいろいろ荒れるんじゃないかなという気はしております。

そこで、うまいこと着手していかないといけないということも私思うんですが、だからといって私にいいアイデアがあるわけではないんです。でもそういう状況で、この今の下水道事業をどんどん今の計画のとおりに進めると町も大変になる。そういう状況、人口が減っていますから、しかも職員の数も多分、だんだん減っているんじゃないかと思うんです。昔は下水道課があったんじゃないかなってすかね。ですから大変な時期になる。

そういう中で、他地域と同様にとというのが町長の答弁でありましたが、他地域といたら田布施以外で、例えば柳井とか平生とか、光もそうなんか分かりませんが、どうなんですか。状況が分かれば教えていただきたいです。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） 他地域として、今、合併浄化槽の補助ですか、それとも区域の縮小に関してですか。

○議員（1番 落合 祥二議員） 区域の縮小です。今から田布施がやろうとしている。

○建設課長（松葉 譲児君） 県内でも、全市町ではないんですけども、例えば柳井市さんでも同様に縮小のほうをかけておりますし、実際、国の方針で、10年概成という国のほうから方針が示されておるんですけども、その内容に沿うとほぼ現実的には計画区域を都市部以外の特に地方においては縮小しないと、その数値の達成というのが非常に困難なものでございますので、県内でも複数の市町が縮小のほうを行っている状況でございます。

実際、町長の答弁にもございましたけども、県のほうからもそういった指導のほうは前々からございまして、このたび田布施町のほうでも10年概成の最終年度に向けて、現実的な対応として区域の縮小のほうを検討しておるところでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 分かりました。近隣でも同じような状況になっていると。人口減っ

ているところは特にですね。

それで、先ほど言いました下水道事業の現状と課題、総務省の資料を見ましたら、一応、経営戦略の見直しに当たっては、特に次の1から4の事項を通し財政計画に盛り込むことが、持続可能なサービスの提供に不可欠であることということで、①として、今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映、②として、減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映、③として、物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映、④として、今言った①、②、③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改善、例えば、料金改定、広域化、民間活用、効率化、事業廃止等の検討。

その下に書いてあるのは、なお、現在経営戦略の策定要件としている水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業。水道のほうも書いてあるんですがすみません、下水道のことだけで言います。下水道管路事業及び下水道事業の更新対策に係る地方財政措置について、今言った令和8年度から上記の1から4、先ほど私が読み上げましたが、その取組に盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定というふうに書いてある。

その辺が分かっていたらお答え願いたいと思いますけど、そういう状況にペナルティーみたいなものがあるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） 先ほどの答弁にございましたように、田布施町の経営戦略については、今年度見直し作業を行っているところでございます。国から、今、落合議員さんが言われたような計画を盛り込むことというような内容が示されておりますので、その辺の内容を踏まえて、今、町のほうの計画も修正の検討をいたしております。

そもそも計画自体が、前回平成28年度に策定したときが、公営企業会計の適用前のときに策定したもので、今、公営企業会計に変わった後に初めて改定する経営戦略となりますので、内容のほうが現行の経営戦略の内容とはかなり、ボリュームも含めて異なったものになってまいります。ですので、この内容も含めて対応のほうを検討してまいります。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 分かりました。1問目も2問目も、どちらも大変重要な事項でございます。着地をしっかりとやっていただきたいと思います。

駅については、本当に今からいろんなアイデアが出てくるとは思いますけども、よそに誇れるような駅にしていただけたらというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それでは通告に基づきまして、私、2件の質問をいたします。質問方式はいずれも1問1答方式です。

質問事項1は、小中学校プールについてお伺いします。答弁者は教育長でお願いします。

質問要旨は、老朽化した各小学校のプールを廃止し、令和6年度、7年度でスポーツセンター屋内プールへ小学校4校の移行計画が進められた。その評価は。また、中学校プールの現在の利用状況等はどのようになっているか。そこで、次のことについてお尋ねします。

1、本年度で全小学校プールがスポーツセンター屋内プールへ移行しました。教員、児童の評価や問題点はありますか。

2、小学校の水泳授業を専門性を持った民間事業者に委託されましたが、その内容はどんな内容でしょうか。

3、スポーツセンター屋内プールへの移行により、経費や教員の負担は軽減されましたか。お伺いいたします。

4、移行により不要になった小学校プールの跡地はどのようにされるのかお聞きします。

5、中学校プールの授業や部活での現在の利用状況は。また、プール施設の維持管理、老朽化の現状はどのようになっているのでしょうか。

6、全小学校プールのスポーツセンター屋内プールへの移行で、プールの利用量が増えている。将来的には温水プールの検討されてはどうでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） お答えをいたします。

本町の4小学校のプール施設はいずれも昭和40年代に建設され、既に50年を経過していることなどから、老朽化が著しく、大規模な改修が必要な時期を迎えており、工事を実施するとなれば多額な費用を要することなどから、令和6年度から7年度にかけて、全小学校のプールでの水泳授業を田布施スポーツセンター屋内プールにて実施することにしたところであります。

1点目のスポーツセンター屋内プールでの水泳授業の評価につきましては、まず、実施後の児童のアンケートによりますと、水泳が楽しかった、インストラクターに教えてもらえて分かりやすかった、以前より泳げるようになった、来年もインストラクターの指導を受けたいなどの感想が多く聞かれ、

児童の評価は極めて良好でありました。

また教員からは、児童により環境を提供できた、計画的に授業が実施できた、教員の負担軽減になった、来年もインストラクターの派遣を続けてほしいなど、高い評価でありました。

課題につきましては、水泳指導実施後、インストラクター委託事業者と各小学校、教育委員会とで成果と課題について協議の場を設けました。その中では、6月上旬からの水泳の実施は、気温、水温が少し低いように感じる。派遣インストラクターも、学習指導要領の内容を理解して水泳指導に当たるほうがよい。教員の指導力向上のために教員が水泳指導する時間を適切に確保する必要がある。次年度以降実施に当たっては、インストラクター派遣事業者との事前の十分な打合せをする必要がある。こうしたことなどの課題が出されておりまして、今後、これらの課題を踏まえて工夫、改善をしてまいりたいと考えております。

2点目の民間業者への委託内容につきましては、安全面を十分に確保するとともに、児童の泳力に応じてグループを編成して成果を上げることを目指し、児童15名程度に対して1名のインストラクターがつけるよう、水泳指導を実施したところであります。

3点目の経費や教員の負担軽減についてであります。まず経費面では、スポーツセンター屋内プール移行前の令和5年度と移行後の令和7年度、これを比較しますと、令和5年度は小学校4校分の実績で薬品、水道料、修繕料など230万円。一方、令和7年度は民間事業者の委託料約304万円と、児童の輸送費約79万円の計383万円でございます。

これだけで比較しますと、軽減になっているとは言えませんが、このまま学校のプールを使用し続けると、老朽化によりさらに修繕費が増し、プールの全面改修やろ過器の改修など大規模な改修が見込まれることなどから、負担軽減につながるものではないかと考えております。

また、教員の負担の面につきましては、プールの毎日の水質管理や水泳事業の事前準備の負担が軽減されるとともに、児童の評価も実施しやすくなるなど多くの成果があったものと考えております。

4点目の小学校プールの跡地につきましては、現在、学校敷地内の配置状況等も勘案しながら、有効活用や経費低減の観点から検討しておりますが、結論を出すまでには至っておりません。今後、利活用について学校との協議を進めながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

5点目の中学校プール施設の使用状況につきましては、現在、中学校の水泳クラブはスポーツセンター屋内プールで活動しておりますので、中学校のプールを使用しておりませんので、6月中旬から7月中旬までの間、中学校の水泳の授業を実施する際に利用しているという状況にあります。

また、年間の維持管理費は令和6年の実績で約43万円となっております。老朽化につきましては、平成8年に建設され約30年が経過しておりますが、大きな改修はなく現在に至っております。

今後、プールの塗装やろ過器の改修などが必要となる時期が来るとは思われますけれども、現時点では大規模な改修等の計画はございません。

最後に6点目のプールの温水化につきましては、夏季に限らず町民が利用することができることから、健康づくりの維持や増進に役立つとても魅力的な施設とはなりますが、新たに温水化の改修を行うには多額の費用がかかることなどから現時点では難しいと考えておりますので、当面は引き続き、町民が安全で快適に利用できるプールの環境を維持できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） スポーツセンターのほうへ4校移されて概ね評判がよかったというようにございまして、それと、私が監査委員のとき、4校のプールを見ますと相当老朽化していたので、どのように、あそこのスポーツセンターのほうを使われたらいいんじゃないかということ言いましてそのようになったんですが、ちょっと経費のほうは、私は動いたほうが、1か所に水を入れるんでもっと安くつくんじゃないかと思ったけど、しかし民間に委託されてやっておられますので、その辺の経費もかかったということで、子どもに喜ばれればいいんじゃないかと、このように思っております。

そして、さっきの、ここにもありますように、6月頃から各学校で使うと非常に混むので、6月頃は寒いということでございまして、ちょっとその辺で温水プールをどうかなというので私も質問いたしました。

今年の5月に周防大島町のB&G屋内プールは温水化されました。それで6か月間使用できるということでございました。現在、小学校3校が授業で使用しており、将来的には学校プールを統合していく計画であると言っておられました。工事費は2億5,000万円で、B&G財団からの1億円の補助で温水化したとのことでございました。また、なかなか今の児童生徒、大人もそうでしょうが、屋外で泳ぐというのをなかなかみんな好まなくなったというようなことを言っておられました。そういえば夏、海水浴場に行っても昔みたいに人が多いということがなくなったし、今年のように暑ければ、外に出ているだけでもう、参るような季節的なこともあったかも分かりませんが、そういうということで、屋根つき温水プールということで、先ほどもあった町民の健康を考えるためにもということがございましたが、温水プールをもう一度、いろいろ各種補助金のB&Gあるいは近隣のことを見られて、2億5,000万円かかるけど1億の補助があるので1億5,000万円ですることができるということですから、ちょっとそのあたりをどのように考えておられるか。

○議長（南 一成議員） 福田社会教育課長。

○社会教育課長（福田 幸治君） 周防大島の温水化の件ですけど、総事業費が約2億5,000万円から2億8,000万円ぐらい、私のほうは2億7,800万円ぐらいかかったというふうに聞いております。

言われるように財源がB&G財団から1億円、そして周防大島町は合併特例債という地方債、これを1億7,000万円ぐらい充てることができている。田布施町のほうには特に起債を充てられる、今有利なものがない。一般起債であればありますけど、それが交付税として入ってくるようなものが今ないので、ちょっとなかなかそのあたりがかなりの持ち出し、あと一般財源もありますので、そのあたりが可能であれば将来的にはということはあるのかもしれないですけど、今、財源的にはかなり厳しい状況だと思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 田布施町は今、50人から60人の年間出生者数で、これからずっと子どもは減っていくと思われるわけなんです。そして、先ほど教育長の答弁でもありましたが、中学校のプールはまだ大丈夫だと、割と老朽化もしていないということで当分使えるということでございますが、将来、子どもも減るということでなれば、そこら辺の温水プールを考えて、一つにまとめて、これからの将来計画を立てられたらと思うわけなんです。

専門家にちょっとプールなんかを見てもらって、そのいろいろな機器もどのぐらいあると十分修理が要らずに持てるか、それと塗り替え等もどのぐらいちゃんともてるかというのを調べられて、あそこは立派なプールではございますが、なかなかプールを維持するというのは経費がかかるというように私も聞いております。

それで、将来計画ですとその辺りをちょっと調べていただきたいと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 先ほど中学校のプールの大規模改修の予定はないと教育長が答弁いたしましたけれども、一般的にプールというのは40年が大体耐久年数だというふうに聞いております。

今、本町の中学校は30年ということなので、それを踏まえると残り10年程度というふうに考えております。小学校は今、50年もっておりますけれども、つくった時代が平成につくっておりますので少し材料もいいのかなというふうには思いますが、そういうのを踏まえた上で、また中学校のプールの今後の在り方について、また調査研究をしてみたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） よろしくお願ひいたします。それとプールの跡地です。先般、見に行ったんですけど、あまり使わないんですか、草ぼうぼうになって放っていてもなかなか管理が大変だろうなという気がいたしました。

そしてプールの跡地ですけど、保護者や関係者といひますか、あそこの体育館なんかを使われるらしいんですよ。その使われる人にいろいろ聞きましたら、西小なんかは特に入り口のところに駐車場がなくて、上まで上がらないといけないので駐車場があるといひねというような話を聞きました。麻郷小もそのように向こうのほう、駐車場にしたらグラウンドのほうから入れるというようなことも聞きました。

そして城南小のプールの跡は、これはちょっとへんぴな校舎の裏にあるんで、それで保育園のほうに、ちょっとあの辺りに行って保護者に聞いてみました。そういや、何か保育園行ったとき、ちょうど私が監査で行ったとき、子どもさんを迎えに保護者の方が来ておられました。そうすると、なかなかあそこを込み合って大変だった、危険だったという思いがありましたので聞きに行ってみますとないと、ここは駐車場が大変だから、保育園の駐車場に使わせてもらうといひねというような話も聞きました。そして、あそこはちょっと学校の裏と保育園に挟まれているので、なかなか使い道がないんじゃないかと。

そして東小では、今の現在の校門の入り口の手前に家があるわけですね。大きな生け垣だったか何か大きな家があつて、それから狭い町道がずっと奥に入っているんで、それで校門から出ようと思つたらそこで行き違ひがなかなかできにくいというような形を言つておられました。体育館を使う人なんかも、非常に混んで危ないというような。たしか鋭角になっているんです。一瞬見えない。それで道が狭くなる。それで学校のほうから出てくるというようなことで、それはそれとして、せつかくプールが要らなくなるなら、あそこのプールを潰して、入り口を前から入るようにしたらいいんじゃないかというような要望を受けました。これはぜひ考えられたらいいと思ひます。今、非常に入りにくいんで、せつかくあそこにあれがあるんで、それほどお金もかからないんじゃないかという気がするんです。

そのプールの跡地というので、使い道がなかったら下からコンクリートがあるし、麻里府を見に行つたらもう何も使つてないわけです。できれば草も生えないしコンクリートがある。太陽光でもやられたらどうかと。その辺りはちょっと売電でもできて、その辺りはちょっと研究、調べてみないと分からない。つくって損をするんじゃないですから、ちょっとでも得になりやというようなことを思ひましたので御質問させていただきました。ちょっとその辺でお答えを。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 提案ありがとうございます。全国的に見ると太陽光というのがあります。ただ、太陽光は学校が廃校になって、その後の廃止になったプールの上に民間事業者が、例えば水を張ってニジマスを飼うとか、太陽光がありますけど、まだ現状、学校がございまして、その跡地利用につきましては本当に大きな課題だというふうに思っています。

ただ、プールだけじゃなくて、大体各学校、大体敷地が700平米から1,000平米ぐらいあります。プールだけじゃなくて、やはりろ過機とかそういうのもありますので、そういうのを撤去するとやっぱり多額な費用がかかるということになってきますと、じゃあ何が一番いいのかなというのを一応今、みんなで考えているところではございますが、当然、学校さんにも御要望を聞きながら、また皆様方から様々な御意見を頂戴しながら跡地については、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 学校とよく相談をされて、前向きに。あれをそのままずっと放っておくというわけにも行かないと思うんです。人間がつくった構築物をそのままずっと放っておく。山のてっぺんのようなところならいいけど、やっぱり、ある程度目につくところだから、どうかそのあたりの処理は考えなきゃいけないと思うので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは2点目の質問に移ります。

質問事項は農地の固定資産は適正に課税されているか。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、耕作放棄地となるのを防ぐため、農地中間管理機構、通称農地バンクに土地を預ければ固定資産税が半額となる優遇税制を適用せず、税を過大徴収していた市町村があることが分かった。農業人口の減少に伴い、農地の集約と大規模化が急務となる中、推進の妨げとなりかねず、運用の徹底が求められている。そこで、次のことについてお尋ねします。

1、農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税特例の内容は。また、住民に周知徹底はされているか。

2、農地中間管理機構に農地を預けると、税務課にどのようなルートで通知されるのかをお伺いします。

3、農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税の課税特例は、本町では適正に適用されておりますか。

4、固定資産税は賦課課税方式なので、申告納税方式と違い、納税者が課税誤りや課税内容が分かりにくい。過去に遡って点検が必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

1点目の、中間管理機構に貸し付けた農地の課税特例についての御質問でございます。

これは、その所有者が所有する全ての農地、10アール未満は含みませんが、それを新たに農地中間管理機構に貸し付けた場合、貸付期間が10年以上15年未満の場合は3年間、15年以上の場合は5年間について、その固定資産税の課税標準を2分の1に軽減するというものでございます。

また、この周知につきましては、この適用対象者が限定されるため、また適用を受けるための申告も必要がないため、周知は別に行っておりません。

2点目の農地中間管理機構に農地を預けると、税務課にどのようなルードで通知されるのかについてでございますが、農地中間管理機構を活用した農地がある場合には、農業委員会から税務課にその農地所有者の氏名、農地の所在、地番及び地積、権利の設定日など、権利移動に関する情報提供があり、その情報を基に当該農地の固定資産税に課税特例を適用いたしております。

3点目の農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税の課税特例は適正に適用されているかについてでございますが、農業委員会から情報提供があった農地については、課税特例の適用を適正に行っております。

4点目の固定資産税は賦課課税方式なので、深刻課税方式と違い、納税者が課税誤りや賦課内容が分かりにくい、過去に遡って点検が必要ではという御質問でございますが、固定資産税のうち、土地と家屋については課税方式により課税いたしており、令和7年度の固定資産税の課税客体は、土地で約6,000件、4万筆、家屋で6,000件、1万棟でございます。

町では適正な課税を行うため、これまでも事務処理体制や評価額の算定の過程などを定期的に点検しており、課税誤りが判明した場合には、その都度同じ内容の誤りがほかにはないかなどの確認も行っております。

また、課税内容について御指摘があり、錯誤が確認された場合には、速やかに税額の修正を行い、過去に遡り還付を行うなど、適正な対応を行っているところでございます。

課税明細書の内容が分かりにくい場合は、税務課のほうにお問合せいただければと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 先ほど、中間管理機構に預けた場合の土地の減免対策ですね。これが10年以上15年未満は3年間半額になると、15年以上の場合は5年間についてその固定資産税

が2分の1に軽減されるということです。

こういうことは、農地中間管理機構に預ける人も知らないと思うんです。そうすると、10年ですと貸すきなら、15年でやったほうが得ということですよね。5年間、2分の1になる。10年だったら3年と。

私が心配して中間管理機構にやった人は、年だから、もう私は何年つくれるか分からんから3年にしてくれとか、5年にしてくれとか言われたから、それでやられたらと。こういうことを私が知っていたら、10年にしておったほうが得よということも言えるんで、そのあたりはこれから徹底されたらどうですか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 農地中間管理機構の活用につきましては、本町の国営圃場整備事業と図らずも同時期に始まって、集積・集約化に資する取組にリンクしておりまして、また圃場整備の対象の参加者の方には、地元説明会等で農地中間管理事業について御説明をしていく中で、パンフレット等も配付しながら、この部分についても説明をさせていただいているところでございますが、個別の制度の説明というのは、ちょっとはしよった部分もあったのかなと思いますし、事務の簡略化という部分の、あと賃料の一括納入という部分で、そういったメリットに集中した説明になっていたのかもしれないので、今後はこの地域計画に位置づけられた農地というのは国営圃場整備済み農地、またこれまでの県営団体への農地が主となっておりますので、そういった部分につきましては説明のほうをさせていただこうかと思っております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） この中間管理機構に預ける場合は、今度担い手になられる方、所有者の印鑑が要るので、そういう契約をされるときは今のことをひとつ御指導なされたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

そして、税務課のほうは来たものはもう、間違いはないということで、来たものが減免になっておると一応チェックされましたか。

○議長（南 一成議員） 友森税務課長。

○税務課長（友森 康之君） 税務課のほうでは、農業委員会から情報提供があった農地の情報と、税務課の固定資産税課税台帳の突合せを行って確認を行っています。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 送られたものについてはちゃんと確認をしてやっているということで。そして、13都道府県の18市町村で農地の優遇税制を適用せず、税を過大徴収していたと。各

地の農業委員会が自治体の税務担当に優遇対象者の報告を怠っていたために発生したとされているので、こういうニュースが出て、もう一度、チェックを経済課のほうでされましたか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 固定資産税の特例が適用されているかどうかというのは農業委員会のほうでは承知はしておりませんが、この機構の制度が始まった平成26年には、まだ税制改正がまとまらずに、この特例は平成28年の税制改正から始まり、今年で10年目ということになります。

当初、農業委員会事務局の担当者が、見落としとしてはいないんですけど、この制度を見落としがちになっていたというのを聞きまして、そこからきちんとチェックを今日まで続けて行っておりますので、遡って点検というのは今はしておりません。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） これ大変、私も、そういうことで固定資産税の税務の税金や町のチェックをしてみたんですが、ちょっと分かりにくいんですね。もう一度、よくチェックされたほうがいいと思いますよ。何か漏れてるのもあるみたいな気がすると思いますよ。10年で貸したら3年間ですね、さっき課長が言われたように、どうも最初の辺は、どうもよう分からなかったみたいな、28年度から法が適用されだしたがということで、もう一度、点検をよろしく願いいたします。

それで、次に農家は5年間で過去25%減少し、また山口県の個人農家の平均年齢は全国で最も高く、農業人口の減少が懸念されている。こうしたことで農地の集約と大規模化が喫緊の課題であり、国の農業施策、減税対策や各種の交付金制度、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業は周知徹底され、適切に運営されているか。また、これからの農業の復旧、発展、転換を目指して、きめ細かい農家への指導により、農家のネガティブな思いを払拭する必要があると思いますが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 本町といたしましては、あらゆる農業施策について、担い手を中心としました農業者への情報提供に努めているところでございます。

各種交付金制度につきましても、中山間地域直接支払制度であれば集落協定、個別協定に基づいて継続して行われる農業者、また多面的機能支払交付金制度につきましてもは事業参加者、こちらのほうは個別に制度説明のほうを行っております。

また今後は、先ほどの農地中間管理事業など、幅広く活用が可能な制度かどうか御判断していただくための情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） この直接支払交付金、これは地域にお金が行って地域で使われるんですが、そのあたりはちゃんとよく法の趣旨にのっとって、よくチェックをされて、担い手さんのほうにお金がかちゃんと、本当に労働した人にお金が行くように御指導を頂きたいと思います。

お金が余るから何か機械を買っておけとか、余るから草刈りの刃でも買っておけとか、それだったら本当に担い手として汗水垂らして、本気で農業してる人は本当に辛いと思います。そういう人にお金が行くように、これから農業を集約化して、大規模化していかなきゃいけないと思います。

大きく大規模で作る人は、そこに相当、その人たちが草を刈っても、そっちにはあんまりお金が行ってないというのが実情じゃないかと思うんです。そういう担い手というか、そういうところの人が草を刈って、そういうところにもちゃんと労働した人にはその対価が行くように御指導していただいて、田布施町の農業が、本当に農業をして、実際に米を作ってよかったと思われるように。

なかなか農業の人見ると、今年なんかちょっと米の値段が上がったからあれですが、今までは見るとみんな赤字なんですよ。それでうちも人に貸しているけど気の毒でいけんと。それでその人らにはなかなかこの中山間地域の交付金は分かりませんが、多面的機能のお金なかなか行かないわけです。うまく配られてない。そういう本当に農業をやっておられる方に少しでもその対価が行くようにすれば、農業しても張り合いになると思うんで、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 各種保全会のほうで決められたルールの中で行われるものと承知しております。

質問につきまして、適切にその対価が支払われるよう、各保全会に働きかけのほうをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） よろしくお願ひいたします。やっぱり、みんな会社等でみんな働いておられて、いろいろ経理なんかやっておられる方はちゃんと人のお金だというのが分かるが、普通の人にはもらったら、その団体に入ってきたら自分のお金ぐらいに思っておるわけですよ。そのあたりをうまく、法の趣旨にのっとってちゃんと配分するように御指導をお願いいたします。

そして、担い手が気持ちよく農業ができて、そのような形にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を3時15分、15分ほど休憩を取りますので、3時15分から開会します。よろしくお願いいたします。

午後3時01分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（南 一成議員） 休憩をほどこき、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に守田達也議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 守田でございます。よろしくお願いいたします。今回は2問質問させていただきます。答弁はいずれも町長でお願いいたします。

まず、質問事項の1として地域福祉についてです。

人口減少、高齢化が進む中、地域でのコミュニケーション機会の減少や担い手不足など、地域を取り巻く環境が日々変化しています。そうした状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らせる、とりわけ地域福祉の役割はますます重要になっています。令和6年に第3次田布施町地域福祉計画が策定され、高齢者や障害のある方、子どもなどのこれまでの分野別の福祉サービスの垣根を越えて、関係機関が連携し、包括的な支援を進めております。

そこで今回は、福祉関係は対象の範囲が広いと、特に高齢者福祉を中心に質問をいたします。私も過去に民生委員、児童委員を経験させていただいたこともあり、感じたことなどを質問させていただきます。

まず質問の1として、福祉関係は幅広く、担当部署も町民福祉課であったり健康保険課、あるいは社会福祉協議会などがあり、町民には分かりづらい部分があります。そこで、福祉に関する問合せについて一本化し、総合窓口にしたらどうかと考えますがいかがでしょうか。お聞きします。

質問の2として、町民福祉課において月1回の困りごと相談、また社会福祉協議会では月3回から4回、心配ごと相談を開設されていますが、利用者の実績はどれぐらいあるのかお伺いします。

質問の3として、高齢者保健福祉事業サービスでは、内容によっては受付窓口が町と社協に分かれています。一本化はできないのでしょうか。お聞きします。

質問の4として、今年度民生委員、児童委員の改選の年でした。この12月から新しい委員となりましたが、改選の状況はいかがでしょうか。お聞きします。

質問の5として、民生委員、児童委員は基本ボランティアのため、報酬ではなく活動費として支払われていますが、見直し、増額するお考えはないのでしょうか。お聞きします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

まず、1点目の福祉に関する総合窓口の設置についてでございますが、福祉に関する御相談は、生活上の困りごとや健康、介護、経済的不安など複合的な要因が絡み合うことが多く、相談の入り口も役場窓口、保健師や民生委員、社会福祉協議会による困りごと相談や心配ごと相談、さらには無料法律相談など、多岐にわたっております。

現在、町と社会福祉協議会、並びに関係機関との間で日常的に情報共有を行い、必要に応じて連携して対応する体制を整えております。こうした仕組みにより、住民の皆様がどこに相談された場合でも、最終的には適切な支援につながるよう努めております。

今後は、住民の皆様にとってさらに分かりやすいワンストップ相談窓口の在り方について、町と社会福祉協議会が連携しながら実現の可能性を検討してまいります。

次に2点目の困りごと相談や心配ごと相談についてでございます。

町及び社会福祉協議会では、それぞれ月例の相談事業を実施しております。社会福祉協議会では、毎月月曜日に民生委員による心配ごと相談、第2木曜日には公認心理士による「よりそい心の相談室」を開設いたしております。また、町では偶数月第3水曜日に弁護士による無料法律相談、毎月第4月曜日には人権擁護委員や行政相談員による困りごと相談を実施しております。

利用実績や相談内容に一定の重複が見られるとも承知しておりますが、一方で相談内容に応じて住民の皆様が窓口を選べることは、多様な専門性を生かした体制にとって強みであるとも考えております。具体的な実績については、また後ほど答弁のほうでお答えをさせていただきます。

このため、町と社会福祉協議会が緊密に連携し、より専門的で分かりやすい相談体制の確立ができるよう、今後一層、連携の強化と広報の工夫に努めてまいります。

次に、3点目の高齢者保健福祉事業窓口の一本化についてでございますが、現在、町と社会福祉協議会に分かれている申請窓口について、どちらかに一本化したほうが町民の利便性向上につながるものとも思いますが、サービス提供に当たり、公平性の確保という観点において、社会福祉協議会では対応が困難なものもございます。他方、全てのサービス提供を町で行うことも、マンパワー的に困難という現状もございます。

福祉の分野は非常に幅広く、住民の皆様にとっても分かりにくい面があることは承知いたしております。大きく分けると、経済的困窮や介護・医療を必要とする方の生活の保障と、障害や高齢者、失業者などの自立支援及び全ての人が平等な機会を得られる公平性の確保といった分野がございます。

これらを一元的に受け付ける窓口を設けることは現状では困難でございますが、本町では、健康保

険課、町民福祉課、社会福祉協議会や社会福祉事務所がそれぞれの専門性を生かしながら、緊密に連携して施策に取り組んでおります。

住民の皆様が異なる窓口にご相談された場合でも、情報を共有し、適切な窓口へ御案内できる体制は構築いたしております。今後も、住民の皆様にとって分かりやすく、安心して相談できる体制づくりを進めてまいります。

次に、4点目の民生委員・児童委員の改選状況についてでございますが、本年度は改選の年でございます。12月1日から新たな民生委員・児童委員の体制がスタートし、多くの地区で新しい委員が決定し、活動を開始いただいております。

現時点で1区において、民生児童委員が未決定となっておりますので、町といたしましては、社会福祉協議会や関係団体と連携し、委員活動の意義を広く周知するとともに、候補者の発掘・推薦に向けた支援を強化し、未決定の地区については早期に委員を選任できるよう地域と協力しながら取り組んでまいります。

次に5点目でございますが、民生委員・児童委員の活動費の見直しについてでございます。

現在、民生委員の活動費は、県から交付されている民生委員活動費委託金に、町が同額を加えて、民生委員・児童委員協議会に補助金として支出しております。しかし、物価高騰や活動に対する負担感の増加により、現行の活動費が十分とは言えない状況も生じております。

本町といたしましても、委員の皆様が安心して活動を継続できるよう、国や県に対して活動費の拡充を求めるとともに、必要な支援の在り方について検討を進めてまいります。

これらいずれの課題も、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに直結する重要なテーマであります。町と社会福祉協議会が一体となり、地域の担い手であります民生委員・児童委員の皆様を支えながら、分かりやすく相談しやすい体制の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。

窓口の統合ですか、これはワンストップ相談窓口という在り方を検討するというお話でございました。それで、町民の皆様からよく聞くのは、窓口がいろいろありますので、あっち行け、こっち行けというふうなことで大変困ったという話は聞いております。

今の相談窓口については、質問の2でも共通する部分がありますので、そこでまたお話をさせていただきたいと思っております。

困りごと相談それから心配ごと相談についてですが、先ほどの答弁では利用者数をまだ聞いていな

かったのですが、お願いします。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） それではお答えいたします。

令和6年度が通年の実績でございますので、令和6年度の数字としてお答えいたします。

心配ごと相談が開催回数が30回、相談件数としては2件です。よりそい心の相談室が14回開催で、相談件数が14件。無料法律相談が6回開催で、相談件数は37件となっております。

最後に困りごと相談ですが、13回開催しております。困りごと相談につきましては、相談件数については報告を求めておりませんので、数字のほうはちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 今のお答えでは、困りごと相談が把握してないということですね。

心配ごと相談が2件ですかね、これは。社協のほうの心配ごと相談が30回やって2件と、そういう返事でした。

これが少ないか多いかというので考えますと、少ないほうに越したことはありませんけれども、そんな多くても、これもまた一つ問題になるかと思えます。

そこで、今の4つぐらい相談コーナーがありましたけれども、一つ提案ですけれども、今の心配ごと相談と困りごと相談、これを一緒にして、いつでも相談ができる部署を設けて常時解決するのはどうでしょうかというのが一つ、私の提案です。

もう一つは、現在の地域包括支援センターでは、どんな問題でも常時受け付けておられます。これに一本化するのはいかがでしょうかという提案ですが、もちろんいろんな関係部署がありますので、そちらに相談もあるかも分かりませんが、相談窓口としては一つですね。できれば皆さんも質問と言いますか、相談をしやすいんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 議員御提案のように、常時開設することができれば相談の機会が増えるというのは十分理解できます。

ただ現在、この困りごと相談につきましては人権擁護委員さんと行政相談員さん、心配ごと相談のほうにつきましては民生委員さんが相談の対応をされております。

そういったことで、ちょっと機会は限られてしまうんですけど、それぞれに御相談の内容に合った相談相手の方に相談する機会が設けられているという部分は、一つの長所ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 当然、それぞれの相談内容によってそれぞれの専門の方が答えられるのが一番かと思いますが、それについては、やっぱり相談される皆さんが分かりやすく、どこかに相談できるというところを皆さんに示していただけたらと、どうも、どこに行ったらいいんだろうかとか、いろいろとこういうことを聞きますので、それはもう少しホームページとか民生委員さんのほうからでもお伝えしていただけるようになっていただけたらと思います。

それからサービスの受付窓口の件です。社協か健康保険課とか、サービスによって受け付ける窓口が違います。同じような話になりますけれども、その点の窓口を一緒にしたらどうかというふうに思いますがいかがでしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 高齢者福祉サービスに関する御質問と思います。

現在、高齢者福祉サービスにつきましては、町のほうで高齢者福祉タクシー利用助成事業、緊急通報装置設置運営事業、養護老人ホーム入所措置事業、そして社会福祉協議会のほうでは配食サービス事業、訪問利用サービス事業、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業、おのおの3件ずつ申請窓口が分かれています。

先ほどの町長の答弁とも重複しますが、例えば高齢者福祉タクシー利用助成でありますと、まず独居である、もしくは高齢者のみの世帯であって運転免許がないなど、そのような要件の確認等があります。このようなものについては、ちょっと社会福祉協議会での対応が困難な部分があるのかなど。特にまた、養護老人ホームの入所措置になんかになりますと、こちらも行政としての措置ということになりますので、これに対しては町でやらなくてはならないということになるかと思えます。

ただ一方、今、社会福祉協議会のほうに委託している事業についても、これら全てを町で受け付けるとなりますと、やはりちょっとマンパワー的に難しいというふうな現状がございますので、こちらについては御理解いただきたいと思えます。

ただ、御相談等については町のほうでも社会福祉協議会のほうでも受け付けておりますので、積極的に御相談等はしていただけたらというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。今のサービス、いろんなサービスがありますが、サービスの内容によっては民生委員さんのコメントが必要な事業もあるかと思えます。

が、これ何か目的とか意図があるんでしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） サービスのときに民生委員さんの御意見を頂いておる理由でございますけれども、これらについては対象者の身体の状態もしくは家族、実情等を一番把握されているのが民生委員さんということであろうと思います。

そのような中で、一番事情等もお詳しいのではないかとと思われる民生委員さんのほうに御意見を頂いておるところでございます。

また、助成対象者の方々につきましては、日々の生活において課題を抱えず、地域の中で孤立しないよう、積極的に民生委員さん等にも御相談していただいて、行政と情報を共有することで当人に対しての必要な見守りの支援等、安心して暮らせる地域づくりを行うという点でも目的を持っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 当然、民生委員さんが一番、地域の中ではよく御存じなわけですが。

コメントを求めるサービスと求めているサービスがあるんですが、私は逆に、全て民生委員さんのコメントがあったほうがいいんじゃないかと思っております。民生委員さんは大変だとは思いますが、情報を得るためにはこれがあったほうがいいんじゃないかと思っております。

といいますのも、中には、本人か御家族か分かりませんが、直接社協とか福祉課のほう、あるいはまた外部の事業者等に連絡をされて、例えばホームヘルパーさんをお願いしますとか、そういったところには情報が民生委員には入っていけないんですね。

だからそういうことになりますと、日頃の見守り活動に反映できない。この方がどういうサービスを受けているのかというのが把握できませんので、見守りに話をしに行ったときにそういった話ができないんですね。

ですから、個人情報とかプライバシーの問題はあるかと思っておりますけれども、民生委員さんには守秘義務というのがあります。できるだけ情報の共有ができるよう配慮していただければと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 高齢者の福祉サービス、町のほうである意味独自でやっているサービスにつきましては、できる限り民生委員さんのほうにも情報は共有したいというふうに思っております。

ただ、介護保険のサービス等になりますと法定事項になってまいりますので、そこら辺については、民生委員さんは年に1回とか実態調査等をされておるかと思えます。そのようなところでの情報収集等をお願いできたらと。

また御相談等がございましたら、健康保険課等でも情報の御提供というのができる限り行っておりますので、そういう場合については御相談いただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 相談をさせてといいますか、相談するように民生委員さんのほうにはお伝え願えればというふうに思います。

私がやっているときは、以前ある方の情報確認といいますか、聞いたらですね、個人情報だから言えんとかそういった返答がありましたので、そこで士気が落ちるといいますか、我々が知らんでもいいんじゃないかというふうな感じを持ちましたので、できるだけ情報の共有はしていただきたいなというふうに思っております。

先ほどから一本化とか、統合してはどうかという質問をしましたが、返答では現状では難しいという回答でございましたが、確かに今までやってきたからそのままではなく、当然それらの組織を改善するとか再編するとか、そうした場合には大変な労力が必要、それは当然のことで大変だとは思いますが、やはり一番の目的は、町民が分かりやすく、そういった組織、それから職員さんにはやっぱり業務の効率化であったり、負担の軽減ということも含めた検討もそろそろ必要になるんじゃないかなということで、今回、統合とか一体化、一本化というのを質問をさせていただきました。検討していただけたらと思います。

それから民生委員の改選状況ですが、1地区決まっていないというお話でございました。3月の議会でも質問しましたがけれども、ほかの役員も同様、成り手不足が深刻になってきております。とりわけ民生委員、児童委員さんは地域において一番身近な大事な仕事、役割だと思っております。ほかの役員の人材育成も含めて、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしく願います。

最後の活動費の件です。これに対しては、委員の方が安心して活動を継続できるよう国や県に対して活動費の拡充を求めていくとともに、必要な支援の在り方について検討を進めてまいりますという御回答でございました。ぜひ検討していただきたい。活動というのは、やればやるほどお金がかかるわけですから、そういった意味も含めて検討していただけたらというふうに思います。ありがとうございました。これで1問目を終わりたいと思います。

次に2問目の質問事項ですが、空き家等環境美化についてです。

町内でもあちこちで管理されず放置された空き家が目立っています。そのため、景観、公衆衛生、防災、防犯的にも問題があると考えます。これまで空き家の対策については一般質問で何度も取り上げられていますが、今回は美しいまちづくり、防災、防犯の観点から幾つか質問をさせていただきます。

まず、質問の1として、現在本町の空き家件数はどれぐらいあるのか。また、そのうち特定空き家及び管理不全空き家はどれぐらいあるのかお伺いします。

質問2として、現状空き家バンクへの登録件数及び活用実績はどれぐらいあるのかお聞きします。

質問3として、空き家について町内でも生い茂った草木がそのまま放置されている家が数多く見受けられます。景観、公衆衛生、防災、防犯的にも問題になると考えますが、今の状況に対してどう対応されているのか伺います。

質問4として、今の質問3と同様ですが、特に空き家所有者と連絡が取れない、分からない、そういったケースがあるかと思いますが、そうした場合、草刈りや木の伐採など、対応はどうしたらいいのか、どうしているのかお伺いします。

質問5として、町営住宅も同様、草木が生い茂っている場所があります。管理はどこが担当しているのかお聞きします。

以上、よろしくお祈いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

1点目の本町の空き家の件数はどれぐらいか、そのうち、特定空き家及び管理不全空き家はどれぐらいあるかとの御質問ですが、最初の答弁では、空き家の件数というのが非常に捉まえにくいのがありますので、質問に応じてまた御対応させていただきます。

まず、特定空き家につきましては、既に倒壊の危険がある等、保安上危険な状態にある空き家のうち、特定空き家等対策協議会で判断・決定された空き家のことで、既に解体されたものを除き、件数は現在14件でございます。

一方、管理不全空き家は、今の状態のまま放置すれば、いずれは特定空き家になる可能性のある空き家で、どの程度のものがそれに該当するのか不明な点も多く、件数の把握は難しいのが現状でございます。

次、2点目の空き家対策で、空き家バンクへの登録者数及び他の活用実績はどれぐらいあるかとの御質問でございますが、空き家バンクの登録件数は令和7年3月末時点では賃貸借物件が19件、売

買物件が8件でございました。12月1日現在では賃貸物件が21件、売買物件が11件でございます。この間に成立した物件は、賃貸物件が3件、売買物件が2件でございます。

なお、過去に古民家をカフェなどに利用した活用実績はございません。

3点目の空き家で生い茂った草木の管理について、どのように対応しているかとの御質問でございますが、周辺の住民の方からそうした苦情が寄せられた際には、登記簿に記載されている方等に実態についてお知らせをするとともに、管理について、町にまず連絡をしていただく旨のお手紙を送付いたしております。

4点目の、所有者と連絡が取れない場合の対応について、現状では特定空き家に指定されない限り、法的にそれ以上の個人情報を検索する権限が町にはございませんので、特に行っておりません。

5点目の、町営住宅の草木の管理については、共有部分につきましては地元自治会での管理となっております。共有部分を除く軒先スペース等、それぞれの入居者が管理すべき区画のうち入居者がおられる部分は入居者が管理していただき、空き家の場合は町が管理いたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 1問目の件数です。これはなかなか難しいというお話でございましたが、特定空き家、管理不全空き家ともに年々増えてきているのではないかと思いますけども、先ほど言いましたように、特定空き家については景観や危険性も含めて早期の対応が必要だと考えております。

特定空き家について、現在検討していることとか実際に何か進めていること等がありましたら教えてくださいいただけますか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

まず、特定空き家につきまして、町としては住民からの情報提供によりまして、情報を頂いたら町の担当が現地に赴きまして調査を行い、特定空き家の協議会のほうに諮問させていただいて、その協議会において指定されましたら、特定空き家として対応しているというところが、実際の町の行っているところでございます。

特定空き家に指定された後、特定空き家に対して除却等を行っていただくよう指導等を行っております。

指導等を行いましても改善が見られない場合は勧告書を送るという事務に進みますが、現在のところ2件、勧告書を送付させていただいております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。特定空き家というのは大変実行するのにハードルが高いかと思えます。

管理不全空き家ですか、これについての答弁がありまして、物件数も活用されているとか、空き家バンクに登録されて、実際に売却されているという話はお聞きしました。有効活用に向けて、前向きに取り組んでおられるなというふうに感じております。

一方、その対策の一つとして、町内でも民間による空き家万博なる催しが、先日ですか、秋に開催されました。田布施町も後援されておられましたが、若い人が中心で新しい取組でもあり、町の活性化や移住の促進など大いに期待しているところです。ぜひ支援をお願いできたらと思います。高月工務店さんも関連されているような話も聞いております。

次の草木の管理です。いろいろと通知を出されたり指導をされたりとか、助言等をされているというところでございますが、通知は受けたけれど遠くに住んでいるとか、高齢であるためにそういった草刈りとかの作業ができない方もおられるかと思えます。

2023年ですか、空き家対策特別措置法が改正され、適切な管理が行われていない空き家については罰則の強化や自治体の権限を強化されています。これも活用されて、1件でも多く解決につながるよう対応していただけたらというふうに思います。

問題は、所有者と連絡が取れない場合、分からない場合どうしているのかということが今回、一番聞きたかったことです。

自治会から要望書を出れば対応しますよというふうな答弁だったかと思えますが、実際に、いわゆる草木が生えてそのままというのを解消すべきというふうなことで私は考えておりまして、それが現実的にはなかなか解決されていないのが現状だというふうに思います。

先ほどの空き家対策特別措置法によれば、自治体から裁判所へ相続財産管理人の選任を請求できるとか、自治体が指定する空き家等管理活用支援法人、民間の法人にそうした管理や活用ができるということも書いてあります。

犯罪的にも、近年空き家を狙った金属類の盗難事件が柳井署管内でも多く発生しているとの情報もあります。

それから先日、大分県で大規模火災が発生しましたが、これもやはり空き家がたくさんあったのも一つの要因と、大規模になったのも要因だというふうなことも指摘されております。

現状は、草木が伸び放題に放置されている空き家については、いわゆる何らかの対応が必要だと考えますが、再度見解をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

議員さんがおっしゃられるのはいわゆる管理不全空き家のことと思います。その草木が空き家から伸びている状態、管理不全空き家の状態だとは思われますが、管理不全空き家に対する自治体の対応としましては、現在、国の法令では努力義務というところにとどまっております。今、田布施町においては特定空き家のほうに対応することで、今ちょっと人員等、事務量的にも手いっぱいな状況でございます。

管理不全空き家のほうは特定自体もなかなか、先ほど町長の答弁にもございましたように、件数の把握というのがなかなか難しいところがございます。現状では、町として特定空き家の対応以外で、管理不全空き家に対して法にのっとり、協議会等での対応等は考えておりません。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ということは、今の対応の仕方で行きますと草木が伸び放題で、そのままという状態になるわけですね。それに対しては、近所の人も含めて、景観も含めて、どう対応したらよろしいのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） 先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、今、対応といたしましては、空き家等から草木が伸びているということでございましたら建設課のほうでそのお話を伺った上で、登記簿等で登記簿上の所有者、これは亡くなられたりしているケースもあろうかと思うんですけれども、その方に対して郵送でお知らせ、お手紙を、対応をお願いしますということの内容と、建設課のほうに御連絡をくださいというような内容の文書のほうを送付させていただいております。

ただ、もう亡くなられたりして、例えば文書自体が相手に届かない等もやはりございますが、それ以上の追跡等は行ってはおりません。

その後、その対応がそれ以上無理だということになった場合であれば、現状では町のほうは何かするというのは行ってはおりません。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 一番、本当に私が気にしているのは、今言われたような所有者と連絡が取れない場合の対応なんです。ここをどうしたらいいのか、今のお話では町としてはどうしようもできないと。これを何とかいい方法はないか考えていただけたらと思うんです。

例えば自治会で対応できることもあろうし、町のほうから業者さん、外部業者に頼むというのも、一般の人が敷地には入ってはいけないということですよ。そういうのもありますけども、とにかく今の状況を、現状のままでなしに改善をしていただきたいというのが、今回の質問の主なものでございますので、そこを何とか研究していただけないでしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 守田議員が言われることは、集会とかいろんな場で住民の方が困ってらっしゃるのでいろいろ要望されますけども、法的な話をさせていただくと町は何も手出しができません。

他にやり方があるかといえはわからないわけじゃないですけど、これはもう個別の事案案件で、個々の事案で対応する。自治会、隣接地、隣接者等が協議しながら対応していく以外に、町が何か事を起こすとなると、法的に多分問題が生じますのでそれはできません。

ただ、緊急避難として、枝が出て、例えば道のへりに家がある。枝が伸びて車に当たるおそれがあるとかいうのであれば、町は緊急避難で切ります。それ以外に、ちゃんとした個人の宅地の中で草木が伸び放題になっただけでも、それは今までどおり、町としては法的な問題が生じますのでなかなか動けないというのが現状でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） なかなか難しい問題ですけども、実をいうと私のすぐ隣の家もそうなんです。全く連絡が取れない。枝が伸びてきとるけ、切ってくれよという話合いもできないわけです。

そういうところのこともありますし、それはどこの地区でも同じだろうと思います。もう話をするにも相手がないということでございますので、何とかその辺のところを解決できるように検討していただけたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

最後に町営住宅の件ですけども、先ほど入居者がおられればその方たちで対応するという一方で、おられない場合は町のほうで対応するという返答だったというふうに思いますけども、私、いつか用事があって、下田布施住宅の1号、2号ですか、あそこを通ったときにびっくりしました。もう草木は伸び放題で、人が住んでいるような状況じゃないのを確認してびっくりしたわけです。

先ほどの答弁では、町のほうで恐らく住んでいられない棟だと思っております。ぜひ、きれいにしていただきたいというふうに思います。その点、お願いできますか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

議員おっしゃいますように、特に下田布施第2住宅、いわゆる長田住宅と、その他と麻郷団地住宅

等も草が伸びているというところは現状を把握しておりますので、ただちょっと草刈り等が、夏場とかで道路等の除草作業等にちょっとマンパワーを割かれまして、対応が後手に回っているというところはございますが、道路のほうの除草のほうも現在は落ち着いてきておりますので、今から住宅のほうの草の管理のほうも順次対応してまいりたいと思っておりますので、御迷惑おかけしますがよろしくをお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後にですね、町の空き家等対策計画が令和3年4月から策定されて今年が最終年となっております。また、新たな計画を策定されると思いますが、住みよい町、美しいまちづくり、防災・防犯の観点からも、空き家の管理について早急な対応が必要だと思えます。よろしくお願いいたします、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、守田達也議員の一般質問を終わります。

---

○議長（南 一成議員） お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

（ベル）

○議長（南 一成議員） 明日は、午前9時から会議を開き、引き続き一般質問から始めています。定刻までに御参集をお願いします。

以上です。

午後4時07分延会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一 成

署名議員 瀬石 公夫

署名議員 守田 達也

議事日程(第2号)

令和7年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第67号  
令和7年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第4 議案第68号  
令和7年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第5 議案第69号  
令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第6 議案第70号  
令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第7 議案第71号  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第72号  
田布施町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第73号  
田布施町公民館条例の一部改正について
- 日程第10 議案第74号  
田布施町役場分室設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第75号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第12 議案第76号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

について

日程第 1 3 議案第 7 7 号

田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 4 議案第 7 8 号

田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 5 議案第 7 9 号

田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 8 0 号

田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 1 7 請願第 1 号

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 6 7 号

令和 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について

日程第 4 議案第 6 8 号

令和 7 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 5 議案第 6 9 号

令和 7 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 6 議案第 7 0 号

令和 7 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 7 議案第 7 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 日程第 8 議案第 7 2 号  
田布施町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 3 号  
田布施町公民館条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 4 号  
田布施町役場分室設置条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 5 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 6 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 7 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 7 8 号  
田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 7 9 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 8 0 号  
田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 請願第 1 号  
日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願
-

出席議員（12名）

1番	落合 祥二議員	2番	西本 篤史議員
3番	谷村 善彦議員	4番	守田 達也議員
5番	高月 義夫議員	6番	高見 英夫議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	小中 進議員
9番	藤田枝里香議員	10番	松田規久夫議員
11番	内山 昌晃議員	12番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	稲木 陽君
書 記	弘津 考一君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	友森 康之君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	寶城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建 設 課 長	松葉 譲児君	教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

---

午前 9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、谷村善彦議員、藤田枝里香議員を指名します。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。高月義夫議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） それでは、通告に従いまして、2問質問いたします。一問一答形式で、答弁は、1問目が東町長、2問目は鳥枝教育長にお願いいたします。

本日、私は、子ども政策の重要性について質問し、お話をさせていただきます。

私たちの社会の未来を担う子どもたちは、今、様々な困難に直面しています。高まる社会の不確実性、そして、孤立感、これらの課題は子どもたちの成長と可能性を阻害し、引いては社会全体の活力低下につながりかねません。私たちは、この現状を真摯に受け止め、子どもたちが希望を持って未来を切り開ける社会を築くために、今こそ具体的な行動を起こすべきときです。

しかし、忘れてはならないのは、子どもたちが持つ無限の可能性です。子どもたちは、新しい技術や価値観に敏感であり、社会に変革をもたらす力を持っています。柔軟な発想力や行動力は、停滞した社会に新たな風を吹き込み、持続可能な社会の実現に貢献してくれるはずです。

重要なのは、子どもの可能性を最大限に引き出すための環境を整えることです。これまでの画一的な支援策ではなく、一人一人の個性や才能に応じた多様な支援策を提供し、子どもが主体的に未来を創造していくためのサポート体制を構築していくことが求められます。

それでは、第1問目、子育て世代の支援強化についてです。

第3期田布施町子ども・子育て支援計画が本年3月策定され、ニーズ調査やアンケート結果では、子育てについて多くの問題点が挙げられています。昨日2名の議員より関連の質問がありました。今

後、子ども・子育て支援の充実、若い世代の移住定住先選びに直結し、引いては消滅可能性自治体からの脱却にもつながる重要施策となると思います。計画の中で、未就学児の母親の35.7%が、すぐにでも、もしくは1年以内に働きたいというアンケート結果がありました。

また、用事や育児に疲れたときに、子どもを一時預けできるサービスの充実ができていていると思う割合が14.5%と低い割合を示しています。さらに、子どもと親が自由に集え、仲間をつくる場所、昨日も居場所づくりの質問がありましたが、そういう場所があると思う小学生の保護者は26.2%と、こちらも低い割合となっています。

こういったことを一つ一つ解決、整備していく積み重ねが、住みよいまちとして若い世代の定着につながっていくのではないのでしょうか。

1989年11月20日、国連総会にて採択された子どもの権利条約には、国の義務として、権利条約に書かれた権利を守るために必要な法律をつくったり、政策を実行したりしなければならないとし、日本では、国連総会で採択された、33年後の2022年6月に、こども基本法が成立、翌23年4月に施行されました。

このこども基本法には、全ての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと、全ての子どもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること、年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること、全ての子どもは年齢や発達程度に応じて意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること、子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくることの6つの基本理念が挙げられています。

子どもに係る施策、計画には、子どもの意見を聞くことは、現実的には非常にハードルの高いことだと思います。しかしながら、子どもも町民の1人として、また1人の人格者として尊重すべきであり、こども基本法が制定されたのだと思います。

子どもの権利条約やこども基本法で求めている子どもの意見が尊重され、計画に反映されているのかが気になります。このようなことを自治体で規定しているところがあります。

子どもの保障を図る総合的な条例は、全国に81自治体が定められた条例があります。隣の福岡県では8自治体が、中国地方では岡山市のみでした。

そこで質問いたします。田布施町内の就労は、就労先が限られるなど、かなり厳しい面もあると思います。子育て中ではあるが、働く意欲のあるお母さん方の希望をかなえるには、どのような対策が考えられますか。

2、町内には子どもと親が自由に集い、遊び、つながる場所がないように見受けられます。学校・家庭以外の安心して集える第3の居場所づくりができないでしょうか。

3、計画には子どもの意見を求められましたか。子どもが対象のことを決めるには、子どもの意見を聞くことがこども基本法にも定められており、田布施町ではそういった規定はまだないと思われま

す。  
山口県では、まだ県を含めて子どもの権利保障を図る総合的な条例を制定したところはありません。全国でこの条例を定めた自治体は、総じて子育てに一生懸命取り組まれているところだと感じます。県内最初に田布施町が子育て世代の支援に一生懸命な自治体として条例を制定し、子育て県一宣言をしませんか。

4、今年3月の一般質問でまちづくり基本条例の制定を提案いたしました。そのとき町長より、私が少し気になるのは自治会などではマンパワーが高齢化でどんどんなくなり、若い方は仕事や子育てで手を取られ、そういった中でまちづくりというものに飛び込んできて一緒にやろうという機運がどうつくれるか研究してみたい。もっと若い方と話してみて、まちづくりに参加してほしいという機運を聞いてみたい。条例自体は私も幾つも知っていますし、つくろうと思えばできるが、それは私がつくった条例になってしまう。やはり議会、町民、職員、そして、私がつくった、こういったまちをつくっていかうとなってからでないといけない。少し時間を頂き、今後未来戦略もつくりますので、その中でちょっと触れて提言はしてみたいと思うし、いろいろな方とお話してみたいと思うとの答弁でした。

現在、たぶせ未来戦略会議が進められているようです。どのような検討をいただいているのか、現状を御答弁ください。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の未就学児の保護者の就労についてでございますが、本町では、子どもがいらっしやることで就業が難しいケースへの対策として、就職活動中でも、一定の期間は保育の利用要件として認める仕組みを設けており、保護者の方が安心して求職活動に取り組める環境づくりに配慮いたしております。また、議員御紹介の、地域で少しだけ働きたい人、短時間だけ人手が欲しい事業者などをつなぐ、いわゆる「しごとコンビニ」のような短時間・単発の就労につきましても、一時保育を利用できるよう配慮いたしております。

さらに、勤務時間帯や送迎時間とのミスマッチなど、複合的な理由で働きづらさを抱えておられる

場合には、ファミリーサポートセンターの活用など、地域の支え合いによる補完的なサービスを御案内し、両立支援に努めております。

今後も、保育サービス・一時預かり・地域支援の各機能が連携し、子育てと就労の両立がより実現しやすい環境の充実に努めてまいります。

次に、2点目の子どもと親が自由に集いつながる、第3の居場所づくりについてでございますが、議員から御提案いただいた、地域子育て支援団体の設立、日本財団の「子ども第三の居場所」事業の活用、地域子育て拠点やプレイパークの整備につきましては、いずれも子育て支援の充実に資する有意義な取組であると受け止めております。

一方で、これらの事業を実施するためには、運営主体の確保、継続的な人材配置、施設整備に係る財源の確保など、解決すべき課題も多く、本町の財政状況や、現在進めております保育サービスの充実、相談体制の強化など、ほかの施策との優先順位を慎重に見極める必要があるというふうに考えております。

このため、現時点で直ちに着手するという段階にはございませんが、頂いた資料も参考にしつつ、他の自治体の事例や補助金制度の要件、地域の体制づくりの在り方を研究し、今後の施策の展開の中で検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子どもと家庭を地域全体で支えるという理念は、本町の第3期子ども・子育て支援事業とも方向性を同じくするものであり、議員からの御提案は、今後の検討において貴重な意見として活かしてまいります。

次に、3点目の計画に子どもの意見を反映、並びに子どもの権利条例の制定についてでございますが、まず、計画策定に当たりまして、子ども・子育て支援法第61条第4項及び第5項に、子どもの数、施設・事業の利用意向、子ども及び保護者の置かれている環境などを把握することが求められております。この法的根拠に基づき、本町では、就学前児童及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施し、保育サービスの利用状況、今後の利用希望、町の取組への評価、新たな施策への要望など、幅広い意見の把握に努めました。

また、国のこども大綱との整合性を図るため、育児休業体制や職場の両立支援、子どもの貧困対策、放課後居場所づくりなど、国が重点として掲げる分野についても設問を拡充し、地域の実情に応じたニーズについても把握いたしたところでございます。

議員御指摘の子どもの意見の反映につきましては、今後予定しております子ども計画の策定の際に、年齢や発達段階に応じた方法を工夫し、学校や地域と連携しながら、子どもが意見を表明しやすい仕組みづくりについて研究を進めてまいります。

次に、子ども権利条例の制定についてでございますが、全国の自治体において、子どもの権利保障を明確にする条例が制定されていることは承知いたしております。本町におきましても、子どもの最善の利益を守るという理念は極めて重要であると考えております。

しかしながら、条例制定には、町としての理念の整理、関係機関との役割分担、実効性のある仕組みづくりなど、慎重な検討が必要であり、今後、国の動向や他自治体の取組、町内の状況を踏まえながら、研究を進めてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、子どもたちの声を丁寧に受け止め、計画や施策に反映していくことは、子ども基本法の理念に沿うものであり、今後の子育て支援の拡充に向けて重要な視点であると認識はいたしております。

最後に、4点目のまちづくり基本条例についてでございますが、3月議会において、現在の法律や既存の条例、町の行政運営との整合性を十分に検討する必要があるため、役場の中で十分な時間を持って検討・協議をしてみたいという答弁をさせていただきましたが、関係機関でいろいろ意見は交わしている、また、ワーキング等でもいろいろ話し合っているということは聞いておりますが、具体的にここまで進んでいるという状況にはございません。引き続き、先ほど申しましたとおり、今後の課題として十分対応はさせていただきたいと思っております。

しかし、今後のまちづくりの基本的な方向性につきましては、現在、たぶせ未来戦略を策定中ですので、これに注力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。まず、問1からに対してですけれども、就労に関して、「しごとコンビニ」を挙げていただいております。その「しごとコンビニ」に短時間・単発の就労につきましても、一時保育を利用できるよう配慮しているところです。そもそも「しごとコンビニ」というのが、うちの町にはありません。そういった概念のものを、ぜひつくっていかなくちゃいけないというふうに、私自身は思っております。

対象者は子育て中の親に限らず、高齢者、移住者、ブランクのある人など、フルタイムは難しいが働きたい人というのが対象になります。依頼主は地元企業、農家、商店、行政など、一部の業務を切り出して任せたい事業者になります。

雇用形態ですけれども、雇用ではなく業務委託ということが主にされているということでもあります。よく出てくる岡山県奈義町、2016年に開始され、登録者は177名、延べ稼働者数は6,283件、累計報酬は2,340万円というような実績が上がっております。

アンケートのニーズにもマッチすると思いますが、田布施町で取り組むということはいかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 資料等を頂いて、私自身はあんまりよく知らなかったんですけども、内容を読まさせていただきました。田布施町でどの程度のコンビニの枠組みをつくってニーズがあつてというのが全く分かりませんので、今後、ニーズやその仕組みについて、何らかの方法でいろいろ調査させていただいて、可能であれば、枠組みづくりに取り組んでもいいなというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） これは行政のみでということではなく、商工会とかいろんなところに協力いただいて、やっていかなきゃいけないものであるというふうに理解しております。

ただ、対象がそういう高齢者も含めてのことでもございました。例えば、町で草刈りをしたいというときには、ここというときには、そういう「しごとコンビニ」という制度を使ってもいいのかなというふうなことも思ったりしています。

働きたいというニーズがアンケート調査で出ている。その対応として、どうするかということはしっかり考えていただいて、これは一端であるわけですけども、ただ、実績が上がっているもの、全国で実績が上がっているものなので、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、問2に対してですが、居場所づくりの大切さは十分理解していただいていると思います。資料でお渡しいたしました、東京都国分寺市にあるプレイパーク、10月に私も視察に行つてまいりました。そこでは、本当に子どもたちが生き生きと、私たちの子ども時代、何も考えず外でわあわあと遊んでいた、あの頃の子どもの顔を思い浮かべます。プレイパークでは、0歳から17歳までシームレスで受入れをされております。そこには学年を超えたといひいますか、学校を超えたといひか、そういうつながりといひものができてきているのが実情です。また、遊具は1つありません、外には。子どもたちは何をしているかといひくと、木材で自分たちのグループをつくつて基地を作つております。基地を作るのに、だんだん隣と接してきて、縄張り争いといひのもそこで出てきております。非常に子どもたちの自己といひもの、また自己肯定感といひいますか、主張する力といひのもそこで養われている。その争いに負けた子どもたちといひのは、その場所といひのは限られた場所なんですけども、そこにはなかなか居づらくて、一般の子どもたちのところへ行つて、下の子の面倒を見つていひうような姿が展開されておるようでもございます。

そういうふうな、今の社会に通ずるようなことが小学校のときから行われているといひ場所に、私

は驚きました。

そういう場所というのは、田布施にないなということも非常に感じております。昼間は小学生、夕方5時半までは小学生なんですけれども、それ以降は中高生が夕暮れカフェとして集まってきます。ここも中学生と高校生の枠を超えて、いろんなことをやっております。勉強して教え合える者、本を読んでいる者、またゲームをしたり、それから、2階には楽器を演奏するスペースがあります。そこで楽器演奏している者、様々いらっしゃいますけれども、本当に中高生が混じって一つになって、いろんなものに取り組んでいる姿というもの、非常に世代間のつながりというものを感じられる、非常にいい場所でありました。

年間3万5,000人ぐらいが利用されておられるようなんですけれども、そういった場所が田布施にできれば、本当に先ほどアンケートにあった親子さんの指摘です。それも解決し、何らかの生きる糧となる場になるのではないかなということを強く思っております。

それは、先ほども問題点として指摘を頂いております。運営主体の確保、継続的な人材配置、施設整備に係る財源の確保ということが挙げられております。

このプレイパークでは、人材を育成するということで、年間60人を受け入れられて研修ということをされております。そして、それが全国に戻られて、同じようにされていますが、結果をいうと、やはり長続きをしていないというのが現状だそうです。というのが、財源というものにやはりぶち当たってしまう。ボランティアに頼るんでは、それこそ長続きしないですし、また財源がなければ賃金を払うということもできない。そういった問題が大きな問題として挙がっております。

当初3年間は日本財団から、それから、こども家庭庁からも、人件費に関しては補助があるようでもありますけれども、それに頼るんではいけない。やはり町内、企業も含めての意識の醸成というものが必要になってくると思うわけでありまして。そういったことをクリアして初めてできる問題ではあるわけなんですけれども、例えば、この日本財団がいつまでこの補助金を続けられるかというのはちょっと分かりません。少なくとも来年度の申込みは、この10月で打ち切られております。ということで、再来年度、もしあるのであれば、それに向けていろんな体制を整えていきたいというふうには思うわけなんですけれども、1年かけて。そういったことは、町とまた民間の主体となる団体と、これからつくるわけなんですけれども、協力してやっていかなければできない問題であります。

場所の問題もあります。私は、詩情公園が非常に最適だなということを思うんですけれども、あそこを子どもたち、また子育て世代が集う場所になれば非常にいいなというふうに思います。そういった大きな課題はありますけれども、前向きに取り組んでみようというお気持ちがあればということでもあります。そういったところはいかががございましょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今、昨日の一般質問でもちょっと出ましたけれども、居場所づくりのワーキングで、いろんな現状の把握と今後展開する施策について、町長に提言できるような形で考えております。

子育ての世代で、今の居場所っていろいろあって、言われるようなプレイパークみたいな施設は全くなくて、小さい子とかは、割と民間の今預かる場所があったりして、現状把握をした中では割と居場所もあるんですけれども、今言われるような場所があれば、確かにどのような問題があるかというのはちょっと把握できませんけれども、先日、空き家バンクの中で、ハダシランドの三由さんが来られて、これも同じような形で、裸足で遊んで、けがを含めた形を全部自己責任でやるというような形で説明されていましたが、今のプレイパークも、一番大事なのは受入れ団体があって、その後の、今のけがとか、いろんな形の保障とかがどんな形で整備されているのか等含めて、今後ワーキングの中で十分検討させていただいて、前向きに検討できるようであれば、大事なのは受入れ団体の、民間として、そういうチームができる可能性があるかどうかというのが多分一番大事で、補助金もその団体を通して補助金を申請するような形になると思いますので、その辺りの研究といいますか、熱量といいますか、その辺は、ワーキングの中で十分に詰めていけたらというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。私も一番懸念しているのは、その団体がどうつくれるかということにあります。しっかりとそういうワーキンググループで御検討いただけたらというふうに思いますし、子育て世代、ましてその支援をする団体もたくさんあります。そういった方たちとも協議しながら、できるのかできないのか、やれるのかやれないのかということ、煮詰めていけたらと思っております。

建物のほうですけれども、新築は日本財団のほうから6,500万円まで、補助率100%以内ということであるというのは確認をしております。ぜひチャレンジしていけたらということをお思いますので、よろしく願いいたします。

3点目ですけれども、子どもの意見表明に関してであります。こども家庭庁は、2023年、我が国と諸外国の子どもと若者の意識に関する調査、これは満13歳から29歳までの男女1,000名を対象としたアメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデン、日本の5か国同時のアンケート調査の中に、子どもの意見表明権があることを知っていたかという問いに、どんな内容か少し知っているの回答が、日本では21.6%と非常に低い値でありました。その反面、子どもや若者が対象となる政策や制度については、子どもや若者の意見を聞くようにすべきという問いには、69.9%がそう思うと回答され

ています。

やはり子どももいろんなことで聞いてほしい、また意見を述べたいというようなことが、このものには表れていると思うわけであります。

2問目にもこれは関連することではあるわけですがけれども、子どものみならず、町民皆さんに知ってもらうには、やはり明文化して、子どもの権利がしっかり守れる町なんだということを宣言するべきではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃられるとおり、子どもたちの意見を聞くというのは非常に大切だろうと思います。昨年も、麻郷小の子とここでいろいろこう話をしたりすると、そういう考え方を持っているんかというのは非常によく分かるし、西小学校の子とやったときには、それが実現していくというプロセスを、お互いに行政と子どもたちでやっていくというその満足感を、ただ言うだけ聞かれるだけじゃあ、やっぱり駄目だろうと思うんで、そこにやっぱり子どもたちとして満足感が得られるような仕組みを少しずつ作りながら、そうすると子どもたちがそれを見ておって、自分たちもそれに参加すれば、こういうことができるというふうなイメージをつくってあげたいなというふうに思います。どういうふうに仕組みをつくっていくんかというのは非常に難しいものがあります。学校現場だけにお任せするのは、本当に負担もかかるとお思いますので、行政全体で、いろいろまた、今ワーキングもやっておりますので、そうしたものも、少し課題の中に入れてやってみたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。本当にそうだと思います。やはり町として、そういうことを高らかに宣言することというのが大事ではないかなということを思うわけです。

10月に開催された東京での議員セミナーのときに、講師として岡山県奈義町の奥町長がお話をくださいました。その中で、行政と町民が手を携えていくために、町民へ行政が約束する子育て応援宣言をすることで、町民へ安心感と力強さをもたらせたというふうにおっしゃっておられました。やはりまずは宣言することが大事なのかなというふうに、非常にそのとき感銘を受けたわけであります。その宣言からいろいろ、特殊合計出生率2.95を記録するまでになっていったというようなこともお話になられておりました。

こういった宣言というもの、さっきは条例でしたけれども、ハードルが高いのであれば、そういう子育て応援宣言というものを、田布施町でされてはいかがかというふうに思いますけれども、どうぞございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほどお答えしたこともありますけども、議員おっしゃるような、まず宣言をして、皆さん一緒にしましょうということは大切だろうと思います。いろいろ思われとっても、そういうものがないと参加しにくいというのもあるかと思いますが。

最初の「しごとコンビニ」とか、子育てに限定しないほうが私はいいと思うんですが、いろんな方がちょっと仕事がしたい、ちょっとボランティアしたいとか、誰かのために何とかしたいというのをつなぎ合わせるような、コンビニと言っていいのかわかりませんが、そういう仕組みが、農業にはあったりするんですよね、移住定住も。それはどっかのグループをつかって、人を雇って、そこが手配すると。そこは、どうしてもそうすると、その人件費とか経費がかかるから、本当なら1,000円お支払いするところが600円になったり、下がってしまうというんがあるって、本当にそこへ生業として入っていきたいという方は、お試しでやって入っていくということから見たらいいと思うんですが、ちょっと今のような本当に収入も求められる、いろんなものがあると、ほかの例を見ているとどうしても経費が、ピンはねじゃないですけど、そういったものをしないといけないので、業界が全てサービスとしてできるようなものにたどり着けばいいと思うんですが、ちょっとその辺を含めて研究してみたいと思いますが、言われるような宣言というのは、ちょっと今やっている最中ですけど、未来戦略等で、そういうアプローチを経て取組をするということであれば、私はいやさかではありませぬので、私の一存ではできませんけども、町長としては、そういった気持ちは十分持っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。「しごとコンビニ」は、子育て世代の方対象というわけではなくて、広い範囲の高齢者も含めたということでありまして、御検討いただけたらと思います。

いずれにしても、今町長おっしゃられたように、たぶせ未来戦略会議、現在開かれていて、いろんなことを検討されているということでもあります。ぜひとも前向きに、また田布施町がこういうことを重点に置いて頑張っているんだということが、広く多くの方に知ってもらえるような、宣言というものができたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2問目に移ります。

生きる力を育む教育をです。答弁は鳥枝教育長にお願いいたします。

1問目は、行政の子どもに対する取組をお聞きしました。2問目は、教育に関しての取組をお聞きします。同じく東京でありましたセミナーの講師より、昨年の学校を年間30日以上欠席した不登校の小中学生は、35.4万人もいたことが分かりました。これは、国公立、私立関係なく、全ての小中

学校の全ての教室に2人いるというような計算になるそうであります。

ところが、この不登校というものがある国というのが、日本と韓国、中国といったごく限られた国にしかないそうです。欧米には不登校の問題的概念が存在しないということでした。それは、教育の学びの仕組みが違うからだそうです。教育基本法というものがあり、それが不登校にもつながっているというようなお話がありました。学校に行かないから不登校というレッテルが貼られるということでありました。そういう概念がなければ、不登校という概念はなくなるんですけども、そういったところであります。

2020年3月、文科省から公示された学習指導要領には、生きる力を育む理念が掲げられました。しかしながら、小中高校生の自殺数は年々増加の一途をたどり、昨年には529名もの若い命が失われました。この数は、1週間に10名もの若く若い命が失われている、そのような国になってしまったということを表しています。統計のある1980年以降最多となっています。これは決してよそ事ではないと思います。

先月、中四国地区社会教育研究大会に参加しました。そこで、公民館主事さんが主メンバーとして活躍される香川県三豊市の家庭教育支援チームより、幼少期の四、五歳対象の親子ふれあい活動での事例発表がありました。我が町にあった取組を考える必要があると思いました。

そこでお聞きします。

- 1、生きる力を育むための教育はどのようなことをされていますか。
- 2、学校に行けない子ども（不登校児）の現状とその原因の把握は。
- 3、不登校児に対する対策は。
- 4、大人の引きこもりは146万人と推計されています。社会教育の推進も必要ではないかと思えます。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それではお答えいたします。

まず、1点目の生きる力を育む教育につきまして、議員のほうからお示しのありました、文科省の学習指導要領におきましては、生きる力は、変化の激しいこれからの時代を生き抜くために必要な確かな学力、豊かな人間性、健やかな体でありまして、これらをバランスよく育てていくことが大切であるとされているところであります。

町教育委員会では、これらを踏まえて、令和5年に策定した田布施町教育振興基本計画においては、「知・徳・体の調和の取れた教育」を大きな柱の一つとして位置づけて、生きる力を育む取組を進め

ているところであります。

具体的には、幼児教育の充実、確かな学力の定着と主体的な学びや協働的な学びの充実、生徒指導や心の教育の充実、体験や読書活動の充実、体力の向上と健康教育や食育の推進などに取り組んでいるところであります。

2点目の学校に行けない子どもの現状につきましては、本町では、年30日以上欠席した不登校児童生徒数は、昨年度と比べると減少しているものの、依然として憂慮すべき状況にあり、不登校への対応が喫緊の課題となっているところであります。

また、その要因につきましては、個別の相談等から把握している理由として、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調、友人関係をめぐる問題、不安・抑うつ、学業の不振、親子の関わり方に関する問題など、様々で多岐にわたっております。

3点目の不登校児への対策につきましては、特に未然防止と早期発見と初期対応が重要となることから、現在、各学校におきましては、欠席1日目は電話連絡、連続欠席2日目で家庭訪問、連続欠席3日目でチームにより対応するということを実践しておりまして、初期の段階で把握し、支援を早期に行う取組を進めているところであります。

また、小学校から中学校1年生に進級した際に、学習環境や人間関係が大きく変わる中、いわゆる中一ギャップにより中学校段階で不登校生徒が急増する傾向にあることが指摘されておりまして、毎年3月には、中学校入学予定の小学6年生を対象に個別に教育相談を実施し、様々な不安や悩みを抱え、支援を必要とする児童を把握して、入学前後の支援体制を充実させるなど、小中学校間の連携をより密にして、きめ細やかな対応に努めているところであります。

さらには、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣・活用し、学校、家庭、保護者等への支援にも努めているところであります。

今後、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくり、これを進めていくとともに、誰一人取り残すことのない教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

4点目の大人の引きこもりに対する社会教育の果たす役割につきましては、生涯学習の観点から、興味・関心を引く学習講座や気楽に参加できる交流の機会を設けることなどが考えられます。また、引きこもりへの理解を深める講演会などの啓発活動に取り組むことも必要となります。

今後、大人の引きこもりへの自立支援につきましては、専門家や専門機関等とも連携を図りながら、その取組の内容や方法等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 傍聴人の方、傍聴規定の7条のところで、携帯電話切ってくださいになって

ますんで、お願いします。それと、報道の方、名前書かれました。書いてください。そして、写真撮られましたこと、許可します。

高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。1問目について、生きる力、これは学校のみならず、地域とも協力してやっていくということが大きなことなのかなというふうに思っております。

城南では、1月後に迫っておりますどんど焼き集会に向けて、小学校、地域も一緒に準備に当たります。以前は、始業式前に地域で準備し、1月、始業式にどんど焼き集会を持っておりました。しかしながら、お膳立てされたどんど焼きも、地域の高齢者が主体となって続けられておりますが、子どもたちにもっと愛着を持ってもらおう、そして、一緒に準備に当たり、大変な地域の皆さんの御苦労があつてつくられていることを知ってもらい、立派な後継者になってほしいという地域の思いから、始業式の午後に準備し、翌日燃やすということ、そして、そこで行う、保育園も含めた地域の皆さんとの遊びを子どもたちが自分たちで考え行うことをしてまいりました。地域から学ぶ大人の力強さを一緒になって感じてもらい、大人と子どもの垣根を越えた大きなことを成し遂げるという充実感を味わってもらっています。

こういったことは地域性もあるとは思いますが、ぜひ多くの学校で取り組んでいただけたらと思います。子どもが参加すればPTAも参加します。世代を超えたつながりが持てる、まさに学校教育から社会教育へとつながっていく思いです。各学校として取り組むということは可能でしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） ありがとうございます。昔の文化に触れる、また、地域の方と触れるというのは非常に大切だというふうに感じております。

今おっしゃった城南もそうですし、東小学校もどんど焼きを始めたというふうに聞いております。また、麻郷小学校も学校ではできませんが、公民館の近くでやっているというふうにも聞いておりますので、そういった伝統的な文化、また地域と触れ合うという活動は、ぜひ進めてまいりたいというふうに思いますし、また、学校にも促していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 地域とのつながりというのは大変大事だというふうに私自身も思っておりますので、そういったことがどンドンやっていただけたらなというふうに思います。

先日、大波野神舞が中四国大会のほうで発表があつて、一緒に同行させていただきました。ただ、

いろんな実情、大変人数も少なく苦慮されている様子というものもお聞きしました。学校として、地域の伝統行事ということで、ぜひ残してほしいというふうな思いは私自身はあるんですけども、学校の中でそういうことを取り組むということが大変難しい状況もあるということもお聞きしています。ただ、残さなきゃいけない伝統行事でありまして、そういうことも社会教育とともに取り組んでいけたらというふうにはできないかなということを思うわけですが、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 貴重な御意見ありがとうございます。

この伝統、先ほど言いました伝統というのはやっぱり大切でございます。当然、地域に根づいたものでございます。そこでしか生まれえないものを、やはりそこで生まれ育った子どもに、当然のように伝統としてつなげるというのは大切なことだというふうに感じております。

ただ、学校自体もいろんな行事があったりとか、カリキュラム等々ございますので、それはまた学校のほうに御提案させていただいて、また学校運営協議会等もございますので、そちらのほうで諮っていただけるように促してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ぜひ絶やさないように、みんなで後押しをできたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

前の質問で子どもの権利条約についてお話しました。この権利条約は45の子どもに関することが定められております。ただ、知っているという割合が非常に少ないというアンケート調査の結果、先ほども申し上げましたけれども、というのが非常に気になっております。子どものときから、人間の人格及び尊厳があることをきちんと教えることが自立への道だと思っておりますが、学校では、子どもたちに権利条約のことを教えられていますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 具体的に子どもの権利条約、あるいは児童の権利条約とも言われていますけれども、1つは子どもの意見表明権、子どもなりの大人としての同じように、人格のある1人として意見を尊重するという取組は、生徒指導上の基本になっておりますので、よく子どもの意見も聞きながら、全てそのとおりになるということではなくて、機会をある捉えて、いろんな活動の場面ではそういう場を設定しながら、具体的に言葉の権利が何だというようなことは、なかなか指導するのは難しいんですが、そういった意見を表明するとか、人格を尊重されるんだということは理解をさせながら、一方で、必ずそれには責任が伴うんだということも、子どもの段階から理解しているような教育を進めているところであります。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ぜひ子どもにもそういったものがある。これは日本ではちょっと考えられないようなことも組まれております。戦争、よその国に連れ去られない権利とかということも挙げておられるわけですが、こういったことも世界ではこういうことがあるんだということも、子どものときに認識しておくべきだというふうに私は思います。

ここに、ユニセフが子ども向けにまとめられたものもちゃんと出しております。こういったものも教材として、ぜひ子どもたちに、こういう子どもには権利があるんだということ。先ほどおっしゃられた義務というものも当然出てまいります。そういったことも併せて教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、問2、3ですが、全国では小中学校における不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けていない児童生徒数の割合が、令和6年度では、約4割に相当する13万5,000人余りというふうに発表されております。田布施町では、学校内外の機関で専門的な相談指導を受けていない児童生徒数の割合はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 割合については、ちょっと把握はしておりません。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ぜひそういうところも把握していただいて、漏れのないように、誰一人取り残さないという基本がございます。そういったことも踏まえて把握をして、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

不登校で悩んでおられる家庭に寄り添える専門機関というのはどこがございますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 先ほど教育長の答弁の中にもございましたように、スクールカウンセラー1名、SSWが令和6年度は3名の方で対応しております。特にスクールカウンセラーの需要が高くて、当然、児童生徒もですが、保護者も非常に信頼されておるといふふうに聞いておりますので、昨年度は110時間を要しております。また今年度もそれに近い以上の形の中で進めております。

できるだけスクールカウンセラー、そういう専門機関を通して、先ほどちょっと把握はしていないというふうに発言をしましたが、できるだけそういう専門機関を使っただけのように促してまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。スクールカウンセラーさんも、お1人でございます。大変だとは思いますが、それだけやはり困っていらっしゃる方が多いという表れだというふうに思いますので、お願いいたします。

いろいろな活動が考えられるわけですが、地域の居場所、児童クラブや放課後デイサービス、プレイパークもその一例だと思いますけれども、家庭とつながる場というものを活用し、保護者も参加できる交流イベント、企画というものができないかと思うんですけれども、そういったものというものはいかがでしょうか、可能性として。

○議長（南 一成議員） 福田社会教育課長。

○社会教育課長（福田 幸治君） やはりこれも、この後の引きこもり等の関係にも入ってくるかと思うんですけれど、教育長も答弁しましたように、生涯学習の1つでもありますような、生きがい教室等の講座、興味・関心を引くような魅力のあるものにしていく必要があるかと思っています。

あと様々な安心してくつろげる学びや交流の場であったり、誰かの役に立つような、実感が得られるような機会をつくり出して、地域に出向いていけるようなそういう仕掛けですか、そういう関係機関とも連携して進めていくというような場をつくって、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

それと、ICTを活用した不登校児へのオンライン授業ということもされているということをお聞きしました。これを広げて、保護者に対してもそういうことができないかなと思うわけでございます。特に不登校児を抱えられた保護者に対して、仕事や介護等忙しい保護者も多々あるかと思えます。そういった支援というものを、方法を広げるということも大切なことだと思うんですけれども、こういった取組ということできないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） スクールカウンセラーとオンラインでつなげるような一応環境はございます。ただ、やっぱりズームとかってなってくると、先ほど不登校もございましたけれども、まだそこまではっきりした整備ができておりません。アカウントというのが多分必要になってくるかと思えます。そのアカウントをつくるに当たっては、当然予算も発生してくるということでございますし、今、町自体は企画が1つだけしか持っておりません。今後の実は課題として、教育委員会にそういうアカウントを付与されて、不登校生徒に対して、オンライン授業を実施するとか、例えばスクールカウンセラーで保護者とオンラインで対面的に相談ができるような体制については、

今後少しちょっと検討していかなきゃいけないというふうには、教育委員会としては考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ぜひ前向きに御検討いただけたらと思います。皆さん御周知のように、田布施町、出生者数が非常に少なくなってきました。1人でも貴重な子どもたちでありまして、先ほどから申し上げているように、1人でも取り残さないということを基本に対策を取っていただけたらというふうに思います。このことが一番大切なことかなというふうに私自身は思います。

また、先ほど自殺のお話もさせていただきましたけれども、やはり自己肯定感というものが低いというのが大きな、この日本の国の問題だというふうに思っております。学校では、子どもたちの自己肯定感を上げるということ、どういう教育をされていらっしゃるかというのをちょっとお話いただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御提案ありがとうございます。やっぱり自己肯定感、自己有用感、そして、自己存在感、これを児童生徒が学校生活はもちろん、家庭・地域でも感じる事ができれば、不登校とか引きこもりとか、こういった状況はかなり少なくなるんじゃないかなと思っています。ただ、このことをやれば、学校で自己肯定感が高まるかというのは、非常に難しいところがあります。これは個々によって違うだろうと思っています。でも、大切なことは、集団の中でそれは身につけていく、学んでいく内容であるので、やっぱり学校とか小集団でもいいですし、あるいは地域の中の活動の集団の中でもいいですが、あるいは大人との関わりの中でもいいですが、いろんな場で、やっぱり議員さんの提案がありますように、学校だけではなくて、地域社会、家庭でも、そういった大人との関わりの中で、やはり自己肯定感というのは育っていくんじゃないかなと思っています。認めて、褒めて、育てるとというのが、やっぱり教育の原則だろうと思っていますので、それをいろんな機会に、活動の中で活かしていけたらと考えています。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。今おっしゃっていただいたことは、多分今年度各学校が取り組んでおります。ポジティブにということで、人のいいところを見ようというような活動につながっているんだと思います。

ぜひそういったこと、多分小学校1年生からそういうふうに行っていけば、肯定感が高まっていくのかなというふうに思いますし、ぜひお願いしたいと思います。

引きこもりのこともございますけれども、なかなか大変難しい問題ということはよく分かっております。いろんな各関係機関、民生委員さんも含めて、様々な対応をしていかなきゃいけない問題だと

いうふうには感じております。

東京のNPO法人サンカクシャというのがございます。親や身近な大人に頼れない若者が孤立せず自立を迎えるよう、若者の社会参画を応援するというビジョンで活動されています。そこで、その人がその人として生きていける場所が居場所なんだということをおっしゃっておられました。大変感銘を受けた次第であります。居場所の基本だなということも思ったわけであります。この孤立という気持ち居場所感のなさということも言われております。また、自分の中にある違和感みたいなものをちゃんと表明できることが大事なんだということ、どんな若者にも頼れる人がいる社会にならなきゃいけないということ、こういうことをおっしゃって活動を5年前から始めております。

創設のときに、私、知りまして、いろいろ募金活動等も協力をさせていただいたわけですが、今では、賛同者が大変多くなって、大変大きな組織になってきたという、5年間で急成長した法人ですけれども、本当に一貫してそのことを貫いて語っておられます。このことは、私も参考にしながら取り組んでいかなきゃいけないというふうに思います。

質問の最後に申し上げます。今日御提案いたしましたプレイパークや各条例、宣言、子ども政策を単なる社会保障の一環として捉えるのではなく、未来への投資として捉えるべきと思います。子どもたちが希望を持ち、その能力を十分に発揮できる社会こそが、活力に満ちた、持続可能な社会の基礎となります。そのためには、政府、行政、教育機関、企業、そして、地域社会全体が連携をし、子どもたちの声を真摯に耳を傾けながら、実効性のある政策を推進していく必要があります。未来を担う子どもたちのために、今、私たちができることは何か。この問いを常に胸に抱きながら、ともに未来を創造していくことを誓いまして、私の質問を締めくくりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、高見英夫議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 高見英夫です。今日は、まず第1問として、中間貯蔵施設に対する懸念について、申し入れについて、町長に答弁を一問一答でお願いしたいと思います。

中国電力は、核のごみ中間貯蔵施設にて、10月計画地の立地可能調査結果を伝える説明資料を、柳井市、上関町、平生町、田布施町、周防大島町で全戸配布されました。皆さんのお宅にも、こういうふうなお住まいの皆さんへというのが届いた。これ我が家に届いたものですが。さらに、その少し後に、皆様からの御質問にお答えさせていただきますというチラシを、この一般の新聞に折り込みました。これは一方的な宣伝だと思います。

しかし、建設反対の世論が高まる中で、柳井、平生、田布施、周防大島の1市3町の首長さんたち

は、11月7日に会談をし、住民の懸念や不信感を国に伝えるため、首長4人が共同で資源エネルギー庁を訪問する方向で、今後調整することを確認しましたと公表されました。大きくこれは報道されました。

さらに、12月7日の柳井市議会議員選挙では、中間貯蔵施設反対を表明する議員が16名中9名になりました。反対の民意が示されました。

そこでお尋ねします。

1、4首長さんが資源エネルギー庁を訪問するのは、いつになるのでしょうか。

2、国に伝える住民の懸念や不信感、この内容は具体的には何でしょうか。

3、山口県知事には、住民の懸念や不信感をいつ伝えられるのでしょうか。

4、9月議会で町長は、今後、事業計画が出れば、国・中電に説明会を求める。1市3町は、賛否両方の立場のシンポジウムを考えていると、私の質問に答弁されましたが、どのように具体化されるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

4点ほど御質問がありますが、基本的に、11月7日の1市3町の首長会議で、共同で資源エネルギー庁へ訪問すると報道があったということですが、このために集まったわけではないんです、本当いうと。また違う、情報共有をしようということでも集まって、井原さんがぶら下がりの中で、こういうふうな質問があつて答えられたことなので、これを目的に1市4町が集まったわけではありませんので、その辺はちょっと報道ですから、そこを切り抜いて言われればそうかも分かりませんが、12月定例会の前に、1回情報共有をしておこうということでも集まったのが本来でございます。これは、1市3町どこに聞かれても間違いもないと思いますし、うちの担当職員も一緒に行っておりました。町長だけが集まる、首長だけが集まる会議、秘密の会議ではありませんので、職員も参加した中での情報共有という、1市3町の任意の集まりでございます。その辺は、ちょっと今までの経緯を少し詳細に伝わってないかなと思いますので、そういったことは御理解いただきたいと思います。

そういった上で4つの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、1点目の資源エネルギー庁への訪問時期ということですが、先ほど申し上げましたように、ここで話したのは、本来の内容は、今まではそれぞれが東京に行くタイミング、また大阪に行くタイミング、いろんなタイミングで、それぞれ個別のタイミングを見て状況を説明しようということが話合いの中で決まっておりましたが、ここで決めましたのは、ばらばらで行くのはよくないんじゃないかなと。誰が考えても、ある首長が行ったらこう言う、ある首長が行ったらこう言うというんじゃないかなだから、行くんだったら4人が

集まって、同じことを聞いて、同じ確認をして判断ができるように、同じシチュエーションにしようやということがありましたので、ばらばらに行くということもあるよという話だったんですが、それはちょっと適当ではないなということで、方向修正をいたしました。

ですから、具体的なまだ時期というのは、いろいろ話し合っておりますけども、その方法でございますよね。どの部署へどういう形で行くのか、それとも意見書、ペーパーを持っていくのか、それとも、本来は説明をしてほしいと。4人の気持ちは、国の責任として、責任を持ったまづ説明をしてほしいということが、資源エネルギー庁へ行ってみようという趣旨でございましたので、まず、国として、エネルギーを司る担当部署として、住民が不安に思っているから、まず説明をどうされるんですか、してくださいというのを言うということでございましたので、その後、いろいろ状況が、立地調査の報告もされましたし、状況がいろいろ変わってきましたので、どのタイミングがいいのかというのは、やっぱり取扱いも、私たちが思うような取扱いを国がしていただければいいんでしょうけども、そうじゃないような対応を取られても困りますので、どういう仕方がいいのかということはずっと話し合っておりますが、まだ具体的なものにはなっておりませんので、今後、事業計画なりが示されることになれば、やはり具体的に時期なり、広報なりを1市3町で話し合って決めて、国と調整をするということだろうと思います。

繰り返しになりますが、この1市3町の会議というのは、首長だけではありませんので、職員も参加する中で合議で決めているということでございますので、本来、情報共有をする、各いろんな市町の状況を報告する中で、協議、調整を試みようというのが本来の目的でありまして、何かを決定しようという会議ではそもそもございませんので、そういったことは御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、2点目の国に伝える住民の懸念や不安の内容は何かとのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、基本は、責任がある国がちゃんと地元に来て説明をしてほしいという願いでございましたので、今度、資源エネルギー庁でお伺いするとすれば、本町でもいろんな署名活動がされましたし、決議も2つされております。それは、説明してほしいというのが2つ目のものにはありましたから、そういったものも、十分、国としても、必要性・安全性等についても、責任のあるものを示してほしいということになるかと思いますが、これも1市3町でまとまっていくとなると、ワンペーパーで取りまとめなければいけませんので、今、4人の首長がそれぞれいろんなことを言っておりますが、それをどういうふうにするかというのは、これから上関町の状況が中心になるかと思いますが、それを見据えながらまとめていってということになるかと思いますが、

そして、3点目、山口県知事には、住民の懸念や不安をいつ伝えるのかということでございますが、

県からそういったお話も受けたこともございませんし、県知事さんが、県議会でもそういった旨の回答をされておりますが、県と1市3町とのやり取りというのは、ございませんし、この会議の中で、県知事にどうしようというのは、一切話し合ったことはございません。まだその段階に至っていないというのが状況でございます。県からアプローチがあれば違ったんでしょうけども、全くありませんので、こっちの考え方をしっかりということやってまいりました。

そして、最後の御質問でございます。シンポジウム等の開催についてですが、先般の9月議会でもお答えいたしましたように、立地可能という報告はされましたが、詳細な事業計画等はまだ示されておりません。そういった状況になれば、説明会やシンポジウムはどういった形になるのか分かりません。

私がこの本会議の場で、町長としてお話、説明したのは、昔の原発を上関に立地するということに、県から田布施町の意見はどうですかという、原発はちょっと中間貯蔵違いますから、県から意見を求められるということがある中で、本町の場合は、県の産業労働部のお力を借りて、シンポジウムというものを2回、そのときは開催したということでございますが、1市3町の状況は全て違いますので、平生町のやり方、柳井市のやり方、周防大島は開催されていないように聞いていましたけども、違いますので、また1市3町で、1市3町のこの首長の会議では、やるんだったら、時期なり方法なり内容なりというのは、ちゃんとまとまって同じ形でしないと、ある町はこうやっている、ある町はこうやっているというはいかんから、そこは調整して、どういった形にするんかというのは、国等のアドバイスももらいながら、ちゃんとそうした住民の方が御納得いただけるようなものにしていくということは話し合っておりますが、まだ、ちょっとそういう段階まで至っておりませんので、私が申し上げましたのは、今のような状況であれば、やはり国が説明されるものを、ちゃんとそれぞれの地域で説明会というのは、まず開催はしないというわけにはいきませんので、開催はしましょうということでは話し合っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 随分慎重な言い回しをされてちょっと驚きましたが、これは、報道のとおりを私は質問にしたんですけれども、どうもそうではないというふうな感じでした。

しかし、昨今の情勢、資源エネルギー庁を訪ねられることについて、この11月末からは、新潟県や北海道、青森県の知事が相次いで、原発再稼働容認を表明されました。住民の反対世論が高いにもかかわらず、政府や電力会社に寄り添う判断、表明だったわけです。

それらの県では、住民の批判は高まっているわけです。3日前の12月8日、青森県知事が核融合

原型炉の誘致を表明されましたが、この日の夜に、青森県沖ではマグニチュード7.5の地震が起って、気象庁は、3.11のような大規模地震が続けて起こる可能性があるという後発地震注意報、今でもテレビで枠についていますが、これを初めて出しました。4首長さんには、ぜひこれは早急にエネルギー庁に行ってほしいというのが、住民の声ではないでしょうか。南海トラフの危険性も言われています。そういう意味で、これは、ぜひとも新聞報道は違うと言うのであれば、それを正式に表明されないと、新聞ではああいうふうに報道されたから、期待はすごく高まっておって、それが全然違うというのでは、やっぱり住民の声に沿ってないということになるんじゃないかと思います。ぜひ町長は早め、早めというかすぐにでも行っていただきたいと、そういうふうに1市3町で話し合ってもらいたいと思いますが、現下の情勢を考えていかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私が申し上げました、行かないと言っているのではなくて、新聞報道にあったこれが議題だということではないんですよというのは、ですから繰り返しになりますが、それぞれ首長が行くというスタンスでしたから、それは改めたほうがいいということは確認をいたしました。4人がまとまって行くという方向に変えようという確認はいたしました。この件については、時期等については、まだいつということにはなっておりません。方法ですね。方法をどういうふうにするんかというのを、職員も入っておりますので、いろんな方法を確認しながら、どうかということでした。

高見議員おっしゃるように、昨今の地震なり、全国的な原発再稼働の話から見ると、今この地域で抱えている問題というのは、担当のエネルギー庁のほうに早く伝えてほしいということだろうというふうに思いますが、それを、具体的に何をどうするのかというのは、非常に難しい問題もあります。4人が話す中で、職員も入っておりますが、いろんな8人ぐらいおりますから、10人ぐらいおりますから、どうなんでしょうかという話をして、取りまとめるということまでまだ行ってないということですが、高見議員おっしゃるように早くということがあれば、また、私がそう思っていないというわけではございませんので、早く行きたいということで、それぞれがもう東京出張に行ったときに、ちょっと行ってみようというふうに言ったのは、早く国に腰を上げてほしいというのが気持ちでしたから、その辺に相違はございませんので、それは勘違いをされないようお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 行くことについては行かれると。いつ行くかということはどういうことで分かりました。

しかし、この報道には、国に伝えるべきことというのは、住民の懸念や不信感というふうにはつき

り出てますね。これは多分、井原市長が報道に言われたんだと思うんですね。これについては、行くことになったら、どんな懸念や不信感があるのかという、その内容についてもまだ話し合っておられないという、懸念や不信感を伝えるということは言われたというのは、これは報道にあるとおりです。これは確認してよろしいですよ。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうでございます。もともとスタートはそうですから、いきなり中間貯蔵の話が出てきてびっくりしてという。最初の話は、もうびっくりして、住民も不安だから、早く説明に取りかかってほしいというのが、上関の話は別にして、1市3町でも早く説明してほしいという気持ちを伝えにいこうというのが最初でございました。

それがずんずん変わってきて、話がまた具体的なものになってくると、当初持っていた不安というのを、そのままでいいのかというか、やっぱりいろいろな報道もされておりますが、中電のほうはまだ具体的なものを出されませんので、その中でじゃあ何をというのを具体的に申し上げるのかというところへ、ずんずん制度が深まっていくといいでしょうか、そういうふうになってきたということがあります。

ですから、少し話は変わってきましたが、スタートはもう懸念、不安とか、驚いたとか不信感とか、そういったものがありますよというのを、ですから、早く国として、安全だと、大丈夫だとおっしゃるなら、それを示してほしいというのを言いにいこうということでした。

少しもう段階変わってきておりますので、この段階で何回も何回も行くというわけにはいきませんので、やっぱりこの事業計画というものを少し待って話をしたほうが具体的になるんじゃないかと、これをというのと言えない中で、漠然としたものの中しか言えないという状況はいかかなものかなという意見もございまして、ちょっと時期を、様子を見ているということですが、不安、懸念というのは大前提でございまして、それはもう変わりません。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ぜひ懸念や不安というのは住民の間から、私も議会で何度も指摘しましたが、そのことを踏まえてきちんと意見を伝えていただきたいと思います。世論調査の結果も出てますし、反対決議、多分柳井市議会でも、3月に上がると思いますので。

それから、次の問いの3にありましたか、山口県知事は、周辺自治体の理解も大変重要とかねて言っておられました。この周辺自治体の昨年から今年にかけての1市3町の住民、約6,500人の、計ですと6,500人になりますが、世論調査は、この施設に建設に反対が74%、賛成は僅か4%、分からないとか、答えないが22%なんですね。こういう中で、周辺自治体の理解はないんだという

ことを、私は、1市3町の首長さんたちは、まずは県にきちんと伝えるべきだというふうに思いますが、これいかがでしょうか。話し合っていないと言われましたけど。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうですね。県からおいでくださいということは全くありませんので、話し合っておりません。高見議員おっしゃるようなスタンスも必要かと思いますが、県議会での対応を見ておりますと、全くその1市3町なり、その辺でやってくださいよという話しか聞こえませんが、県知事から、そういった積極的な話があればあれでしょうけど、調査段階から、今、その計画が発表されるまで、ばつというように、いろいろ県の考え方も変わってきているようでございますが、県議会でのお話を見れば、どこでもすぐ今日にも行ってという形には、私どもには見えませんが、まだ至っていないということでございます。今後検討しないというわけではございませんので、まだ具体的にあってないということでございますので、今後は当然、そういった場なり、方法も考えていくように、話し合われるというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 住民の安全、健康を守る首長さん、責任者として、県から来なさいというふうな要請がないからというんじゃないに、やっぱり住民の意見が上がっているのであれば、反対決議も上がりました。そういうのであれば、その声をきちんと県に伝えていく。県知事には大きな権限があるわけですから、それが住民の福祉の増進という、地方自治の目的に沿った首長の在り方だと思いますが、重ねてぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 1市3町ということですから、私の思いが全て通るわけでもございません。私に行けとおっしゃるんだったら、私が今日でも行ってもええんですけども、1市3町として行かんやいけませんから、1市3町の中でそうしようというプロセスを踏んで決定しないと、1市3町でグループをつくろうといったのは、いろんな方法で、ばらばらになったら困るから、まとまって行動しようというのが大前提でございますので、最初の確認がそういうことでございますので、1市3町のほうでそういった決定をして動くということになるかと思えます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 今、町長は、1市3町でまとまってと言われました。それはそれで、そのとおりだと思います。

ただ、町長は、私1人が行けと言われれば行くと言われました。これは大変励まされました。ぜひ1人であっても、町の意見を知事に伝えていただきたいと思います。それはお願いです。

4番目の問いですけれども、9月議会での私の質問に対して、シンポジウム等を検討するというふうに答えられたんです。それについて、今日の先ほどの答弁では、説明会、シンポジウム等の開催等の対応については、1市3町の首長会議で話し合いたいというふうに、ちょっと後退をされたのではないかという印象を受けたんですけども、前回、20年以上前、2000年とか1999年のときは、県から要請があったから開いたんだと言われましたが、しかし、9月議会のときには、こういうふうに、これは議事録、ホームページに出てますが、1市3町でやりますので、私の考えがそのまま通るとは考えませんが、今までお話をしてきた1市3町の首長さんの考えは、私とほとんど変わりませんので、当然反対の学者さん、賛成の学者さん、これまでのそういった形でやってきましたのでというふうに、やりますのでというふうにはっきり述べておられるわけですね。これは、やはり新聞でも報道をされておりますし、きちんとやっていただかないと、議会での答弁の重みに関わります。そういう点では、今その段階に立ってないと言われましたけど、きちんとやるということに間違いはないでしょうね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 会議の中でもそういうお話は、みんな首長さんがされておりますので、その辺については、9月のときに申し上げましたのは、最初から、やはり説明会なりシンポジウムなり踏んでいかないと、このままでというわけにはいかないというのは、もう4人の共通的な認識でございますけども、方法、先ほど申し上げましたように、20年前も、田布施のやり方、平生のやり方、柳井のやり方、大島は全く開催されていないんでしょうけども、違いますので、その辺は同じ方法で、大体同じ時期にやる。それも、まず全体で1か所多くの人を集めてするのか、それとも分散して何回も何回もするのか、その辺どうなんじゃろうかということがありましたので、その辺の具体的な方法については、まだ正式に決めてはいないということですが、やらないということではございません。必ずそういったものを踏んで行かざるを得ない状況にあるというのは、この首長会議でも同じ認識だというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 私は、その9月議会の質問に対する東町長の答弁ですけども、それをお聞きしたときに、先ほど言いましたように、1市3町の首長さんの考えは私とほとんど変わりませんのでと言われたので、もう既にこのことは1市3町で話し合っておられた、その上で答弁をされたんだというふうに認識をしました。

当然、首長さんたちは先のことを考えて、事前にいろいろ検討されておられるので、そういうふうな準備をされているんだということで答弁されたと認識しておりますが、それでよろしいですね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 準備というのが何を示すのか、私もよく分かりませんが、いろいろ各市町の首長さん、職員の考え方も、実際会場とか、時期とかということもありますので、その辺、具体的にじゃあ大島はこうしよう、平生はこうしよう、田布施はこうしたいということをお話し合ったところはありません。

しかし、何らかの方法で、シンポジウムなり説明会なりということをお踏みやということは、先ほども何回も申し上げておりますが、そこには相違はないと思いますので、1市3町で基本的に決めていきたいと思いますということですね。それが最終的に違うかも分からない、やり方が。全く同じ形でやり切れるのか。いや、ある町はそうじゃないのかというのが、そこまではまだ詰めておりませんので、ですから、決まっていないうふうには私は言わざるを得ない。1市3町で統一してやろうやということなんです、そんなまだ具体的なものが見えてないから、これでやり切れるかというのを確認をしたものではありませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

ですから、9月議会で私が申し上げましたのは、気持ち的にはもうやっぱりやって進んでいかにゃいけんねということは大前提としてありますねと。ですから、町としても、当然考えたいと思いませんという話をさせていただきました。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） なかなかほかの市町も1市3町ありますので、町長だけがきちんとはつきり言うというのは難しいかもしれませんが、町民の世論、そしてまた、これまで町長もこの中間貯蔵施設が、田布施町にとって、子育てにとってメリットは1つもないと発言されてきたこと、町民の懸念、こういうことをきちんと踏まえて、町民の不安を一日も早く払拭するように、きちんとした行政の責任者として、町民の福祉の増進に資するように発言を、意思表示をしていただきたいと思います。これはお願いです。

では、次に、2問目のことについてお伺いしたいと思います。続けてよろしいですか。質問事項の2問目ですけども、放課後児童クラブの充実についてです。町長に一問一答でお願いいたします。

昨日来、子育て少子化対策は、町の最重要課題であるということですね、ほかの町議の皆さんも質問されましたし、私もそう思っています。そしてまた、今日も、具体的な提案もありました。

私は、放課後児童クラブについてなんですけれども、核家族化、共働き家庭への比率が高まっている昨今、学童保育への期待は高まっています。学童保育は、子どもの健全育成の場として、家庭、学校と並び重要な役割を担っています。町内には小学校区ごとに4か所、7組の放課後児童クラブがあります。子どもが必要とする期間、児童クラブに通い続けられることが、保護者の就労補償のために

も必要です。児童クラブが子どもたちに生活の場、自分の居場所と実感できるように、さらに充実させることが重要です。

私は、この間、7組全ての児童クラブにお邪魔して支援員さんにお話を伺いました。支援員さんは、どこも町の担当者は現場の声を真摯に聞いてくれると大変感謝をしておられました。町の役割が非常に大きいというふうに、また効果を上げているというふうにも実感しました。

しかし、予算の壁などもあり、幾つかの課題も見つかりました。そこで質問をします。

1、町内小学校の児童数に対する学童保育数の割合は、2015年と比べ2025年の10年間では、この10年間ではどのように変化していますか。

2、放課後児童クラブにおける児童1人当たりの必要面積で算出した各クラブの定員は何人ですか。今年度の各クラブの通常保育児童数、臨時に増える夏休み等の保育児童数は何人でしょうか。

3、トイレ、手洗い場、ロッカー、エアコン、静養室などの衛生・安全施設設備に不足や不備はありませんか。

4、継続的な支援のための支援員確保は必要ですが、そのための支援員の待遇は適正でしょうか。

5、国は子どもの権利条約に基づく、子どもの最善の利益を保障するよう支援員への研修などにより、児童クラブの質の向上を要請していますが、田布施町ではできているでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

まず1点目の放課後児童クラブの利用割合についてでございますが、本町におけます放課後児童クラブの利用状況を、平成25年、令和7年10月31日現在で比較をいたしますと、町内の全児童数は876人から531人へと減少する一方で、児童クラブの利用割合は平成25年度の15.41%から、令和7年度には31.45%へと大きく増加をいたしております。

このことから児童数は減少しておりますけれども、放課後児童クラブの必要性はむしろ高まっており、共働き家庭の増加などを背景に、児童クラブが地域の子育て支援において、ますます重要な役割を果たしてきていることが確認できると思います。

本町といたしましては、今後も利用状況を丁寧に把握し、必要なクラブ数の確保と環境整備に努め、子どもたちが安心して過ごせる場を継続して提供してまいります。

次に、2点目の児童1人当たりの必要面積に基づく定員と、通常期及び夏休み期の利用状況についてでございます。

本町では、国が定める児童1人当たりおおむね1.65平米という基準に基づき、各児童クラブの専

用区画面積から定員を算出し、適正な受入れ体制を確保しております。全てのクラブを合計にした例で申し上げますと、区画面積の全ての合計は536平米、国の基準による定員を当てはめると321人になります。町が定めております定員は合計で285人でございます。

次に、令和7年度の利用実績は、通年利用が165人、夏休み期の利用が210人であり、いずれも町が定める定員の範囲内で運営がされております。

夏休みの時期はどうしても利用が増える傾向にはありますが、全体として定員を超える状況にはなく、過密的な保育が生じていることはないという確認をいたしております。

今後も通常期と長期休業期の利用状況を丁寧に把握し、必要に応じて施設の拡充や運営方法の見直しを検討し、子どもたちが安心して過ごせる児童クラブの運営に努めてまいります。

次に、3点目の衛生・安全設備の整備状況についてでございますが、トイレ、手洗い場、ロッカー、エアコンなどの衛生・安全設備につきましては、現時点ではおおむね基準を満たしており、子どもたちが安心して過ごせる環境を確保しております。

静養室につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第9条第3項の規定により、常設することまでは求められていないことから、本町では児童の支援に支障のない範囲で、必要に応じて静養できる場を確保するというところで、基準に沿った対応をしているところでございます。

一方で、利用児童数の増加や季節的な集中利用により、ロッカーや手洗い場などの不足が生じる可能性も想定されます。こうした課題については、現場の実態を丁寧に把握し、優先度を踏まえた改善計画の策定の上、年次的に整備を進めてまいります。

本町としては、子どもの最善の利益を保障する観点から、衛生・安全面の充実を継続的に図り、保護者の皆様にも安心して御利用いただける環境づくりに努めてまいります。

次に、4点目の支援員の状況及びその処遇についてでございます。

放課後児童クラブを継続的に運営していく上で、優秀な支援員の確保は極めて重要でございます。しかしながら、近年は支援員の高齢化や利用ニーズの増加、特別な配慮を有する児童への対応などにより、人員確保は全国的にも困難な状況となっております。本町では、広報誌やハローワークなど多様な媒体を通じて募集を行い、現状では必要な人員を確保できております。

また、令和4年2月から処遇改善を実施し、近隣市町と比較しても高水準の処遇を確保しているところであります。

さらに、研修会の充実や働きやすい環境整備を進めることで、支援員が安心して長く従事できる体制づくりにも努めております。

今後も国、県の制度を積極的に活用し、待遇の適正化と人材育成を継続的に進めることで、子どもたちにとって安心できる居場所を提供し、健全な育成を支える環境を整備してまいります。

最後に、5点目の支援員の研修と質の向上についてでございますが、本町では、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を確保することを最優先に、支援員の専門性の向上に取り組んでおります。全ての支援員が山口県の実施する各種研修を受講できるよう、計画的な研修体制を整えるとともに、研修への参加を積極的に支援しているところでございます。

こうした取組を通じ、支援員一人一人の資質向上を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境を確保するとともに、保護者の皆様にも安心して御利用いただける児童クラブの充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 1問目についてですけれども、町内の全児童数はこの10年で876から531へ減少しましたが、放課後児童クラブの利用者は、割合でいうと15%から32%に倍増したと、こういうことでした。それは、通常のものであって、夏休みは大体3割増しぐらいになっているわけです。つまり放課後児童クラブの必要性は多く高まっている。本町では3人に1人の子どもが関わる健全育成の場としての重要性があると。この重要性を認識して運営を行っていただきたい。そのことをまずはお願いしたいと思います。

そこで、2問目に質問をしましたが、その必要面積です。先ほどは、町全体の定員として国基準をクリアして、過密保育が生じてないという御回答でしたが、まず第1に、国の定める1人当たり1.65平方メートルという基準は、いわゆる平均、6.5平方メートルという基準は平均的な畳1畳分で、小学校のように、全員が前を向いて机に座っているなら十分でしょうが、児童保育は遊びや生活の場ですから、元来狭過ぎるわけです。小学校の5、6年生にとっては、全く窮屈だと思います。

それから、2点目に、生活の場の面積は7つある児童クラブごとにクリアしなければなりません。合算、合計ではなくてですね。そこで、私は訪問しました東小学校の3年生か6年生の2組の場合は、今年の夏休みは合計で46名でした。個人ロッカーは42しかありませんでした。また、国の基準は、各児童クラブは40名が基準です。オーバーしているのははっきりしています。特に小学校の5、6年生になると体も大きく、特に夏は外に暑いので出られないと、相当なストレスがたまっていたというふう聞いています。これはもう基準を満たしていないと言わざるを得ないんじゃないでしょうか。

答弁では、長期休業期の利用状況を丁寧に把握して、過密保育が生じない適切な環境を維持すると答えられました。必要に応じて、施設の拡充や運営方法の見直しを検討するとも言われました。これは改善しなくてはいけないということですね。いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） お答えします。

まず、1点目にありました国の基準と町の基準との違いなんです、国の基準の1.65では、確かに現実的に保育をするには狭過ぎるというふうに感じております。町といたしましては、その国の基準ではなくて、独自の基準というか定員で、国の321人に対して、町としては全体で280名という国の基準よりは広い面積で定員を設定しております。

次に、東の2組についてなんです、町の規則での定員でいいますと、東児童クラブ全体での定員を設けております。それでいきますと85人となっております。面積的にいいますと、東の1組が40名ということに、町の基準で見ますと東の1組が40名、2組が45名が実際、町の基準でいいますと定員ということになります。

しかし、兄弟等の関係で、町の放課後児童の保育に関する条例施行規則の3条の2項で、運営上支障がないと認められるときは、定員を超えて入所させることができるという項目がございますので、このときは、兄弟等の関係で、2組は45名のところ46名受け入れたという状況でございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） そういうふうな事情でできる規定があるというんでしょうけれども、実際には、1組と2組は別の部屋です、これは大変だったというのは、もう支援員さんが言っておられました。ぜひとも改善を、なかなかすぐにはできないかもしれませんが、ちゃんとこれは考えていただきたい。

それから、一番重要なのは、3点目の衛生・安全施設です。おおむね基準を満たしているというふうに答えられましたが、そうでしょうか。私が行ったとこで最も深刻だったのはトイレです。東のクラブでは、1組、2組の間に共用の個室で男子の洋式と立ち小用のが1つと。それから女子の個室が1つと。男子と女子2つずつ。男子は小と大と2つあるわけですけど、しかし、これは、通常期で50名で、夏休み等は合計78名いるわけです。しかも、その児童と支援員の6名です、3名ずつおられます。これも共用なんです。夏でもトイレに行列ができると。小学校1年生なんかは、お漏らしが心配になると。そういうふうな状況なわけです。これは本当にびっくりしました。2つの組があって、その間にトイレがあって、その両組の間に、もう全部で80人を超える人の間に男女1つしかない。

それから、西小学校の2組のトイレは男女共用で1つしかありません。洋式と立ち小用のものです。これも支援員も共用です。ここには男性支援員もおられて、彼は別の場所で用を足されるのかもしれませんが、6年生の女子児童などはどんな思いをしてトイレに行かなくちゃいけないのかというのは、

これは心配です。手洗いの蛇口も、室内には1つしかありませんでした。

そういうふうにトイレは、比較的新しい麻郷のクラブ以外はとても衛生的とか安全だとは言えないと思います。むしろこれは人権の問題だというふうに私は思いました。これは必ず改善をしてもらいたい。

予算がないから、例えば東小のクラブは、これはつくと、これ町のほうで既にいっておられて、町も何とかしようと見にこられた、課長さんも来られた。長合課長の前の課長かもしれませんが、来られたけれども、トイレをつくと部屋が狭くなるというのでできなかったというふうな、努力もされているけれども、されようとしているけれども全然できていないというのもお聞きしましたが、このような人権に関わるような問題は、予算をかけてでもすぐにでも改善しなくちゃいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 御指摘のトイレ等の衛生設備につきましては、国の設備及び運営に関する基準というもので定められております。しかし、これにつきまして、具体的にその仕様とか、数については定められておりません。御指摘のように、人数に対して十分かと言われると十分ではないというふうには認識しております。

ただ、御質問の中にもありましたように、どうしても改修するというのは大規模改修が必要になってくる部分、それと増設すると、逆に受入れ定員を減らさなければいけないという部分がございます。なかなか現時点でできてないという状況でございます。

今後、年次的な計画の中で検討はしてまいりたいとは思いますが、なかなか難しい課題というふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ほかにも深刻な問題がありますので、例えば、城南児童クラブのエアコンが古くなって、もうほとんど冷えないと。今年の夏は異常で、本当に大変だったという話を聞いています。しかし、壊れないとなかなか改修、更新ができないというふうに言われて我慢をしているんだと言われていましたけれども、室温は計測をされているのでしょうか。その記録というのはどうなっているのでしょうか。

この支援員さんは労働者ですから、厚生労働省の事務所、衛生基準規則というのが適用されますが、そこでは職場の環境管理としては、室温は18度以上、28度以下になるように努めなければならないというふうに定められています。文科省の学校環境衛生基準でも、その推奨値は同じく18度から

28度です。これにオーバーして熱中症の危険のあるような、そういうような施設は、これ命に関わるというふうに言わざるを得ません。

それから、麻郷の2組は、これは新しいんですけれども、部屋の関係で冬に結露すると。子どもたちも随分困っていると。そういうふうに言っていました。これも先ほどの衛生基準には40%以上、70%以下、文科省でも50から60%が推奨であるというふうに出ています。これをきちんと測定して、必要なら除湿器の配置、これを考えなくてはいけない。やっぱり健康と安全を第一に、子どもの最善の利益と言われるためには、これは必ず直さなくてはいけないというふうに私は思っています。

こういった点については、課長が言われるのは、国の基準というのは本当にええ加減で、エアコンとかトイレをつけなくてはいけないという数を書いてないんですね。しかし、今、私が実態を言いましたが、このような数では、健康、安全どころか人権にも関わる状態だと。命にも関わる、熱中症なんか命にも関わる問題だというふうに思いますので、これは大変な改修費用がかかっても、行政の責任として、特に子育てを最重要と考えておられる、やっぱり町の執行部としては、ぜひ決断をしてもらいたいと。町長にその決意をお聞きしたい。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 以前から、そういう課題があるというのは私も聞いておりますので、まだ現場も私も見たこともありませんので、城南の児童クラブは何回も行ったことがあるんですが、ちょっと人が多いなど。これじゃあということで、6年生がやめるらしいんですよ。6年生がやめる。やっぱり1年生、2年生が多いから、1年と6年と一緒に保育できるような状況にはないということで私も聞いておりますので、ちょっともう一回現場を見て対応を考えさせてください。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 予算に関わることでありますし、トイレとか、それは相当な費用がかかると思いますから、すぐには言えないかもしれませんが、ほかにも、空気清浄機のフィルターを予算がないので買い替えられないとか、手洗いの蛇口は麻郷においてはみんな1つしかないわけですね。コロナの時期なんかどうしたんだろうかと思うような心配をしましたが、やはりこれらの課題について、町長の答弁は、現場の実態を丁寧に把握し、優先度を踏まえた改善計画を定めた上、年次的に整備すると言われましたけども、トイレとかエアコンとか除湿機とか、そういうふうなものは、今年度補正予算、または来年度予算で、ぜひとも実現していただきたい。これまさに子どもの最善の利益を保障するというふうに言われているわけですから、お願いしたいと思います。

それから、次に、4点目の支援員の処遇ですけれども、厚労省の放課後児童クラブ運営指針には、児童の支援員は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人一人の心

身の状態を把握しながら、育成支援を行うことが求められています。まさにこれ教員と同じような専門職としての自覚を求められています。特別な支援を要する児童も今増えています。

町長の先ほどの答弁では、優秀な支援員の安定的確保は極めて重要というふうに言われました。令和4年度からの処遇改善、国の支援でもありますが、これは行われたと言われましたが、具体的にどこにどのように反映されたんでしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 令和4年度の処遇改善につきましては、約3%の報酬額の改定ということで適用させていただいております。適用の方法といたしましては、その当時の月額に3%を掛けまして、その直近、直情の給与等級に改定をしたところでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 分かりました。国のとおりにやっておられるというふうなことで。しかし、まだまだ近隣の市町と比べますと、初任給が低いんです。田布施は徐々に上がるふうになっているので、そういう点では長く続けるという点でプラスと思いますが、支援員の方が言っておられましたが、ハローワークに行ってみると、やはり柳井とか平生のほうが高い。みんなそっちを選んでしまうんだと。そういうふうなこともあります。ですから、ハローワークの求人においても、やっぱり優秀な人材を確保するために処遇を改善する。これは欠かせませんので、ぜひ今後とも改善をお願いしたいと思います。

それから、5点目の支援員の専門性のことについてですが、この全ての支援員に県の研修への参加を積極的に受けるように支援していると言われましたが、具体的にどのような研修をどういう形で受けさせているのでしょうか。また、この研修修了者の割合は、全員でしょうか、全員が済んでいるのでしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 毎年県のほうで行われております指導員の養成研修を、各児童クラブから計画的に参加するように指導しているところでございます。どうしても人員に限りがあることから、一度に全員が受けるということができませんので、年に数名ずつではありますけど、順次、研修を受けるようにしております。

研修の受講率につきましては、すみません、ちょっと今、手持ちがございませんのでお答えすることができません。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） これも厚労省の設備運営基準には、事業者である町は、支援員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならないというふうに、町の責任、義務をちゃんと書いておけるわけですね。これは、研修を受けないと正式な児童クラブ支援員ではなく、補助支援員ということになります。処遇にも差ができるわけです。ぜひこれは100%研修を受けてもらって、本当にやっぱり子どもに接する大人、支援員の役割というものは、子どもの居場所にとって非常に大事です。そういう意味では、ぜひこれはお願いしたいと思います。

いろいろ言いましたけれども、特に緊急を要するもの、トイレとかエアコンとか、これについては早急に実現していただきたい。子どもの最善の利益を保障するという言葉、その言葉に責任を持つというのが、やはり田布施町のやっぱり子育てに対する姿勢だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、高見英夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を11時10分再開します。よろしくお願ひします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（南 一成議員） ちょっと早いんですが、再開したいと思います。

先ほどの答弁にちょっと訂正がありますので、先に長合町民福祉課長。お願ひします。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先ほど町長答弁の中で、町が定める定員につきまして、285というふうに説明させていただいたと思うんですけど、正しくは280でございます。失礼いたしました。

○議長（南 一成議員） 以上です。それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 田布施にお住まいの皆さんのため、田布施の将来のために、働いて働いて働いて働いて働いて。この思いを胸に、ただいまから一般質問を始めます。

先月11月は、過労死等防止啓発月間で、厚生労働省のポスターに、仕事より命とあったそうです。私はこのポスターを見ていませんが、仕事を頑張り過ぎて、体を壊して休業するようなことになっても、よう頑張ったねと誰も褒めてくれません。ライフワークバランスが、自分の体にとって健康に仕事をするために考えていかなければいけないことです。猛暑や豪雨は、人間活動による温暖化が影響

しているとして、長期の暑さ対策が必要と思うので、9月議会で質問しました。日常的な暮らしを考えると、物にあふれ、コンビニをはじめ、大変便利に毎日の暮らしが可能となっております。

その一方で、人の心、精神面は貧しくなり、人の交流が希薄になっていると言えるのではないのでしょうか。お金があり、健康であれば、人との関わりを避け、卵の殻に閉じこもる生活が楽であります。

人は生を受け、一人で成長したわけではありません。自覚はしていなくても、周りの人々の支援があり、大人となっております。

ところが今、地域のつながりを捨て、面倒なお世話係を避け、自治会役員の成り手不足という自治会存続の危機が間近に迫っております。昨日も、民生委員が不足しとるといふ、このような話題がありました。

田布施町のBCP（事業継続計画）を見直す時期に来ていると思ひ、経営資源である人・人材、物・物的資源、金・資金を基本要素として捉え、これに情報を加えお尋ねします。

一問一答で、今回4問予定していますが、私の質問後に町長の提案理由、それから、全員協議会が予定されておりますので、全部は終わらない部分は、来年の次回の一般質問に回したいと思ひ、それでは、1問として、BCP（事業計画）、人・人材・組織について、町長、答弁よろしくお願ひします。

人は経営資源の物・金・情報を動かす資源であり、人がいて仕事ができる。しかし、AIやロボットの進化で、人の活用範囲を見直す必要がありそうだ。心の不調、メンタル不調の人は職員の中におりませんか。不調を特別視せず、異常は早めに察知して快適な職場づくりが必要だ。それには、相談できる職場の輪が欠かせない。組織をどのようにつくっていくか、私は期待しております。

日のもと日本は島嶼国、全国一律は崩れ、田布施町の落日はあつてはならない。まず最初にお尋ねします。

人は自ら自由な発想や行動、活動できる。組織として規律性や自主性をどのように管理して、よりよい住民サービスに職員を組織化しているか。町の組織は住民サービスに向け最適か。十分に機能していると言えるか。人材育成はどのようにレベルアップしているか。職員採用後の職場内教育OJTは、どのようになっているか。

次に、自治労・田布施町職員労働組合と協議は十分にされていると言えるか。問題が発生した場合、その事案の対処はどのように行われているかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

近年、行政需要は、ますます高度化・多様化・複雑化してきておりまして、今後の社会情勢の変化等に対応できる優秀で多様な人材確保が必要となつてきているところでございます。

私は、町役場の職員として最大の責務は、町民の生命と財産と暮らしを守ることにあるかと思っております。そのためには、町民の皆様が安心安全に暮らせるよう全力を尽くし、町民の立場に立って物事を考え、実行することにあるかというふうに思います。

また、職員が働きやすく、町民や職員から信頼される、笑顔あふれる職場にしていきたいというふうにも思います。日々また新しいことにチャレンジするという職員にもなってほしいというふうに思います。

お尋ねの町の組織は、住民サービスに向けて最適か、十分に機能しているかについてでございますが、住民の皆様のご具体的なニーズや課題、また、国の様々な施策などに対し、適切に対応していくためには、限られた人員の中で優先順位を明確にし、デジタル技術や外部資源を活用するなど、業務の効率化を図りながら、持続可能な行政サービスを提供してまいります。

次に、職員の人材育成についてでございますが、新規採用職員については、町独自の取組として、田布施町新規採用職員育成マニュアルを策定いたしております。入庁してから1年間で基本的な、また基礎的な事項を身につけられるかどうかで、今後、町職員としてどの程度の能力を発揮できるか、とても重要な時期となります。そのため、新規採用職員に対する具体的な育成は、年代の近い先輩職員が育成担当者となり、指導・助言及び支援を行っております。

また、育成状況を把握するため、2か月ごとに振り返りシートとチェックシートを作成し、それを基に所属課長は育成に必要な指導や助言を行っております。

また、その他職員のスキルアップについては、地方公務員としての職務遂行上の知識・技能を習得させ、公務能率の向上と事務処理の適正化を図るため、毎年研修計画を作成し、職場内の研修や職場外の研修となるセミナーパークの一般研修・特別研修、また、広島広域職員共同交流研修なども実施しており、令和6年度の実績で延べ169名が参加をいたしております。

次に、田布施町職員労働組合との協議についてでございますが、先日も、統一要求や確定独自要求に基づき労使交渉を行ったところでございます。

職員労働組合とは、職員の賃金や労働条件、また職場環境の整備など様々な課題について協議しております。今後も職員労働組合と一緒に丁寧な交渉を行ってまいります。

最後に、問題が発生した場合の対処についてでございますが、どのような問題が発生したかにもよりますが、個々の事案ごとに対処方法が異なると思いますので、具体的な回答は、まず最初の回答では控えさせていただきます。その上で、令和3年に策定いたしました田布施町職員のコンプライアンス行動指針に基づき、職員の法令遵守の徹底を図るとともに、住民サービスの向上、良好な職場環境の確保に努めてまいります。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 新採用の職員に対して、1年間年代の近い先輩職員が育成担当者として対応するというのは大変よいことだと思います。仕事以外にも悩みとか、そういうふうな相談もあるかとも思いますので、大変よいことだと思うんで、続けてもらいたいと思います。

それでは、追加する質問ですけども、国は子育て支援を重視して、経済対策効果もあるとして、1人2万円を子育て世帯に支給しますが、田布施町は、子育てに一元的な対応は、現状の組織としてできていると言えるのでしょうか。経済的対策として、何か特別に町として計画されているものはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 一元的な対応ということでございますが、町としましては、こども家庭センター、これを中核として、ワンストップの支援体制の強化を図っているところでございます。こども家庭センターが中心となりまして、妊娠・出産、乳幼児健診、発達の相談等、その他の経済的・心理的相談につきましても、幅広く一元的な相談に対応する窓口として機能させているところでございます。

あと経済的支援という部分ですが、今回の国からの2万円の交付金も含めまして、今後、国の経済対策等を活用して、町独自の支援策も今後検討できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 今回も子育てに関する質問をされた方がたくさんいらっしゃいます。要保護・準要保護の子どもを育てておられる方もおられると思いますので、十分な検討をよろしくをお願いします。

仕事より命が大事という話を最初に言いました。田布施町に仮に大災害が発生した場合、通信が遮断されたときの職員の安否確認というのは、通信が遮断されていますのでどのように把握されるか。同様に田布施町も50平方キロですが、10キロ、10キロぐらいの大きな町じゃないですが、どのように住民の安否確認も把握されるのかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 本町では、このBCPと災害対応マニュアルによって、職員の配置基準、また、参集職員の把握、安否確認の方法をというのを定めているところです。さらにBCPでは、職員の家族の安否確認についても明記しております。

今、議員御質問の通信、光回線みたいなのが遮断した場合というところを想定するならば、通常の電

話というにはふくそうが想定されるために、町では、本庁舎とか避難所、町内13施設で非常用回線というのを整備しております。その回線を使用して安否確認をすることになるかと思えます。

また、住民の安否確認については、町の職員だけで対応することというのは困難であろうというふうに考えていますので、各自主防災組織とか、班単位で安否確認を実施していただくというものになるかというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 私は、小規模な災害は別にして、本当に通信が遮断するような大規模な災害については、ドローンを利用するべきだと思うんです。

先日、馬島で、本土側から物資を届けるという訓練、私は見学に行っていないですがされたようです。役場に近い職員は、大災害でもまだ何とか役場にたどり着ける職員は数名おると思うんですが、ドローンの資格を持っている職員がその中におれば、ドローンを、これは運航するのは規制があると思うんですけども、自治体ですから、異常時は、よその自治体は別にしても、田布施町内は、異常時はそのドローンをあらゆる方向に飛ばせるという許可を事前を取得して、そして、職員がおるとこへドローンを飛ばして行って、ドローンは着陸して、職員がメモとか、あるいはその地域に必要な物とかというふうなものを書いたものを安否確認して、また役場のほうへ、それで、いろんなところへドローンを飛ばせば、人間が現地に確認に行かなくても被災状況が分かるんで、田布施町内は全てのエリアにそのドローンが飛ばせるという、そういうふうな仕組みづくりをつくってもらったと思います。ただ、小行司がありますんで、小行司は、ですから、大波野からちょっと光市を通って行くとかいうことも認めてもらうというふうなことが必要かも分かりません。

ですから、ドローンの資格を取る人を、特に役場に近い辺りに住んでいる人間には、大いにちょっと費用がかかるか分かりますが勧めてもらいたいと思います。このドローンを利用するという案は、どのようなものでしょうか、大災害時については。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 11月、今おっしゃったように、馬島で搬送実証訓練させていただきました。そういう中で、今、議員がこういうふうにしたらいという御提案を頂いたところですが、議員おっしゃるように、災害対策、大規模災害があったときには、災害対策基本法が適用されるんで、飛ばせるものだろうとは、それは可能だろうとは思っております。

どういうことがドローンでできるかというのは、また今後いろんなことを考えていかないといけないと思いますが、今、ドローンを持っていらっしゃる業者さんとの連携協定というのを結んでおりますので、まず職員がドローンの資格を持っているのがちょっと数人しかいませんので、そこはもっと

充足させていきたいと思いますが、そういう業者との連携も、また、どういうところでドローンを飛ばしていただくのかというの、今後ちょっと課題としては持っておるところです。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 時間がどんどん経過しておりますので、要望を伝えまして、1問目を終わりたいと思います。

年功序列や終身雇用で代表される日本型雇用を続ける企業を、JTC（Japanese Traditional Company）と呼びます。田布施町がそうであるなら、JTLG（Japanese Traditional Local Government）、職員は住民を向いて受け身でなく、プッシュ型で積極的に仕事に、そういう気持ちでいつも取り組んでほしいという、この要望をして、人の項目は終わって、次はモノについていきたいと思います。

質問項目2、BCP（事業計画）モノ（物的資源）について、町長は答弁でよろしくお願いします。

リスクマネジメントが重要だ。大きな自然災害が発生して被災した場合、町の経営資源を失う危険が生じる。経営資源が欠けると業務の継続が難しくなり対応に追われる。遅れは即、住民苦情につながる。そのための普段から災害に備えて、BCPを整備しておくことが、安定した住民サービス提供には不可欠だ。物質的な資源が豊富にあれば（箱物）、厚い住民サービスが提供できる。しかし、多大なランニングコストが必要で、財政を圧迫する。想定外の災害が発生しても迅速な対応が可能となるが、急激に人口減少が進む今、財政力、住民人口に合った適度なモノが望まれる。道路、橋、学校、公民館、町営住宅など、将来計画を見直すときではないか。ハザードマップは新しくなったが、災害は激甚化し、今や想定を超える。日本を含め、世界各地で大災害が発生し、大きな被害を住民に与えている。再度の見直しも必要と考えるのでお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

本町では、多くの公共施設が老朽化による大規模改造や修繕、建て替えが急務となっています。議員御指摘のとおり、人口減少・少子高齢化、さらなる進行等による厳しい財政状況や公共施設の利用需要の変化が今後予測されます。

このような背景を受け、本町では、限られた財源の中、持続可能なまちづくりを実現しつつ、住民のニーズに対応した公共サービスを提供するため、田布施町公共施設等総合管理計画を策定いたしております。

この計画は、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・標準化を目的に、公共施設等の最適配置の実現を目指しております。

今後、将来予測に基づき、各計画の再構築を検討し、施設のダウンサイジングを進めてまいります。まずは、現行施設の維持管理負担を把握し、コスト計算を行い、削減効果をシミュレーションした上で、公共施設等の最適配置について、議員の皆様や地域の皆様、関係団体等の御意見を賜りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 今や生まれてくる子どもは50人で、どんどん急激に田布施町の人口は減っていきますので、回答にあります施設のダウンサイジングを進めるというのは、ぜひとも必要なことだと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問としては、国は、公共調達の要件にJIS（日本産業規格）の適合を加え、使用する製品・サービスの品質と安全性に基準を設け、機密情報流出など、経済安全保障上のリスクを抑止する。将来はJIS認証の取得を公共調達の必須条件にする。ISO（国際標準化機構）やIEC（国際電気標準会議）など、国際規格の基準も踏まえるが、田布施町は工事の発注、施工業者の使用物品のチェックはどのようにされていくのか、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

まず、工事の発注時なのですが、入札参加希望者がISOの品質マネジメントシステムISO9001や環境マネジメントシステムISO14001の認証取得している場合は、指名競争入札の指名業者の選定時に使用される総合点数の加算対象となっております。

また、次に、施工業者の使用物品のチェックについてですが、県が作成して、町も準拠している工事の共通仕様書というものがあるんですけども、工事に使用する材料は、JIS規格に適合、またはこれと同等以上の品質を有するものと、その仕様書に規定されておまして、受注者から使用材料の承認の書類が提出された際や、材料検収の開示においてそれを確認させていただいております。また、一部の工事の施工方法や試験方法についても、JISに認定されたものがございまして、受注者から提出される施工計画書や関係書類等で確認させていただいております。

そのほか、ISOやIECのお話があったと思うんですけども、それらの国際規格は、国内規格であるJISの上位規格になっておりますので、先ほど申しました共通仕様書におけるJIS規格と同等以上の品質を有するものと解釈されるために、受注者から必要な書類が提出され、また、その内容が確認できれば使用可能であります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 今はJ I S規格に準ずるものであれば可能と思うんですが、今後はJ I S規格に適合していないと使えないというふうなことになっていくんじゃないかと思えますんで、この辺り、建設課によろしく、ほかの課も関係することがあるかも分かんませんが、よろしくお願ひします。

ダウンサイジングの回答がありましたんで、私の要望を言って、次の質問に移りたいと思います。

麻里府公民館は、避難所を兼ね高台に新築移転する。他の4地区の公民館も新しくしてほしいと、住民要望が出そうであります。麻里府公民館は海に近く、避難所として不適當で、廃校の小学校も公民館の代替として適當でなかった。4地区の公民館はいずれも小学校と近距離にあり、代替機能は十分ある。今、出生数が50人程度となっているので、2学級で済みます。町の財政力で4校維持が困難となれば、児童は徒歩通学だから、中心部に1校の時代が来そうであります。少子化による小学校、幼稚園、保育園、町としてランドデザインを示すときが、そろそろ来ていると思いますので、問題を投げかけて次の質問に行きます。

質問3として、BCP（事業計画）カネ（資金）について、町長、答弁よろしくお願ひします。

急激に少子高齢化が進む今、長いスパンで検討が望まれるのは、社会保障である。9月議会で田布施に居住する住民の負担率をお尋ねしました。憲法の生存権にのっとり、誰一人取り残さないを実現しようとするれば、莫大な費用がかかります。持続可能な社会保障はどうするのか。給付の多くは高齢者を支えるもので、50年前の給付は国民所得の6%未満であったが、現在は30%超えとなっております。その4割が年金、3割が医療、1割が介護と、その他2割の比率で、近年は少子化に使う費用が上昇しております。給付増に伴い負担も増加しております。同様に国民所得も5%から18%になり、租税負担を合わせた国民負担率は24%から46%と大幅に増加している。

将来の社会保障給付の低下と負担の上昇に不安は高まっている。不安を除くためにある社会保障が、逆に不安要素と今はなっております。安定的に維持していくための配分の効率性・公平性は必須条件で、日本の経済成長が望まれるのはもちろんで、少子化対策、無駄の削除、給付と負担の見直しなどは重要な視点だ。人口減少で将来的に交付金の減額が予想される。財源の乏しい田布施町には、そろそろ人件費削減の時期が来ていると思うのでお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、令和7年の社会保障給付費は140.7兆円と、対GDP費22.4%、国民負担率46.2%となっております。このうち約60%は、被用者保険、事業主の拠出で賄われ、約4

0%が公費負担となっております。

我が国、全体の高齢化率は今後も上昇を続けると推計されており、また、令和8年度は子ども・子育て支援金制度が加わるため、医療保険においてはさらなる負担が増すと見込まれておりますことから、社会保障費全体の上昇は避けて通れない課題であるというふうに認識はいたしております。

本町においても、介護給付費について、令和6年度以降、計画を上回って推移しているなど、町民の将来負担の上昇が懸念されているところであります。

お尋ねの人件費削減につきましては、長期的にデメリットや影響等もございますので、引き続き、財政健全化に向けて、安定的な行財政運営を行う中で考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） この項目は、いっぱい聞きたいことが実はあるんです。だけど、後のスケジュールを考えると、1つだけ聞いて、この3問目の途中と4問目は、来年の3月議会に繰り越したいと思います。1つだけここでお聞きして終わりたいと思います。

815ある市と区で、住民1人当たりの24年度決算が公表された。個人住民税は、港区が断トツで、上位はほぼ東京。一方、借金、地方債、こちらは、石川県珠洲市、輪島市、夕張市の順で、北海道も多い。エリアが広いのでコストがかかるのだらうと想像しております。

国の救助法が適用になった石川県の2つの市が、1位、2位に入っているのは意外でありました。予測できない地震と水害、被災すると支援で補助金は支給されても、後々大変なことになる。災害の少ない柳井エリアだが、備えを常に。この精神で、リスクの見直しを。被災すれば復旧費は莫大に増加する。町はどのような保険に入っているのか。また、田布施町に住民が被災した場合、事業を再開する、資金提供する制度というものはあるか。最後の質問として、お答えよろしく申し上げます。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、災害で保険という話なんです。災害で町が管理する施設や道路において、町民が例えばけがをされた場合、町に瑕疵があれば、町が現在掛けております総合賠償保険、これが対象になることが考えられます。それ以外で、町として災害における保険は掛けておりません。

それと、もう一点が、事業再開するための資金提供についての御質問であったと思いますが、資金提供する制度があるかないかについては、町ではございませんが、もし大規模災害があった場合、激甚災害、これに指定されますと、町が行う災害復旧費等の国庫補助金の嵩上げとか、また中小企業への保障の特例、特別の財政助成措置が講じられるものというふうに理解しております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 借金では石川県の1位、2位があるんで、僕はびっくりしたんですが、田布施町もそういうことがあってはいけません。国から莫大な資金援助はあるでしょうが、やっぱりいろんなところで、町が持ち出さんにやいけんような費用も発生するのではないかと思います。

そういう面で、町独自に保険というのも考慮する、そういう必要があるかも分かりません。我々も生命保険に入ったり、医療保険に入ったりするのと同じように、保険という制度、自治体も必要かも分かりません。

ちょっと途中で申し訳ないんですが、早めに私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

---

日程第3. 議案第67号

日程第4. 議案第68号

日程第5. 議案第69号

日程第6. 議案第70号

日程第7. 議案第71号

日程第8. 議案第72号

日程第9. 議案第73号

日程第10. 議案第74号

日程第11. 議案第75号

日程第12. 議案第76号

日程第13. 議案第77号

日程第14. 議案第78号

日程第15. 議案第79号

日程第16. 議案第80号

○議長（南 一成議員） 日程第3、議案第67号令和7年度田布施町一般会計補正予算（第4号）から、日程第16、議案第80号田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、14件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本定例会に提出いたしました14議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第67号は田布施町一般会計補正予算（第4号）でございます。

歳入の主な内容でございますが、国庫支出金は、国民健康保険特別会計の事務処理標準システムについては、特別会計の県支出金から、より有利な一般会計の国庫支出金へ財源組み替えをしたことや、障害者自立支援に係る介護・訓練等給付費の増などにより、増額補正であります。

県支出金は、介護・訓練等給付費や子どものための教育・保育給付交付金の増などにより、増額補正でございます。

繰入金は、収入調整として財政基金繰入金により、増額補正といたしております。

次に、町債でございますが、中央南防災広場の整備に伴う防災拠点施設等整備事業債の増などによる増額補正でございます。

次に、歳出の主な内容についてでございますが、各費目において、令和7年山口県人事委員会勧告に準じて実施する給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

まず、総務費でございますが、情報システム標準化・共通化事業において、ガバメントクラウド使用料が見込み減となりましたが、中央南防災広場における駐車場舗装工事費の増や、新規に計画しております公衆トイレの整備費等の計上により、増額補正でございます。

民生費は、事務処理標準システムの財源組み替えに伴う国民健康保険特別会計繰出金の増や障害者自立支援に係る介護・訓練等給付費の増、法人保育園の委託料の増などにより、増額補正でございます。

教育費は、スポーツセンタープール施設の備品の更新等による増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1億1,673万9,000円を追加し、予算総額を74億5,422万3,000円とするものでございます。

次に、議案第68号は田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

主な補正内容は、事務処理標準システムの財源組み替えでございます。

次に、議案第69号は田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

主な補正内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料の計上でございます。

次に、議案第70号は令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

まず、収入について、雨水処理に係る一般会計負担金を増額、一般会計補助金を減額、並びに下水道事業債を増額するものでございます。

支出は、修繕費及び田布施川流域下水道建設負担金の増額でございます。

次に、議案第71号は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児または介護と仕事の両立支援に係る整備を行うため、関係条例を整理するものでございます。

次に、議案第72号は田布施町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてでございます。

本年8月、人事院は、国家公務員の月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることから、給料表について、平均で3.3%引き上げ、期末・勤勉手当支給率についても0.05月分引き上げるよう勧告し、昨年に引き続き、月例給、期末勤勉手当ともに引上げ勧告となりました。

これを受け、政府は、勧告どおり国家公務員の給与改定を11月11日に閣議決定し、改正給与法は、現在召集されております臨時国会において承認、公布される見通しとなっております。

山口県でも、この閣議決定等に基づき、民間や国家公務員給与との比較結果や人事院勧告の内容等を総合的に勘案して判断した山口県人事委員会勧告に沿った給与改定を県議会に提案する見通しとなっており、本町におきましても、県に準じた給与改定を行うため、本案を提出するものでございます。

改定の内容でございますが、給料表については、平均3.02%の引上げとなっております。また、期末手当及び勤勉手当については、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当支給割合をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げ、期末・勤勉手当の総支給率を年間4.65月分とするものでございます。

その他、国や県の規定に基づき、再任用職員の住居手当を本年4月に遡って支給するためのものでございます。

次に、議案第73号田布施町公民館条例の一部改正は、麻里府公民館の新築移転に伴い位置を変更するものでございます。

次に、議案第74号田布施町役場分室設置条例の一部改正も、麻里府公民館の移転に伴う住所の変更でございます。

議案第75号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正も、新麻里府公民館の会議室等の使用料を新たに規定しようとするものでございます。

次に、議案第76号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、並びに議案第77号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、児童福祉法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

次に、議案第78号田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う「こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」の施行に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

次に、議案第79号田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、児童福祉法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

最後に、議案第80号田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正は、大平地域飲料水供給施設の使用料の水準等を、本町の水道料金の水準等に合わせるための改正でございます。

以上、御提案申し上げました議案14件につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第67号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

次に、議案第69号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

次に、議案第70号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

次に、議案第71号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第72号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第73号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第74号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第75号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第76号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第77号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第78号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第79号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第80号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第80号までの14件は、会議規則第39条第1項の規定により、タブレット記載の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第17. 請願第1号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第17、請願第1号を議題とします。

請願第1号は、タブレット記載の請願文書表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

---

○議長（南 一成議員） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(ベル)

午後0時01分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一 成

署名議員 谷村 善彦

署名議員 藤田枝里香

議事日程(第3号)

令和7年12月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第67号  
令和7年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第68号  
令和7年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第4 議案第69号  
令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第70号  
令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第71号  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第7 議案第72号  
田布施町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第8 議案第73号  
田布施町公民館条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第9 議案第74号  
田布施町役場分室設置条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第10 議案第75号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について(委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 7 6 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号  
田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 7 9 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号  
田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 6 請願第 1 号  
日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願 (委員長報告)
- 日程第 1 7 委員会提出議案第 1 号  
日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書
- 日程第 1 8 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 7 号  
令和 7 年度田布施町一般会計補正予算 (第 4 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 3 議案第 6 8 号  
令和 7 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について (委員長報告)

- 日程第 4 議案第 69 号  
令和 7 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第 5 議案第 70 号  
令和 7 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 3 号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第 6 議案第 71 号  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 72 号  
田布施町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 73 号  
田布施町公民館条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 74 号  
田布施町役場分室設置条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 10 議案第 75 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 11 議案第 76 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 12 議案第 77 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 13 議案第 78 号  
田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 14 議案第 79 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 15 議案第 80 号

田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(委員長報告)

日程第16 請願第1号

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願

(委員長報告)

日程第17 委員会提出議案第1号

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書

日程第18 議員派遣について

---

出席議員（12名）

1番	落合 祥二議員	2番	西本 篤史議員
3番	谷村 善彦議員	4番	守田 達也議員
5番	高月 義夫議員	6番	高見 英夫議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	小中 進議員
9番	藤田枝里香議員	10番	松田規久夫議員
11番	内山 昌晃議員	12番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	弘津 考一君
書記	穂枝美乃里君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	友森 康之君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	寶城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建 設 課 長	松葉 譲児君	教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

---

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、小中進議員、高月義夫議員を指名いたします。

---

日程第2. 議案第67号

日程第3. 議案第68号

日程第4. 議案第69号

日程第5. 議案第70号

日程第6. 議案第71号

日程第7. 議案第72号

日程第8. 議案第73号

日程第9. 議案第74号

日程第 10. 議案第 75 号

日程第 11. 議案第 76 号

日程第 12. 議案第 77 号

日程第 13. 議案第 78 号

日程第 14. 議案第 79 号

日程第 15. 議案第 80 号

日程第 16. 請願第 1 号

○議長（南 一成議員） 日程第 2、議案第 67 号令和 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定から、日程第 16、請願第 1 号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願まで 15 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 12 月 11 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 67 号及び議案第 71 号から議案第 75 号の議案 6 件、請願第 1 号について、12 月 16 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 67 号令和 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）の議定について、12 月 16 日に経済厚生委員長から予備審査の経過と結果について御報告があり、審査の結果、経済厚生委員会では、原案のとおり全会一致で可決されました。

本委員会での主な質疑は、債務負担行為補正の小学校水泳指導委託の限度額について、雑入の市町村振興協会助成金の算定方法について、歳出では、人件費の会計年度任用職員の報酬改善について、農林水産業費、農地費の中山間地域等直接支払交付金の減額理由について、教育費、中学校費の会計年度任用職員の報酬について、同じく教育費、保健体育費の共同調理場運営費の平生町との修繕費負担割合について、また、共同運営となったことによる児童生徒への影響についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 71 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、職員労働組合との合意についてで、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本委員会は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 72 号田布施町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、職員の給与に関する条例の改正に伴い会計年度任用職員の報酬への影響についてで、

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号田布施町公民館条例の一部改正について、議案第74号田布施町役場分室設置条例の一部改正についてであります。質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、麻里府公民館の地域交流スペース使用料の料金設定根拠についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願についてであります。

紹介議員の高見英夫議員から、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願の趣旨、理由についてで説明を受け、質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、内山経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（内山 昌晃議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第68号から議案第70号及び議案第76号から議案第80号までの議案8件について、12月12日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第68号令和7年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についてであります。

本委員会の主な質疑は、保険給付費、療養費の状況等についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてであります。

本委員会の主な質疑は、総務管理費、一般管理費の介護保険事業計画策定委託料の内容について、介護従事者の報酬等の状況についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算（第3号）議定についてであります。

本委員会の主な質疑は、下水道事業復旧率の現況についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、

果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本委員会の主な質疑は、改正に伴う内容等の詳細についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本委員会の主な質疑は、町内での虐待等の状況についてで、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第79号田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本委員会の主な質疑は、簡易水道施設の状況等についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第67号から議案第80号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、請願第1号、討論はありませんか。高月議員、反対討論ですね。

○議員（5番 高月 義夫議員） 今回提出された日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願について、反対の立場から討論いたします。

まず前提として、私も含めた人類誰もが核兵器廃絶は共通で永遠の願いであり、私の核兵器廃絶の気持ちも、今定例会より前に全議員の皆様にお伝えさせていただいたとおりであります。それではなぜ反対かですが、批准に対しての平和と安全への危機感なのです。

それでは、次のことを皆さんが日本国の内閣総理大臣になったつもりで想像を働かせてください。

日本は周囲を中国、ロシア、北朝鮮の核兵器保有国に囲まれています。3か国とも核兵器禁止条約は批准していません。そういう環境の中で、日本は、米国との日米安保条約により、核兵器保有の米国が後ろ盾となっています。

そのような現状の中、日本は理想を貫き、核兵器禁止条約を批准します。米国は核を否定する国と同盟を持つでしょうか。即座に安保条約は解消となるのは必然と受け止めます。

では、批准した総理大臣としてどう日本国を守るか、私には、どうシミュレーションしても、理想のために国民の平和と安全を危機にさらす行為としか受け止められないのです。3頭の猛獣の入るおりの中に自ら飛び込むという行為としか受け止められません。批准というのは表裏一体、今の日本では、現状を考えると、周辺国、核兵器保有国が残る現状では、批准という危険性が高いと思います。

そこで、被爆80周年の広島平和記念式典での松井広島市長が平和宣言で投げかけられた、来年開催される核兵器禁止条約の第1回再検討会議へのオブザーバー参加です。何度も批准を唱え実現しなかったからこそ考えられた再検討会議へのオブザーバー参加なのだと思います。

先ほどのシミュレーションのとおり、批准は相当ハードルの高い国民の平和と安全を巻き込んだ判断になると思います。ただ、核兵器禁止条約を進める上で、日本の参加は最初はオブザーバーからでも意義のあることだと私は考えます。

よって、調印と批准のみを提言しているこの請願には、趣旨は同意するものの、反対を表明いたします。

以上で私の反対表明を終わります。

○議長（南 一成議員） 賛成討論はありますか。高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 今、高月議員から反対の討論をいただきました。その理由の第1は、核保有国に囲まれた日本の安全を理想のために犠牲にしてはならないということでした。

しかし、私は、核保有国に対してアメリカの核の傘に守られているという日本の今の現状ですけれども、これは核抑止論という理屈に立っているわけですが、この核抑止論というのは、いざとなったら核兵器を使うことを前提にしているわけです。

被爆者の方々は、敵であろうと味方であろうと、二度と被爆者をつくってはいけないと訴えておられるわけです。自らの悲惨な体験や写真をさらしてまで、核兵器廃絶を訴えています。

1980年代には、今から40年前ですけれども、まさに米ソの核軍拡競争の中で世界には7万発の核弾頭がありました。しかし、その中で、核廃絶の世界的な世論に押されて、アメリカのレーガン大統領とソ連のゴルバチョフ書記長は、核戦争に勝者はない、核戦争は人類につながると核軍縮を始めたわけです。しかし、今でも1万発の核弾頭があります。地球を何十回も破壊する、そういう量です。

核抑止力論による核軍拡競争は地球の破滅につながります。むしろ核兵器禁止条約加盟国が広がることによって、日本も参加することによって、核兵器の製造や使用を抑止することができるわけです。中国やロシアなど、その他の国々の核兵器の製造を止め、使用をストップさせる、その力が核兵器禁止条約にあると思います。まさに核兵器禁止条約こそ、現実的な人類が生き延びる方法だと思います。

また、日本がこの条約に参加したならばアメリカは安保条約を廃棄するのではないかと言われましたが、そのようなことはあり得ないと思っています。アメリカは、日本との安保条約によって、アメリカの世界戦略を本当に有利に展開をしている。アメリカにとっても、この条約はものすごくうまみのあるものなわけです。

もう一つ、8月6日の広島、松井市長の平和宣言を引用されました。

高月議員の反対の討論は、核兵器廃絶には賛成だと、同じだと。しかし、まず再検討会議への参加という手順を踏むべきだという御意見だと思います。目的は同じだが、手段が違うんだということです。

松井広島市長の8月6日の平和宣言を言われましたけれども、しかし、その平和宣言の文面はこうです。「核兵器禁止条約の締約国となることは、ノーベル平和賞を受賞した日本原水協を含む被爆者の願いに応え、「ヒロシマの心」を体現することにほかなりません。また、機能不全に陥りかねないNPT——もう一つの条約がありますね——が国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石として有効に機能するための後ろ盾になるはずです。ぜひとも来年開催される核兵器禁止条約の第1回再検討会議にオブザーバー参加していただきたい」というこの文面です。

松井市長の今の文章から分かるように、市長の願いは、日本が核兵器禁止条約に署名・批准して、日本が締約国になることを願っているわけです。まさに「ヒロシマの心」を体現することだと言っていました。機能不全に陥っているNPTの機能回復の後ろ盾になると、この核兵器禁止条約を高く松井市長は評価してるわけです。

また、彼は、2年前の8月6日の平和宣言では、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となるべきだというふうにはっきり述べています。署名・批准が第一の目的で、そのための段階として会議へのオブザーバー参加を求めているわけです。

今回請願を出した田布施町民ネットワークの請願は、オブザーバー参加については触れていません、文面をよく御覧になっていただければ。もちろん否定もしていません。広島市長と同じに、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となることを目指す請願です。ですから、高月議員が反対される理由は、この点についてはないと言わざるを得ません。

今回、私やネットワークの方々をお願いしているのは、昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。彼らの努力に報いるためにも、唯一の戦争被爆国である日本は核兵器を全面的に禁止させる先頭に立つべきではないでしょうか。

山口県は、人口比では長崎県、広島県に次いで3番目に被爆者の多い県です。山口県の被爆者はかつて7,000人を超えていましたが、今では1,000人余りです。田布施町でも100人近くおられました。現在13名です。被爆者は差別や偏見、後遺症に苦しんできました。被爆者の平均年齢も今や86歳です。被爆者には残された時間がありません。

被爆2世、3世、4世の方もおられます。住民福祉の増進を目的とする地方自治体として、苦勞してこられた被爆者住民のために、彼らの悲願である核兵器禁止条約に参加を支持することは当然のことだと思っております。

特に我が田布施町は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を提唱しノーベル平和賞を受賞された佐藤栄作元首相の出身地で、佐藤さんは名誉町民でもあります。田布施町議会が核兵器廃絶の前進に寄与することは大きな意義があります。

核兵器禁止・廃絶を求める住民ネットワークの方々には請願採択を強く願っています。私は、ぜひ全員一致で採択をしていただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（南 一成議員） これで、請願第1号、討論を終わります。

これから議案第67号令和7年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定についてを採決します。

議案第67号に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和7年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

ます。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号田布施町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第73号田布施町公民館条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号田布施町役場分室設置条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。これを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第16、請願第1号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

ここで、休憩をしまして、ちょっと別室で相談ごとがありますので、暫時休憩します。

午前9時30分休憩

.....

午前9時35分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩をほども、再開をします。

----- . ----- . -----

#### 日程第17. 委員会提出議案第1号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第17、委員会提出議案第1号を行います。日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書を議題といたします。

今、休憩して別室で相談しましたように、議会として全会一致でこの意見書を出したいということで、以前出しておりました意見書に加えまして、2番としまして、日本政府は第1回再検討会議にオブザーバー参加することというものを一言付け加えまして相談しました。そこで全会一致で了承いただいたということで、今、理解しております。

この議案の朗読は省略します。

提案理由について、タブレット記載の議案書に明記してありますので、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。委員会提出議案第1号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから委員会提出議案第1号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、委員会提出議案第1号は可決されました。

ここでお諮りします。ただいま議決されました委員会提出議案第1号について、条項、字句、数字

その他の整理を要するものについては、会議規則第45条により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

---

#### 日程第18. 議員派遣について

○議長（南 一成議員） 次に、議案第18、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、タブレット記載のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたけれども、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定については議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。日程等の変更の決定は議長に委任されました。

---

○議長（南 一成議員） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和7年第8回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時38分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 小中 進

署名議員 高月 義夫